



Landscape Planning of HOKUTO City

北杜市景観計画

平成22年12月策定

平成28年2月変更

北 杜 市



はじめに



私たちが暮らす北杜市は、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、茅ヶ岳や瑞牆山に囲まれ、大地そのものがあたかも生きているかのようなダイナミックな地形が土台となり、それぞれの地域ごとに特徴ある美しい景観を形成しています。このかけがえのない風景をもう一度見つめ直し、その価値を再認識するとともに、次代に引き継ぐためには、将来を見据えた景観行政を推進する必要があります。

国は、平成16年に景観法を制定し、地方自治体がより積極的に景観行政を推進できる仕組みを制度化しました。

北杜市では、この景観法の趣旨に沿って、景観に関する取り組みを市全域で進め、北杜市らしい良好な景観づくりの実現を図ることを目的に、北杜市景観計画を策定しました。

本計画では、北杜市を取り囲む山岳と山麓に展開する豊かな自然景観を、本市のみならず、わが国が誇る第一級の自然（風景）資産と位置付け、この美しい山岳景観を厳正に保全し、後世に継承するための具体的な方針等を示しています。

景観計画に示された景観形成の基本理念「ほくと・美しい風景づくり」の実現には、市民、事業者、本市を訪れる観光客等多様な人々が、ふるさとの愛情と誇りを持って魅力ある景観づくりに協働で取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、景観計画の策定に際し、貴重なご意見ご提言をいただきました市民の皆さまを始め、慎重かつ十分にご審議を頂きました景観計画策定委員、まちづくり審議会委員の皆さま、その他関係各位に対し厚くお礼申し上げます次第であります。

平成22年12月

北杜市長 白倉 政司

目 次

はじめに

序章 景観計画とは

- 1. 計画の目的 2
- 2. 計画の位置づけと役割 2
- 3. 策定体制 3
- 4. 景観計画の区域 4
- 5. 景観計画の構成 5

第1章 北杜市の景観の現状と課題

- 1. 北杜市の概況 8
 - (1) 位置と地勢 8
 - (2) 自然環境 9
 - (3) 地形の特色 10
 - (4) 土地利用 12
 - (5) 社会的環境 14
 - (6) 歴史的な特色 16
- 2. 北杜市の景観の特色 17
 - 景観の分類について 17
 - (1) 自然景観 18
 - (2) 里山・農村景観 20
 - (3) 歴史・文化的景観 21
 - (4) 都市的景観 22
 - (5) 暮らしの景観 24
- 3. 景観に対する市民の意識 26
 - (1) 景観研究会における提言 26
 - (2) 景観アンケート調査 27
- 4. 景観形成に向けた課題 30

第2章 景観形成の基本的な考え方

- 1. 景観形成の理念と目標 34
 - (1) 基本理念 34
 - (2) 景観形成の目標 35
 - 2. 景観構造の設定 37
 - (1) 現況からみた景観構造の特徴 37
 - (2) 将来的な景観構造の設定 41
-

第3章 良好な景観形成に関する方針

1. 良好な景観形成に関する方針の構成…………… 48
2. 景観形成方針…………… 49
 - 景観形成方針の体系…………… 49
 - (1) 山岳・眺望景観の形成方針…………… 50
 - (2) 自然景観の形成方針…………… 52
 - (3) 里山・農村景観の形成方針…………… 56
 - (4) 歴史・文化的景観の形成方針…………… 58
 - (5) 界わい景観の形成方針…………… 60
 - (6) 暮らしの景観の形成方針…………… 64
 - (7) 景観のルールづくりの方針…………… 65
3. エリア別景観形成方針…………… 68
 - 景観エリアの区分と景観構造…………… 68
 - (1) 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア…………… 70
 - (2) 八ヶ岳南麓エリア…………… 77
 - (3) 甲斐駒ヶ岳山麓エリア…………… 85
4. 景観形成推進ゾーンの方針…………… 91
 - (1) 景観形成推進ゾーンの選定…………… 91
 - (2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針…………… 92

第4章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1. 建築物等の行為に関する基本の方針…………… 104
 - (1) 基本的な考え方…………… 104
 - (2) 建築物等の行為に関する基本の方針（共通事項）… 106
2. 景観形成地域における建築物等の景観形成基準…………… 108
 - (1) 山岳高原景観形成地域…………… 108
 - (2) 田園集落景観形成地域…………… 112

第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

- 本市で定める事項…………… 116
- 1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項…………… 117
 - (1) 基本的事項…………… 117
 - (2) 指定に関する事項…………… 117
- 2. 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項…………… 118
 - (1) 基本的事項…………… 118
 - (2) 指定に関する事項…………… 118
 - (3) 整備方針に関する事項…………… 119
 - (4) 占用等許可の基準について…………… 119
- 3. 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項…………… 120
 - (1) 基本的事項…………… 120
 - (2) 行為の制限に関する事項…………… 120

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 ..	121
(1) 基本的事項	121
(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項	121
5. その他、北杜市独自で定める事項	122
(1) 眺望景観の保全・創出に関する基本的事項	126
(2) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項	123
(3) 名水景観の保全・創出に関する基本的事項	123
(4) 自然公園法の許可の基準について	123

第6章 計画の推進に向けて

1. 基本的な考え方	126
2. 計画の推進に向けた施策	127
(1) 市民や観光客等の景観に対する意識の醸成	128
(2) 市民や観光客等の自発的な景観形成活動の推進と 仕組みづくり	130
(3) 庁内体制や仕組みの充実	132
(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進	135

参考資料

1. 策定経過	138
2. 景観研究会の概要と風景づくりへの提言	139
(1) 景観研究会の概要	139
(2) 景観まちづくり市民提言の提出	141
3. 景観計画の策定体制	146
(1) 策定委員会委員名簿	146
(2) まちづくり審議会委員名簿	147
(3) 庁内策定体制	147
4. 用語等の解説	148
(1) 用語集	148
(2) 北杜市の地名等の読み方	155



・ 神田の大イトザクラと甲斐駒ヶ岳

序章

景観計画とは



序章 景観計画とは

1 計画の目的

「景観法」は、平成 16 年 6 月に制定された都市や農山漁村における良好な景観を形成するためのわが国はじめての景観についての総合的な法律です。また、「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画です。景観に対する市民の意識が高まる中で、景観法の制定を受け、全国の多くの自治体で「景観計画」の策定を中心に景観行政への取り組みが加速しています。

本市は、平成 17 年 10 月に景観法に基づく「景観行政団体」になりました。「北杜市景観計画」は、「北杜市らしい良好な景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するため、市民の皆さんの声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取り組みなど、市民、観光客等、事業者、行政に共通する協働の指針として作成することを目的としています。

北杜市の景観づくりは、この計画に掲げた様々な指針に基づいて、市民、観光客等、事業者と行政がお互いに手を携えて一歩一歩着実に進めていきます。

本計画には、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという市民の熱い思いが込められています。

2 計画の位置づけと役割

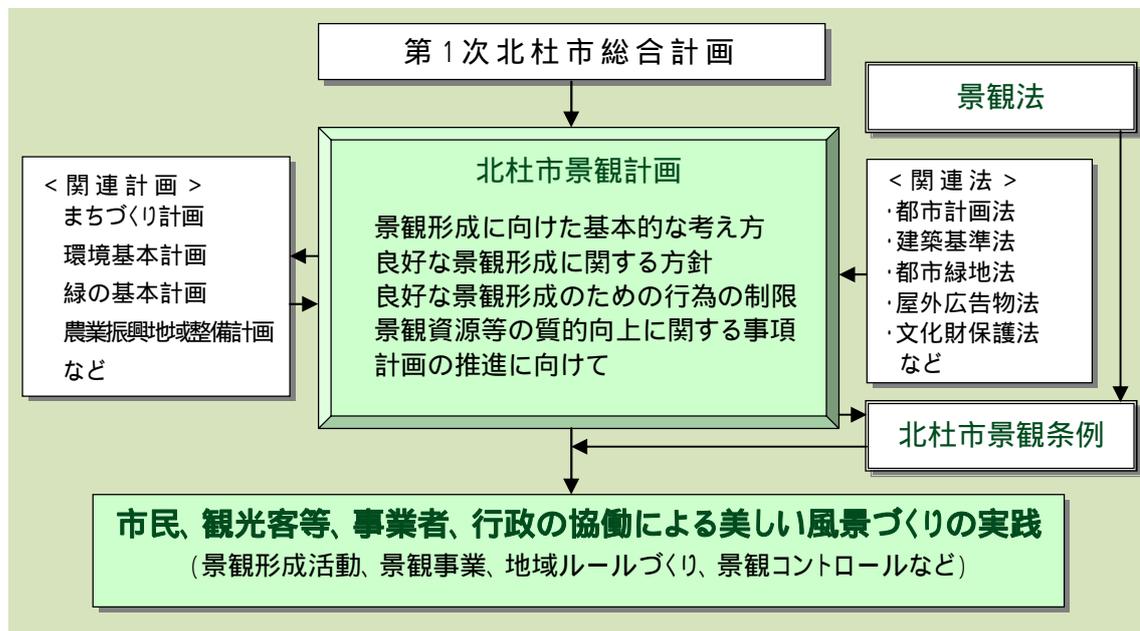
「北杜市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第 1 次北杜市総合計画」（平成 19 年 3 月）に即しつつ、本市の景観形成に関する総合的な施策、市民、観光客等、事業者、行政に共通する協働の指針として位置づけられます。

今後、景観形成活動、景観事業、地域ルールづくり、景観コントロールなどの景観形成に関することは、この指針に沿って進めていくことになります。

また、景観形成をより強力に推進していくため、景観法や景観計画に加えて、「北杜市まちづくり計画」などの関連計画との連携や都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法などの景観形成に係わる法律等の活用を図ります。

なお、本計画は、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、成長型の計画として、景観形成への取り組みを通じて内容を充実していきます。

「北杜市景観計画」の位置づけ

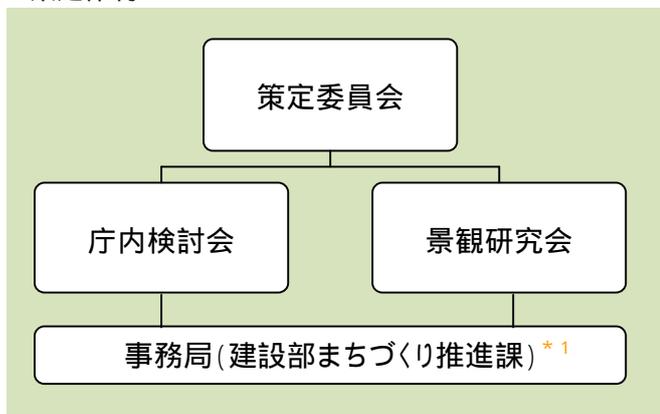


3 策定体制

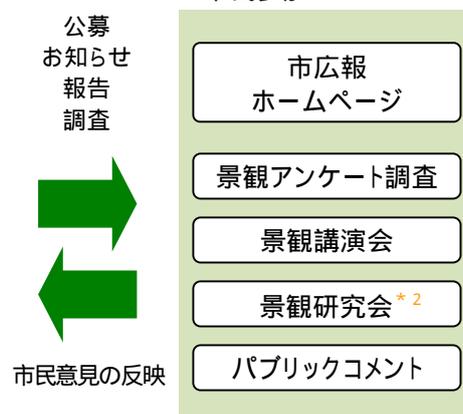
景観計画の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から景観アンケート調査の実施、市民参加による「景観研究会」の開催や「景観講演会」の実施など、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような体制で策定を進めてきました。

策定体制と市民参加

< 策定体制 >



< 市民参加 >



注) *1 平成 21 年度までは土地政策課、平成 22 年度からはまちづくり推進課。

*2 景観研究会は策定組織のひとつとして設置・開催しました。

策定組織

策定委員会

有識者や学識経験者をはじめ、団体代表、地域代表、景観研究会代表、行政関係者(北杜市、山梨県)からなる「北杜市景観計画策定委員会」を設置し、景観計画の素案を総合的、専門的な見地から検討してきました。



庁内検討会

北杜市関係各課からなる「北杜市景観計画庁内検討会」を設置し、所管課の景観形成に関する方針、計画や事業等の調整など、行政の立場から景観計画の素案の検討を行ってきました。



景観研究会

公募や地域の推薦に応じた市民で構成される「景観研究会」を設置し、市民の視点から地域の身近な景観のあり方を検討し、検討成果を「景観まちづくり市民提言」としてまとめ、市長に提出しました。

ここでの市民の提案が、「北杜市景観計画」の基礎になっています。

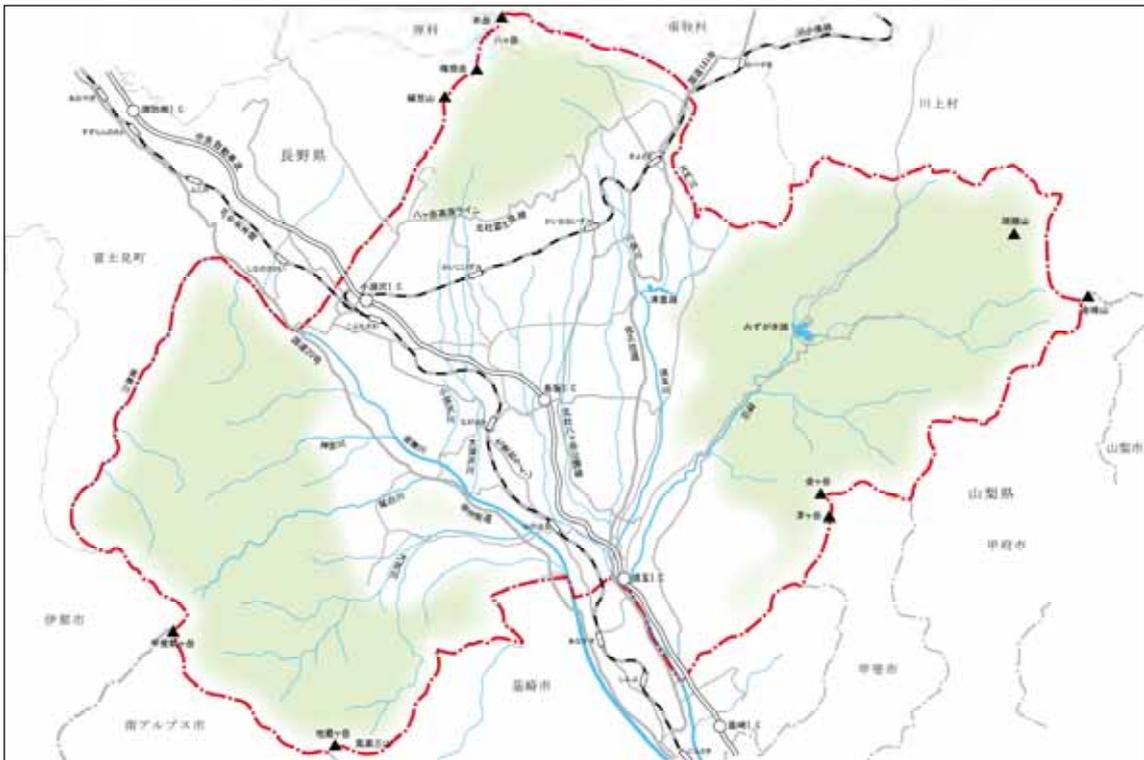


4 景観計画の区域

北杜市の景観の特徴は、周囲を八ヶ岳、南アルプス、秩父山地の3つの山岳地域に囲まれ、そこに広がる山麓エリア、大小の河川と変化のある大地の構造を土台に、優れた眺望、豊かな自然、まちや農山村、歴史文化的景観などが展開しており、これらが一体となって北杜市らしい風景を形づくっています。

このため、景観法が定める景観計画の趣旨を考慮し、北杜市らしい個性と魅力ある景観形成を図るために、自然公園地域を含めた市域全体を景観計画区域として定めます。

景観計画の区域



・清春上空からみた八ヶ岳南麓

5 景観計画の構成

「北杜市景観計画」は、法定計画であると同時に、今後の風景づくりに市民、観光客等、事業者、行政の共通の指針として活用できるよう、次に示すように大きく3つの内容で構成しています。

【景観形成方針に関する事項】

北杜市の景観形成に向けた基本理念や目標、良好な景観形成に関する方針など、市民、観光客等、事業者、行政等が協働で取り組むべき共通の指針(ガイドライン)を示しています。

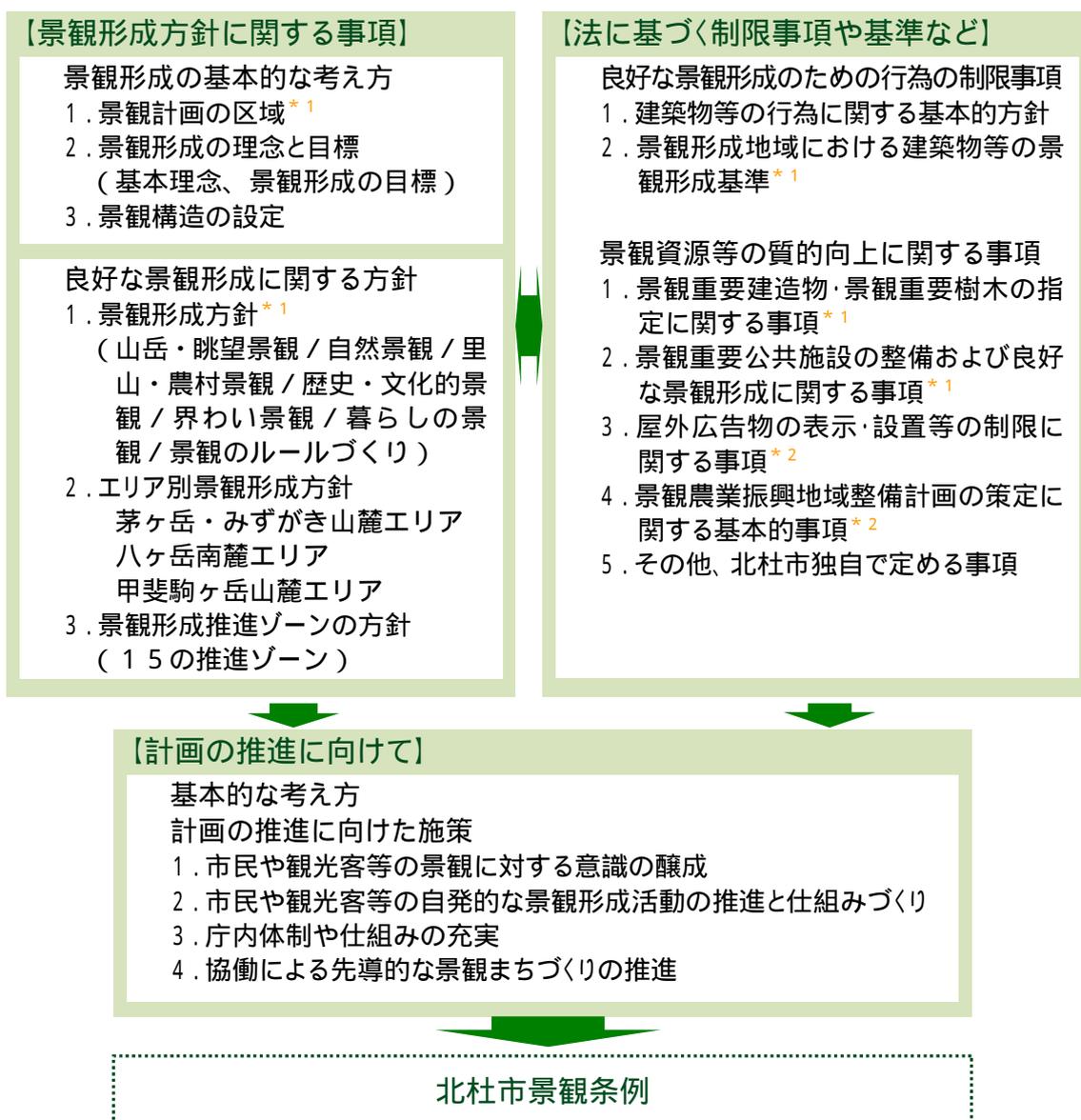
【法に基づく制限事項や基準など】

良好な景観形成を図るため、行為の制限など、法に基づくルール(届出対象行為、景観形成基準など)を示しています。

【計画の推進に向けて】

本計画の推進に向け、景観に対する市民意識の醸成、市民の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり、庁内体制や仕組みの充実、先導的な景観まちづくりなどの推進施策について方向を示しています。

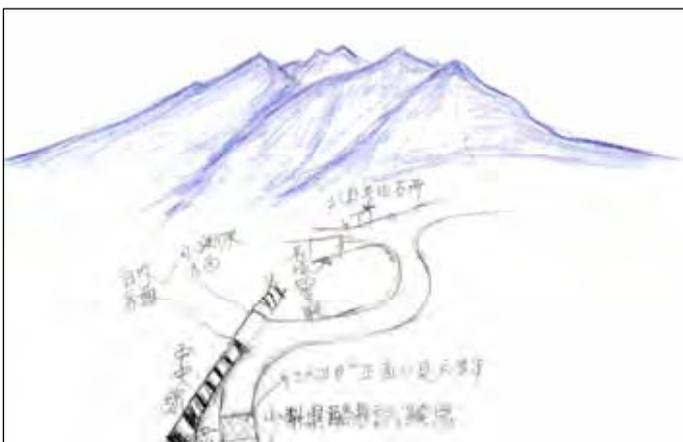
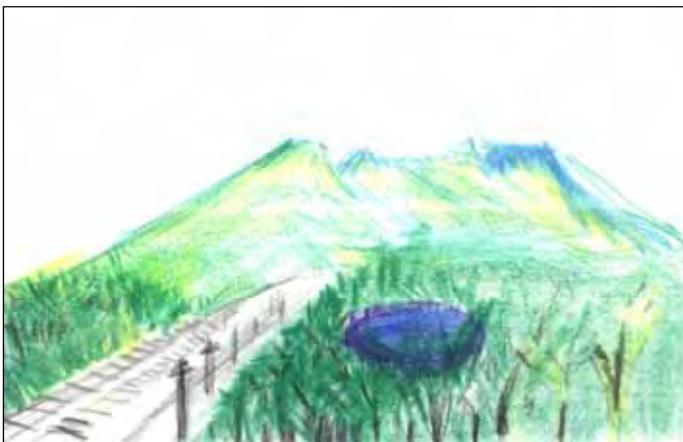
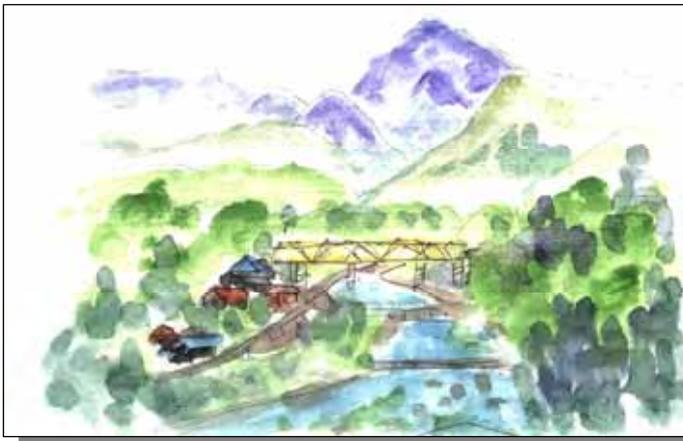
北杜市景観計画の構成



注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

*2 景観法に基づき必要に応じて定めることができる選択事項です。

*3 上記*1、*2以外の項目は任意事項で、本市独自のものとなっています。



掲載の絵は、平成 19 年 7 月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。

第1章

北杜市の景観の現状と課題



第1章 北杜市の景観の現状と課題

1 北杜市の概況

(1)位置と地勢

本市は、東京から120km~150km圏、山梨県の北西部に位置し、全国有数の美しい自然景観を有する山岳・高原型の観光リゾート地域です。

本市は、東京から120km~150km圏、山梨県の北西部に位置し、北側および西側は長野県境に、東側および南側は、甲府市、甲斐市、韮崎市、南アルプス市に接しており、市域面積は602.89km²で、山梨県内では最も面積の大きい市となっています。

北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、北東は茅ヶ岳や瑞牆山などの秩父山地の山々に囲まれ、それぞれ八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプス国立公園、秩父多摩甲斐国立公園などに指定されています。

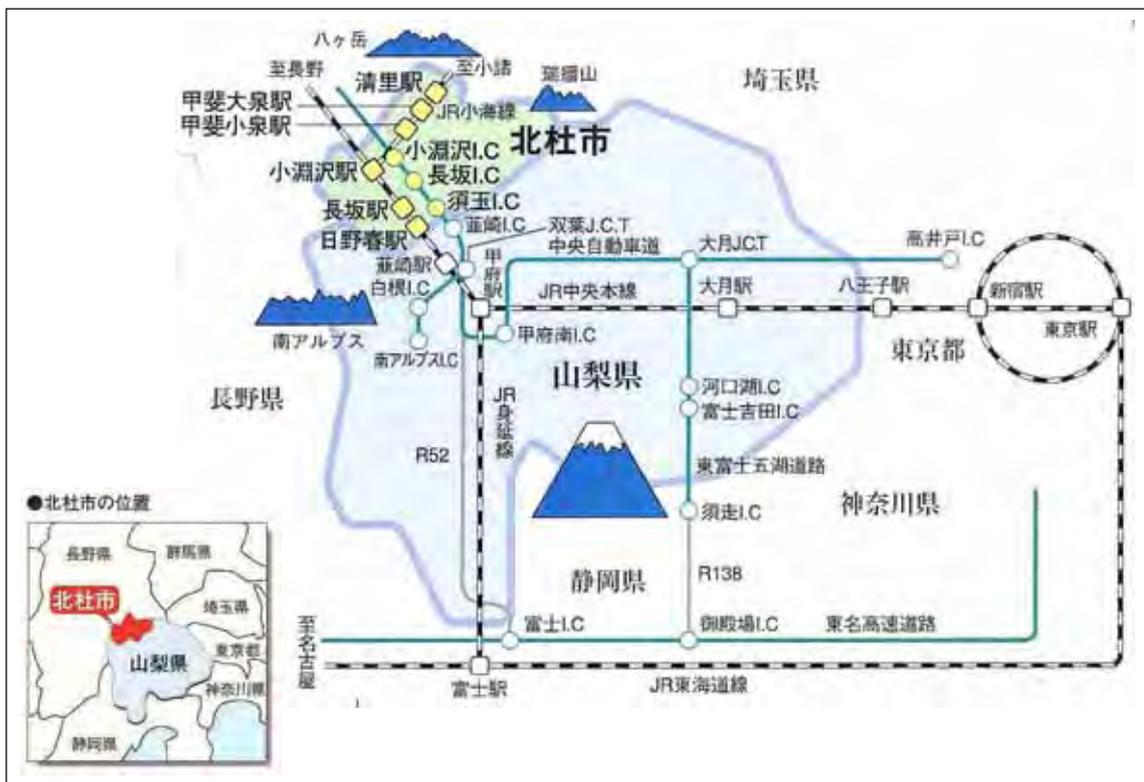
雄大な山岳景観、清らかで豊富な水、牧歌的な田園・農村景観、冷涼な高原性の気候、観光レクリエーション施設や滞在型保養施設が集積しているなど、全国有数の美しい自然景観を有する観光リゾート地域です。

地勢的には、八ヶ岳および茅ヶ岳山麓に広がる火山性の台地部分と、南アルプス山麓の釜無川沖積平野にあたる地域で、両地域は釜無川によって削りとられた河岸段丘に隔てられています。地理的・地形的に大きな一つのまとまりをなしているのが特色です。

土地利用の約8割は森林地域で、その他は、農地と集落地からなっています。

交通条件としては、東京都とは中央自動車道およびJR中央本線（特急）にて約2時間で連絡しており、主要交通網としては、鉄道がJR中央本線、JR小海線、道路が中央自動車道（須玉IC、長坂IC、小淵沢IC）、国道20号、国道141号の他主要地方道や県道があり、山梨県内だけではなく長野県の主要都市とも結ばれています。

北杜市の広域的な位置



(2) 自然環境

本市は、日本百名山に数えられる山々に囲まれ、優れた眺望、広大な森と四季折々の変化を感じさせる豊かな植生、豊富な水辺資源や動植物など、優れた自然環境に恵まれています。

気候

高原地域にあることから、県内では平均気温は低く、雨も少なく、日照時間が長いのが特徴です。冬は寒さが厳しいが積雪は少なく、夏は冷涼で比較的しのぎやすい気候となっています。標高差のある地形、気候条件が、四季折々に変化のある景観をつくり出しています。



・高原の風景を堪能できるまきば公園



・長い日照時間を生かしたひまわり畑

水系

市内には、釜無川、須玉川、塩川をはじめ、大小数多くの河川が流れており、本市の景観の骨格を形づくっています。

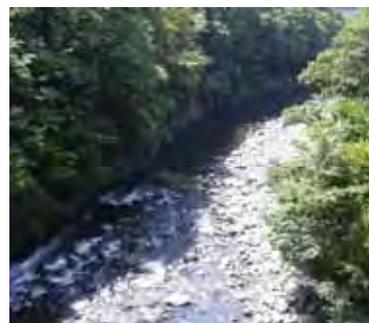
また、湧水群、清流、溪谷、湖、ため池などの名水や水辺も、本市の景観の重要な構成要素となっています。



・釜無川



・須玉川



・塩川

植生

自然公園等に指定された原生的な天然林やカラマツ人工林を中心とした県有林が比較的標高の高い地域に広がり、市民生活に密着した二次林、アカマツ人工林・天然林、カラマツ人工林から構成される所有規模の小さな私有林が、市街地や集落周辺を中心に広がっています。

森林帯は、標高2,500m以下の山地から山麓まで、集落地や農地を囲むように広く分布し、特に、アカマツ林は、広く市域に分布し、本市の景観を特色づけています。

アカマツ林は、近年、松くい虫の被害により減少し続けており景観を損ねています。



・ハケ岳とカラマツ林

動物

植物同様、豊かな自然環境を背景に、天然記念物に指定されている国蝶オオムラサキをはじめ、多種多様な動物が生息しており、森や水辺とともに、本市の重要な景観資源となっています。

(3)地形の特色

本市は、標高 2,000m～3,000m級の山々に囲まれ、標高差のある地形と釜無川や須玉川に隔てられた3つの地域のそれぞれ異なる地形構造が、本市の景観の骨格を形成しています。

本市は、標高約 500mから標高 2,000m～3,000m級の山岳まで、標高差は 1,500m～2,500mもあり、地勢的には、茅ヶ岳や瑞牆山を擁する秩父山地とその山麓地域、八ヶ岳連峰とその南麓地域、甲斐駒ヶ岳を中心とする南アルプス北部山塊とその山麓地域の3つの地域に分けられ、それぞれは釜無川と須玉川に隔てられています。この3つの地域は、次のような特色をもっています。

<茅ヶ岳・瑞牆山地域>

茅ヶ岳や金ヶ岳と、その奥に屹立する瑞牆山を中心とした急峻な山岳、茅ヶ岳や斑山山麓の緩やかな傾斜の台地、須玉川の河岸段丘と低地部で構成されています。特に、山麓に展開する眺望に優れた台地や須玉川の崖線と小さな河岸段丘が重なり合った階段状の段丘構造が大きな特色となっています。



・清里から茅ヶ岳方面を望む



・永井の階段状の段丘地形

<八ヶ岳南麓地域>

八ヶ岳の急峻な山岳、全体的になだらかな傾斜の高原と台地、釜無川河岸段丘で構成されています。特に、高原や台地部は眺望に優れ、南北にヒダ状に長い谷戸と森が交互に延び、緩やかに起伏のある微地形を形成しているが特徴的で、このヒダ状の微地形は南側の七里岩に近づくにつれて起伏が大きくなっています。



・日野春上空から八ヶ岳南麓地域を望む



・ヒダ状に延びる谷戸と森

<甲斐駒ヶ岳地域>

甲斐駒ヶ岳を中心とした山岳地帯、山麓一帯に広がる扇状台地、釜無川周辺の河岸段丘で構成されています。特に、扇状台地では、緩やかな傾斜の扇状地と中山や甲斐駒ヶ岳の前衛に連なる丘陵地や谷筋が入り組み、変化に富んだ地形が特徴的です。



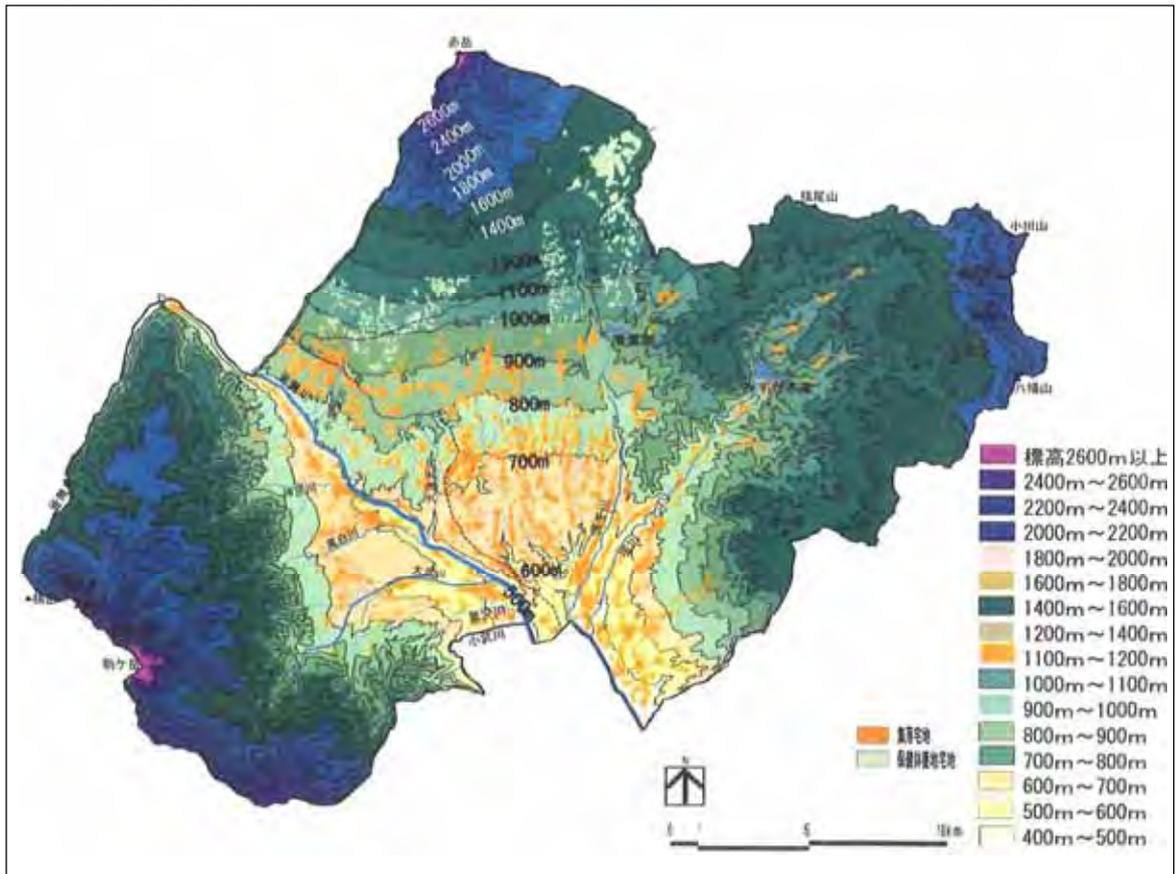
・七里岩の崖線上から白州方面を望む



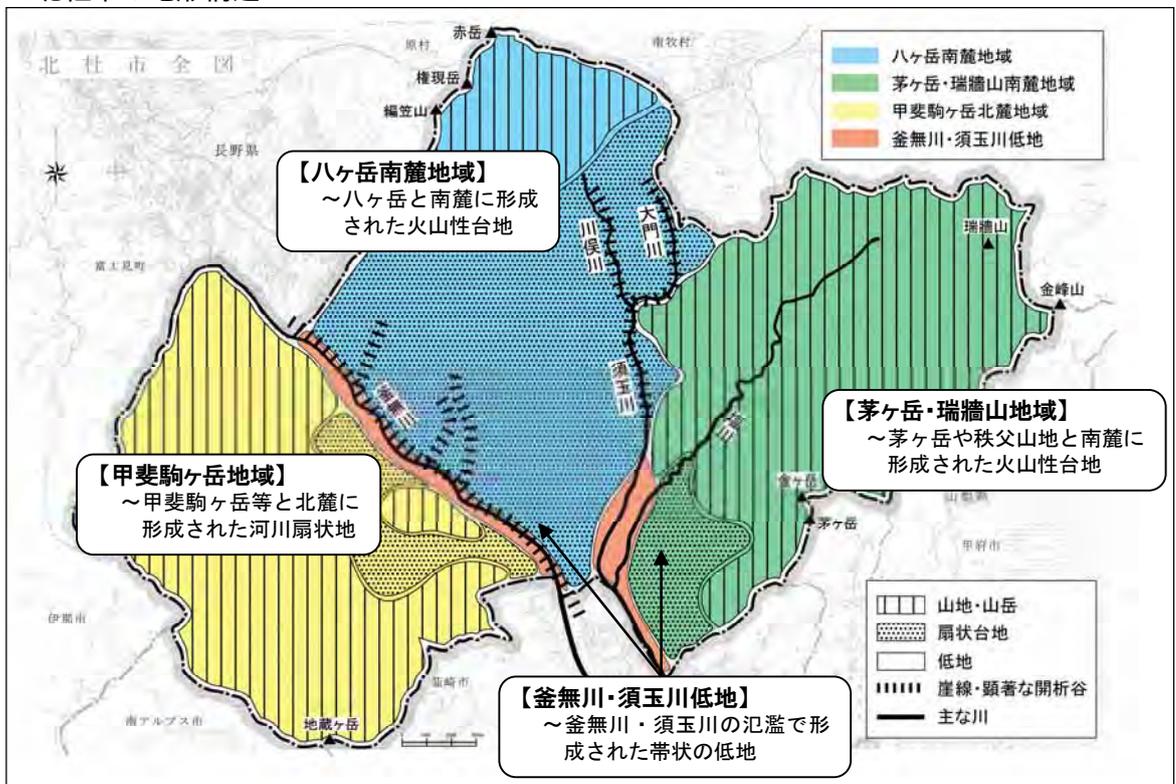
・低地部の水田地帯と七里岩

注) *地形構造の特色については、第2章の2)景観構造の設定を参照下さい。

北杜市の標高区分



北杜市の地形構造



(4)土地利用

本市の約76%が森林で占められ、山麓地域では、水田等の農地や森に沿うような形で、市街地や田園集落地が形成されています。しかし、近年では森林や農地が減少しており、地域景観への影響が懸念されています。

土地利用の概況

本市は、市域の約76%が森林で、茅ヶ岳・瑞牆山を擁する秩父の山々、八ヶ岳の山々、甲斐駒ヶ岳周辺の南アルプスの山々を中心に3方向から山麓部を囲むように広く分布しています。

農地は、水田を中心に各山麓地域に広く分布しており、JR小海線沿線の高原地域には規模の大きい牧草地が多く分布しています。

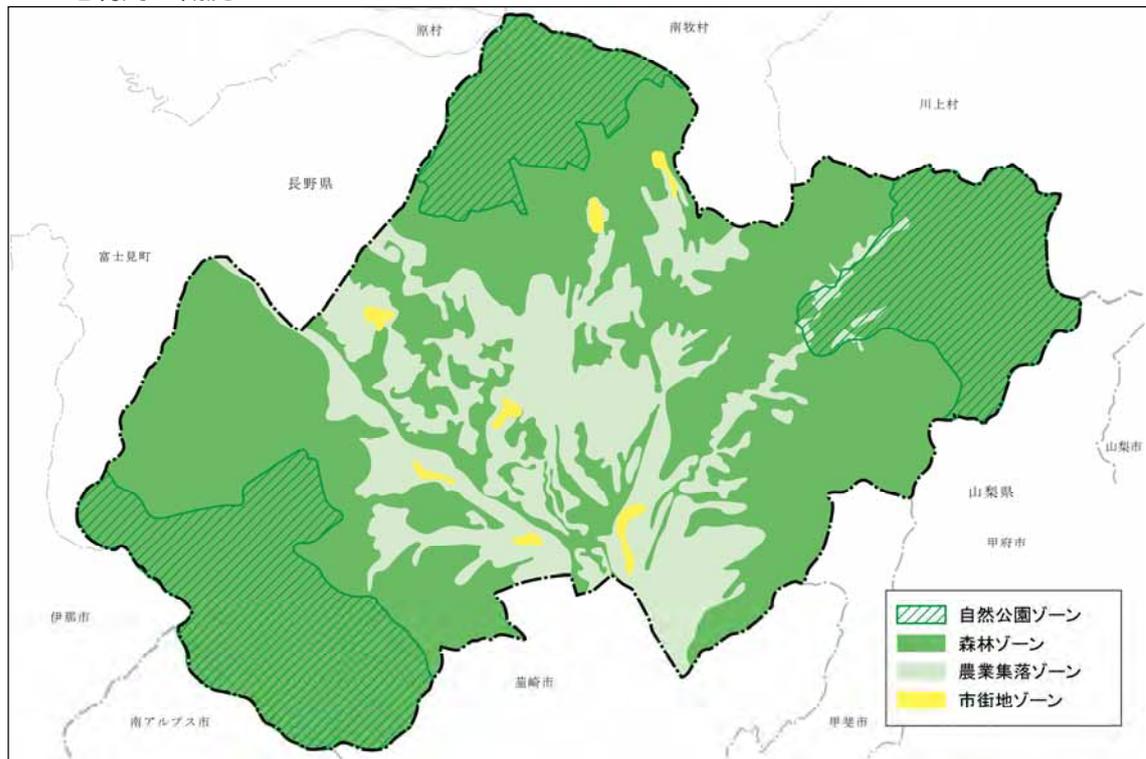
主な市街地は、長坂駅、小淵沢駅、清里駅、甲斐大泉駅の駅周辺と須玉地区の若神子周辺に形成されており、国道20号沿いの武川、白州台ヶ原地区にも小規模な市街地が形成されています。

主な集落地は、JR中央本線およびJR小海線の駅周辺、国道20号、国道141号、主要地方道や県道周辺に形成されていますが、小規模な集落は山麓部全体に分散的に分布しています。

八ヶ岳南麓の高原地域となっているJR小海線の駅周辺、八ヶ岳高原道路や八ヶ岳広域農道(レインボーライン)周辺は、観光レクリエーション施設や別荘地が多く分布しています。

八ヶ岳南麓地域をはじめ、各山麓の森林、田園地域では、蚕食的に宅地化(森林伐採、農地転用など)が進行し、森林や農地の減少、店舗等の立地にとともなう屋外広告物の増加、耕作放棄地の増加など、景観への影響が懸念されています。

土地利用の概況



自然環境保全地区等の指定状況

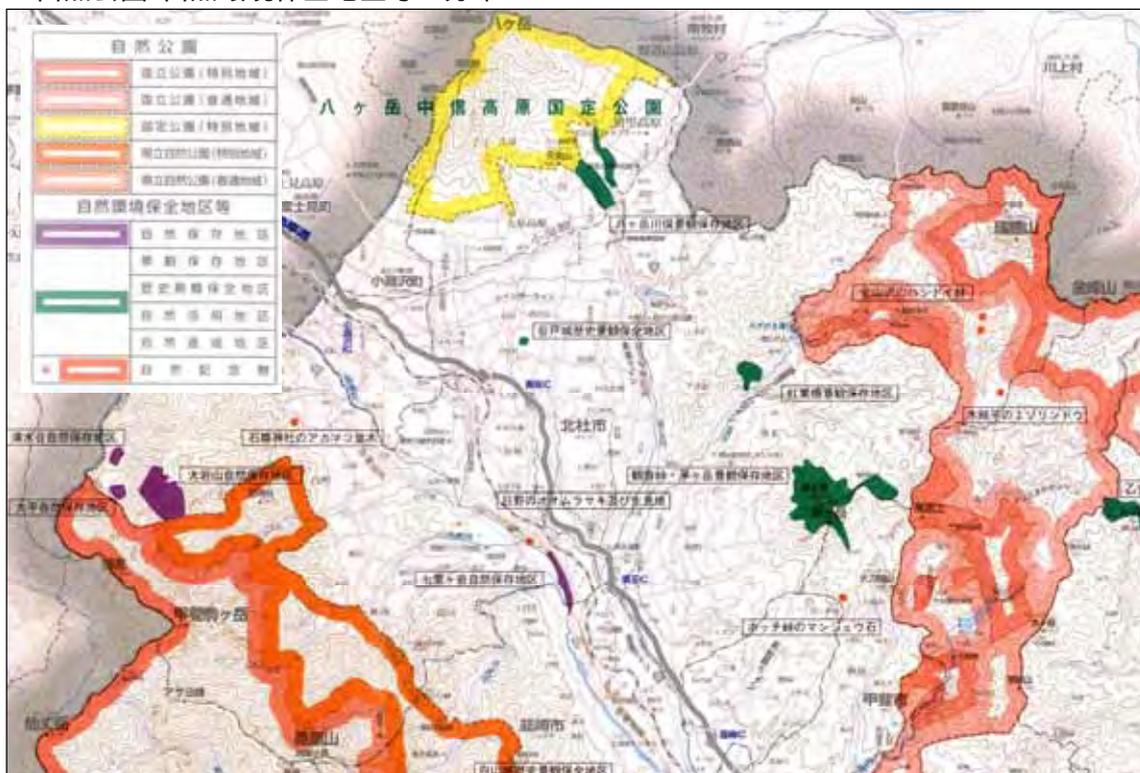
良好な自然環境を有する本市では、次表に示すように山岳地域を中心に、国立公園・国定公園区域や県立自然公園区域が指定されているほか、「山梨県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地区等が指定されています。

このほか、土地利用規制に関しては、森林法に基づく保安林、地域計画対象民有林、農業振興地域整備法に基づく農業振興地域農用地区域、文化財保護法に基づく天然記念物、史跡、名勝などが指定されています。

北杜市の自然公園・自然環境保全地区等

区分	名称	場所	面積
自然公園	南アルプス国立公園	北杜市、南アルプス市など	18,285 ha
	県立南アルプス巨摩自然公園		14,841 ha
	秩父多摩甲斐国立公園	北杜市および山梨市、甲府市、甲斐市、埼玉県、長野県など	46,834 ha
	八ヶ岳中信高原国定公園		4,088 ha
自然保存地区	七里岩	須玉町若神子	48 ha
	岩山	白州町大武川	241 ha
	大平	白州町上教来石	15 ha
	清水谷	白州町上教来石	22 ha
景観保存地区	観音峠・茅ヶ岳	須玉町	401 ha
	紅葉橋	須玉町江草など	50 ha
	八ヶ岳川俣	大泉町西井出	132 ha
	谷戸城	大泉町谷戸	6 ha
自然記念物	金山沢のハシドイ林	須玉町小尾	4.9ha
	木賊平のエゾリンドウ	須玉町比志	0.4ha
	石尊神社のアカマツ並木	白州町鳥原	0.6ha
	オオムラサキおよび生息地	長坂町日野	1.5ha

自然公園・自然環境保全地区等の分布



(出典：自然環境保全図 山梨県)

(5) 社会的環境 人口の動向

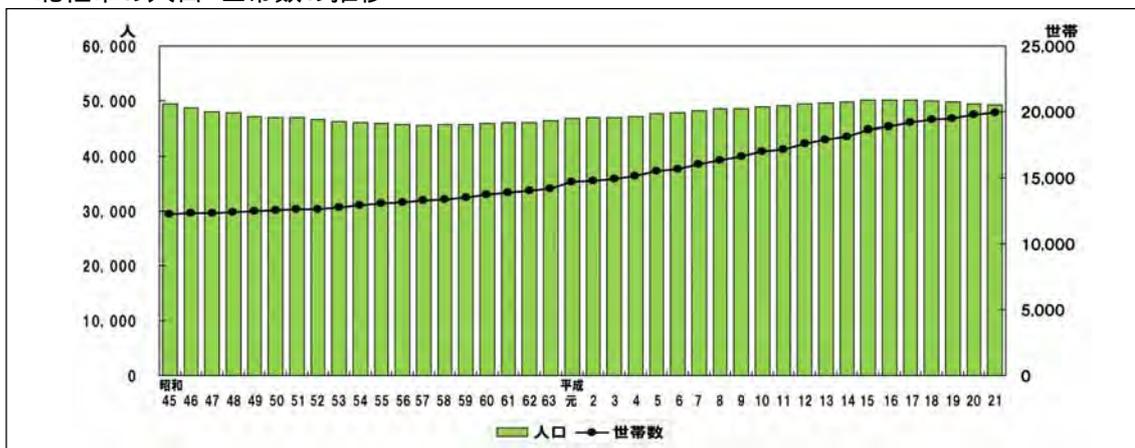
本市の人口は昭和 57 年以降微増を続けていましたが、平成 17 年をピークに減少傾向にあります。高齢者の割合は県内でも高く、人口の高齢化が進んでいます。

本市の人口および世帯数は、平成 21 年 10 月末日現在 49,334 人、19,907 世帯（住民台帳）で、人口は昭和 57 年以降微増を続けていましたが、平成 17 年をピークに減少傾向にあります。世帯数は、昭和 45 年から一貫して増加傾向にあります。

最も低かった昭和 57 年と平成 21 年を比べると、人口は約 5 千人、世帯数は約 7 千世帯も増加していますが、これは他都市からの移住や世帯分離によるものと考えられます。

また、65 歳以上の高齢者の割合は平成 12 年が 26.1%で、山梨県の平均（20.6%）を大きく上回り、県内でも高齢化率が高く、高齢化も進んでいます。

北杜市の人口・世帯数の推移



(資料：住民基本台帳（各年 10 月末）)

産業の特色

本市の産業は、農業と観光が中心で、山梨県を代表する農業（稲作・畜産）地域、観光リゾート地域となっています。

農業

本市の農業は、米、野菜、畜産を中心とした県内の代表的な農業地域で、特に、米と畜産については県粗生産額の約 3 割を占める県内有数の稲作・畜産地域となっています。

近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農家人口、農家数、農業粗生産額は減少傾向にありますが、一方で若い新規就農者も増えており、農業法人も活発に活動しているなど、新しい農業の芽も育っています。

観光

本市は、わが国有数の観光リゾート地域で、山梨県観光客動態調査によれば、本市を含む峡北圏域には年間約 690 万人（平成 21 年）の観光客等が訪れています。

市内には数多くの観光レクリエーション施設が立地し、宿泊施設ではその 8 割が高根地区（清里）、大泉地区、小淵沢地区に集積しています。

商業

本市は、県内では比較的商業集積の低い地域ですが、長坂駅周辺を中心に、清里駅周辺、小淵沢駅周辺、若神子周辺などに商店街が形成され、商業が集積しています。

工業

本市は県内では比較的多くの工業集積がみられ、工場等は、須玉地区、長坂地区、白州地区に多く集積しています。

(6) 歴史的な特色

本市の歴史は古く、甲斐国の牧馬の拠点、全国屈指の良馬の産地であった古代、武田信玄の信州攻略の軍事拠点であった戦国時代、新田開発や甲州街道の宿場町として栄えた江戸時代、養蚕で栄えた明治時代、酪農や高原農業、観光レクリエーション地として発展した戦後など、特色ある歴史をもっています。

■ 古代

本市の歴史は古く、縄文時代から人が住み、八ヶ岳、茅ヶ岳の山麓から釜無川の右岸台地にかけて、金生遺跡（大泉地区）をはじめ、古代の遺跡が数多く発見されています。

また、甲斐国は、草原地帯に富むため古くから牧場が発達し、本市周辺は、7～8世紀頃、甲斐国の牧馬の拠点、全国屈指の良馬の産地であったとされています。



・ 金生遺跡

■ 中世

戦国時代は、騎馬軍団を要した武田信玄の信州攻略において八ヶ岳山麓は軍事用の拠点となり、その軍用道路であった「棒道」や谷戸城をはじめ、数多くの史跡が現在も残っています。



・ 棒道

■ 近世

江戸時代は、徳川幕府の新田開発により米作を中心に農業が発達し、集落地が形成され、現在の農村集落の基盤が確立されました。

また、江戸時代の甲府・江戸と信州諏訪を結ぶ街道である「甲州街道」、信州佐久郡を結ぶ「佐久往還」があり、甲州街道の台ヶ原や教来石（白州地区）、佐久往還の若神子（須玉地区）などは宿場町として栄えました。



・ 甲州街道台ヶ原宿

■ 明治～戦前

明治時代は、殖産興業の奨励により、本地域も養蚕産業が盛んになり、米、麦、野菜の栽培と、養蚕が主な産業でした。

明治37年の国鉄中央本線および昭和10年の国鉄小海線の開通、主要な道路網の整備等、交通の発達により長坂駅周辺は地域の中心として発展し、特に、豊かな観光資源を有する JR 小海線沿線は、八ヶ岳南麓の観光地域として大きく発展しました。



・ JR 小海線

■ 戦後

戦後は、高原地域が県から酪農地帯に指定され、酪農が発達するとともに、入植・開拓により高原農業も大きく発達しました。長坂駅周辺には地域の中心となる商店街が形成され、長坂、小淵沢、白州などでは、工場の立地も進みました。

また、中央自動車道の開通や幹線道路の整備など交通網の発達で、首都圏から約2時間の時間距離となり、全国でも有数の観光レクリエーション地域として大きく発展し、今日に至っています。



・ 中央自動車道

2 北杜市の景観の特色

景観の分類について

景観とは、人間が目で見ることによって得られる視覚像のことをいいますが、見る対象の中で主たる構成要素を主対象といい、主対象の性格を分類することにより、例えば自然景観、農村景観というように景観を分類することができます。

北杜市の景観をこのように主対象の特性から類型化すると以下のように整理できます。ここでは、次ページ以降に景観の類型ごとに、大切にしていきたい景観の特色をまとめました。なお、問題となる景観については、「[4](#)景観形成に向けた課題」の項で整理しています。

北杜市の景観類型と主要な景観要素



(1)自然景観

八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳などの南アルプス、瑞牆山や茅ヶ岳などの秩父山地に囲まれ、優れた眺望景観と、森や水辺など豊かな自然環境に恵まれ、四季折々の美しい変化をみせる山岳と山麓に展開する豊かな自然景観は、本市が誇る第一級の自然（風景）資産といえます。

山岳・山なみ

本市は、赤岳を主峰とする八ヶ岳連峰、甲斐駒ヶ岳や鳳凰三山などの南アルプス、瑞牆山や茅ヶ岳などの秩父山地に囲まれ、これらの山々は、本市のシンボルとなる景観であり、ランドマークとなっています。

これらの山岳地域一帯は自然公園区域に指定され、貴重な高山植物の群落地をはじめ様々な動物も生息しています。

また、これらの山岳から派生する山々は、美しいアカマツ林を中心に多様な林相、植生で構成されており、四季折々の美しい変化をみせる山岳と山麓に展開する豊かな自然は、本市が誇る第一級の自然（風景）資産といえます。



・八ヶ岳連峰



・甲斐駒ヶ岳



・秩父山地の主峰金峰山



・瑞牆山

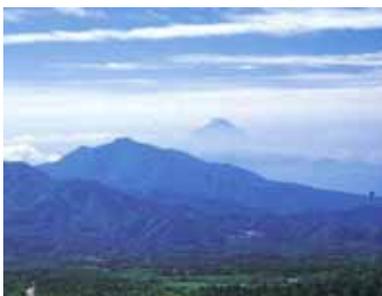
眺望

本市は眺望景観に優れ、主峰赤岳から権現岳、編笠山へと連なる八ヶ岳連峰、甲斐駒ヶ岳や鳳凰三山などの南アルプス、瑞牆山や金峰山、茅ヶ岳、金ヶ岳などの秩父山地、遠く富士山や北アルプスなど、それぞれ地域によって特徴のある眺望景観を楽しむことができます。

特に、八ヶ岳南麓や明野の茅ヶ岳山麓からは、これらの山々と山麓を一望することができ、一大パノラマ景観が展開しています。

このため、市内には、良好な眺望を有する公園・広場や観光施設以外にも、道路沿いや田園集落地の中にも優れた眺望場所が数多く分布しています。

高原鉄道の趣をもつJR小海線をはじめ、(主)北杜富士見線(八ヶ岳高原ライン)、(主)北杜八ヶ岳公園線・清里高原道路、(主)茅野北杜葎崎線(七里岩ライン)、八ヶ岳広域農道(レインボーライン)、茅ヶ岳広域農道などは、市内でも特に、眺望の優れた道路となっています。



・清里から茅ヶ岳・富士山の眺望



・小淵沢の河岸段丘上から白州方面の眺望



・明野地区浅尾から長坂方面の眺望

水辺

市内には、釜無川、須玉川、塩川をはじめとした大小数多くの河川、溪谷や滝、湧水群、ダム湖、農業ため池など、豊かな水辺資源に恵まれており、その多くが観光レクリエーションの場として親しまれています。

代表的な水辺景観としては、溪谷では、川俣川東沢溪谷、尾白川溪谷（日本名水百選）、金峰山・瑞牆山源流（平成の名水百選）など、滝では、吐竜の滝、不動滝、三味線滝、精進ヶ滝（日本の滝百選）など、湧水では、三分一湧水・大滝湧水・女取湧水（日本名水百選）をはじめ八ヶ岳南麓に数多く分布する湧水群、湖では、ダム湖であるみずがき湖や清里湖などが挙げられます。

八ヶ岳南麓地域をはじめ、田園地域には、農業用ため池、農業用水路、堰などが数多く分布しており、地域景観を特徴づけています。

また、市内では、武川地区柳沢などで、「農地・水・環境保全向上対策事業」により、ホテルを育成する取り組みが行われています。



・みずがき湖



・尾白川溪谷



・吐竜の滝



・三分一湧水

その他

その他の特色ある自然景観としては、「山梨県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地区として指定されている特色ある地形の七里岩、岩山、大平、清水谷などの自然保存地区、観音峠・茅ヶ岳、紅葉橋周辺、川俣川などの景観保存地区、国蝶オオムラサキ生息地などの自然記念物などが挙げられます。また、澄んだ空気と星空の美しさにも定評があります。



・七里岩

(2) 里山・農村景観

本市の特色ある農村景観は、地形構造や気候と深く関わり、古代の放牧、江戸時代の新田開拓など、永い歴史と人々の営みの中で形つくられてきたものです。

美しい山岳景観を背景に、各山麓地域に分布する大小の集落地とそれらを囲む里山、農地、樹林などが一体となって、地域ごとに特色ある里山・農村景観を形成しています。

集落地

本市の集落地は、各山麓地域に広く展開し、地形の構造や気候、永い歴史と人々の営みを反映して、実に多様な集落形態がみられます。

水田に囲まれた集落地、里山に抱かれた山辺の集落地、屋敷林に囲まれた集落地など、周辺の里山や農地、屋敷林等と一体となって地域ごとに特色ある農村景観を形成しています。

また、市内には、八ヶ岳南麓の長沢、箕輪、下笹尾、茅ヶ岳山麓の浅尾や斑山に抱かれた津金、甲斐駒ヶ岳山麓の横手や甲州街道の宿場町として栄えた台ヶ原、教来石をはじめ、古い歴史をもつ集落地も多く分布しています。

集落地内においても、微地形、特徴のある集落形態、地形に沿った道、後背の里山や森林、地域のシンボルとなっている鎮守の森や大木・古木、蔵や石積みなどの建造物、屋敷林、農業用水路などが、その集落地の景観を特徴づけています。

農地

農地は、水田や野菜畑、果樹園を中心に各山麓地域に広く分布しており、山岳や里山を背景に、特色ある田園景観を形成しています。

農地の多くは、傾斜地形であるため、段々畑や棚田が多くみられ、石積みで築かれた農地は田園景観の大きな特徴となっています。また、八ヶ岳南麓では谷戸に沿ってヒダ状に農地と里山（森）が細長く形成されています。

特に、須玉地区の河岸段丘にみられる棚田は特徴的で、人々の長い営みの中で形づくられた文化的景観としても重要な景観資源といえます。

里山

里山は、山菜採りやキノコ採りなど、地域の暮らしと関わりの深い山（森）で、各山麓地域の周辺に広く分布しています。

本市を代表するアカマツ林をはじめ、落葉広葉樹や、カラマツ、スギなどの針葉樹を主体とした里山の風景は、農村景観にまとまりと四季の変化や彩りを与えています。



・山麓の台地に広がる農地と山辺の集落(大泉地区)



・集落を包み込む里山(須玉地区)



・谷戸に沿って形成されたヒダ状の農地と里山(高根地区)



・扇状地に広がる水田地帯と集落(白州地区)

(3) 歴史・文化的景観

縄文時代から人々が生活していた本市の歴史は古く、遺跡や史跡、社寺、古道や歴史的なまちなみ、歴史的建造物など、歴史・文化的資源が数多く分布しており、周囲の里山・田園景観と相まって、地域の景観を特徴づけています。

遺跡・史跡

遺跡

大泉地区の金生遺跡、明野地区の梅之木遺跡や穴塚古墳、小淵沢地区の中原遺跡や上平井出遺跡など、縄文時代からの遺跡が多く発掘されており、八ヶ岳南麓を中心に多く分布しています。

金生遺跡など一部は遺跡公園として整備されています。

史跡

戦国時代、武田信玄の信州攻略の重要な軍事的拠点であったことから、大泉地区の谷戸城跡をはじめ、須玉地区の獅子吼城跡、若神子城跡、源太ヶ城跡、比志城跡などの城跡、小淵沢地区の棒道、番所・関所跡、白州・武川地区の柳澤氏ゆかりの菩提寺や屋敷跡、餓鬼の窟（のど）などの史跡が多く分布しており、地域の景観を特徴づけています。



・金生遺跡（大泉地区）



・高龍寺（武川地区）

社寺

市内には、須玉地区の海岸寺、根古屋神社、比志神社、長坂地区の清光寺、白州地区の竹宇駒ヶ岳神社、横手駒ヶ岳神社、清泰寺、武川地区の萬休院、実相寺など、数多くの社寺が分布しており、地域の景観を特徴づけています。



・海岸寺（須玉地区）

その他の歴史文化的資源

古道・歴史的まちなみ

代表的な古道としては、旧甲州街道（国道20号）、旧佐久往還（国道141号）や、信玄の軍事ルートとして使用された棒道があります。

歴史的まちなみとしては、旧甲州街道の宿場町として栄えた白州地区の台ヶ原や教来石があり、現在でも往時をしのばせる家並みや屋号が残っています。

旧佐久往還（国道141号）では、須玉地区の若神子や高根地区の長沢に宿場町がありましたが、今は、その面影はほとんど残っていません。



・棒道（小淵沢地区）

歴史的建造物

代表的な歴史的建造物としては、明野地区の八代家住宅、須玉地区の旧津金学校校舎や水上写真館、白州地区の北原家住宅や台原家住宅、小淵沢地区の平田家住宅（いろりの家）などが挙げられます。

そのほか、文化財の指定はされていませんが、古い集落地では、古民家、蔵、塀などの特色ある歴史的な建造物や神代桜などの古木もみられます。



・旧平田家住宅（小淵沢地区）

棚田等

新田開拓時代から営々と造られてきた段々畑や棚田の石積み、堰や水路が残されているところもあり、田園景観の大きな特徴となっています。

また、須玉地区等にみられる棚田も特徴的で、地域景観を特徴づけています。



・山あいの棚田（須玉地区）

(4) 都市的景観

市内に数多く分布する公共公益施設等の建築物や公園広場等のオープンスペース、特色のある道路や土木構造物、まちなみなどの都市的景観資源は、交流やにぎわいの場、あるいは地域の目印として、地域の景観を特徴づけています。

建築物等

多くの市民や観光客等に利用され、交流やにぎわいの場となっている施設としては、JR中央本線やJR小海線の各駅、各地区のコミュニティの核となっている小中学校や支所等の行政施設、多様な文化コミュニティ施設などがあります。

また、市内には美術館、スキー場やスポーツ施設、温泉施設、道の駅やフラワーパークなど、数多くの観光レクリエーション施設が分布しており、それぞれに個性のある施設デザインは地域景観を特徴づけています。

特に、美術館の数は多く、本市の大きな特徴となっています。



・小淵沢駅（小淵沢地区）



・清春白樺美術館（長坂地区）



・旧津金学校明治校舎（須玉地区）



・道の駅こぶちさわ（小淵沢地区）

土木構造物

道路

道路は地域景観を形成する重要な要素であるとともに、地域の景観を眺める重要な視点場でもあります。幹線道路をはじめ、景観に配慮した道路整備が進められていますが、まだ一部の道路に限られています。

眺望に優れ、観光道路としての性格をもっている（主）北杜富士見線（ハケ岳高原ライン）、（主）北杜ハケ岳公園線（清里高原道路を含む）、（主）茅野北杜葦崎線（七里岩ライン）、（主）長坂高根線、市道泉ライン線、ハケ岳広域農道（レインボーライン）、茅ヶ岳広域農道、甲斐駒ヶ岳広域農道、（主）葦崎増富線などは、地域景観に配慮した整備が望まれています。



・（主）北杜富士見線（ハケ岳高原ライン）



・清里高原道路

橋梁・トンネル・河川構造物

景観的に特徴ある土木構造物として、橋梁では川俣溪谷の東沢橋、清里高原道路の八ヶ岳高原大橋、白州地区教来石と小淵沢を結ぶルート ofs ずらん大橋(ループ橋)をはじめ、特徴的な橋が多く見られます。

また、ダムでは大門ダム、塩川ダムなどが挙げられます。



・東沢橋(大泉地区)



・八ヶ岳高原大橋(高根・大泉地区)

オープンスペース

市内には公園や緑地、スポーツ施設、観光レクリエーション施設が数多く分布しており、多くの市民や観光客等に利用されています。

代表的なものとして、山梨県フラワーセンター(ハイジの村)、みずがき山自然公園、おいしい学校、道の駅南きよさと、南八ヶ岳花の森公園、まきば公園、丘の公園、萌木の村、サンメドウズ大泉清里スキー場、長坂総合スポーツ公園、清春芸術村・清春白樺美術館、道の駅こぶちさわ、スパティオ小淵沢、花パーク・フィオーレ小淵沢、尾白の森名水公園べるが、フレンドパークむかわなどが挙げられます。



・みずがき山自然公園(須玉地区)



・尾白の森名水公園べるが(白州地区)

まちなみ等

地域の玄関口、顔、生活の拠点として、特色あるまちなみを形成している代表的な地区としては、次のようなところが挙げられます。

- 商店街が形成され、商業施設等が集積する長坂駅周辺～長坂 IC 周辺
- 観光レクリエーション施設が集積する小淵沢駅周辺、甲斐大泉駅周辺、清里駅～国道141号周辺
- 宿場町として古くから形成された須玉地区の若神子周辺、白州地区の台ヶ原周辺
- その他、地域の生活拠点となっている武川支所周辺、明野支所周辺など



・清里駅前のまちなみ(高根地区)



・小淵沢駅前のまちなみ(小淵沢地区)

(5)暮らしの景観

市内では、各所で祭りや伝統的行事、各種活性化イベント等が年間を通して数多く実施されており、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝えるとともに、多くの市民や観光客が訪れ、地域の個性あるにぎわい景観を形成しています。

市内各地区で行われている主な祭りや行事、イベントは、次のようなものがあり、地域の個性あるにぎわい景観を特徴づけています。

北杜市の主な祭り・行事・イベント等

(平成22年3月現在)

地区	行事・イベント等
明野地区	●明野サンフラワーフェス、●浅尾ダイコンまつり、●大根干し、●枝豆祭り、●三島神社のお筒粥の神事、●明野ふるさと納涼まつり、●サクランボ祭り、●アマワラビ穫り、●ブルーベリー摘み取り農園、●ジャガイモ収穫体験、●おやなぎさん
須玉地区	●須玉甲斐源氏祭り、●増富ラジウム峡温泉祭り、●若神子の三輪神社ほうとう祭、●夜観音祭り、●木暮祭、●諏訪神社の御柱祭
高根地区	●北杜ふるさと祭り(高根・長坂合同開催)●清里高原つつじ祭り、●長沢鯉のぼり祭り、●箕輪新町かかし祭り、●ピュアワールド、●箕輪新町のおんねりと巫女舞、●日吉神社の筒粥の神事、●熱那神社の太々神楽、●箕輪海道の道祖神祭り、●小池船形神社の茅輪くぐり、●長沢長沢寺の数珠廻し、●さくらんぼ祭り、●高根福祉みのりの里まつり
長坂地区	●徳見諏訪十五所神社の筒粥の行事、●若宮神社の稚児の舞、●長坂甲斐源氏時代祭り、●秋葉公園ほたるまつり、●ブルーベリー祭り
大泉地区	●フェスタまきば、●大泉ふるさと祭り、●八ヶ岳ロードレース ●ポール・ラッシュ祭～八ヶ岳カンティフェア、●逸見神社の大和神楽・浦安の舞、●八ヶ岳神社の大和神楽・浦安の舞
小淵沢地区	●北野天神社の大和神楽、●八ヶ岳ホースショー・農業祭り、●身曾岐神社(日本屈指の舞殿)●牧水の碑、●すずらん祭り
白州地区	●下教来石の獅子舞と道祖神祭り、●甲斐駒ヶ嶽神社の代太神楽、●馬八節、●荒田・松原の大般若会、●甲州台ヶ原宿虎頭の舞、●白州の里名水まつり、●石尊神社の相撲、●田楽塾祭り、●山口素堂文学碑、●甲斐駒清流ウォーク
武川地区	●武川町ふるさと祭り、●大和神楽、●上三吹祇園祭、●むかわ米・米まつり、●甲斐駒清流ウォーク



・長沢鯉のぼり祭り(高根地区)



・八ヶ岳ホースショー(小淵沢地区)



・浅尾ダイコンまつり(明野地区)



・むかわ「米・米」まつり(武川地区)

<参考> 四季の景観変化

雄大な自然に抱かれた本市では、春は山々の残雪や木々の芽吹き、桜や田植えの風景、夏は深緑に染まった山々や草花の彩り、秋は鮮やかな紅葉と里の実り、冬は雪に被われた山々、スキー場のにぎわいなど、四季折々の表情と彩りある景観をみせてくれます。

春の風景

残雪を抱いた山々、木々や草花の芽吹き、数多く分布する桜と名所に訪れる多くの観光客、田植え、野火、山菜取りなどが春の景観を特徴づけています。



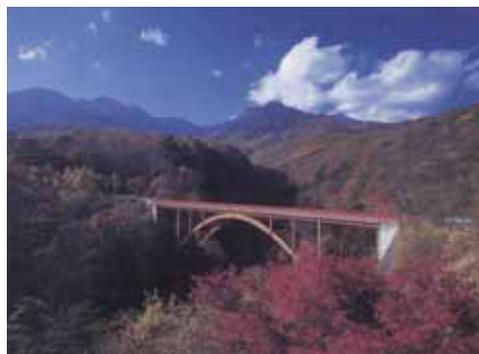
夏の風景

深緑で被われた山々や里山の緑、多くの人々でにぎわう観光地、水辺で遊ぶ子どもたち、緑に被われた牧草地や畑、田んぼ、いたるところに咲き乱れる色とりどりの花などが、夏の景観を特徴づけています。



秋の風景

色鮮やかな紅葉に被われた山々や里、稲刈り、柿や栗などの実り、キノコ狩り、紅葉狩りでにぎわう観光地などが、秋の景観を特徴づけています。



冬の風景

雪で被われた山々、くっきりみえる富士山や八ヶ岳、南アルプスの眺望や星空、冬枯れた木々、降雪時の里の幻想的な雪景色などが、冬の景観を特徴づけています。



3 景観に対する市民の意識

(1) 景観研究会における提言

「北杜市景観計画」の策定に向けて開催した市民参加による「景観研究会」*では、様々な市民の意見・提言が出されました。計9回の研究会を積み重ね、最終的に「景観まちづくり市民提言」を市長に提案しました。

<茅ヶ岳・みずがき山麓エリア>

- ①美しい山地・山岳景観を守り・育てる
山地を美しく残す／貴重な動植物の保全／眺望景観を大切にする／山との関わりを再生する
- ②里山・杜・林と谷筋の景観を守り・育てる
谷筋の景観を守る／里山・森の保全と再生／集落<農地<里山…この構造を守る
- ③景観を阻害する要因への対応
ゴミや廃棄物への対策／屋外広告物への対策／電線類の地中化
- ④歴史的文化的景観を大切にしたい景観づくり
古い建造物、蔵などを景観に生かす／社寺の価値を見直す／歴史性の景観活用／場所の価値を損なう整備・改変の回避
- ⑤おもてなしと活気ある市街地景観をつくる
地域らしさを育む町場の景観づくり／活気ある町場の景観づくり
- ⑥風景を見る場所としての道路景観づくり
視点場としての道路景観づくり／生活道路の景観づくり／歩いて楽しい道路の景観づくり
- ⑦農村・集落の美しさを再認識し、景観づくりを通して地域活性化を図る
暮らし続けられる集落環境づくり（限界集落対策）／農地の保全／農村景観、集落景観の維持・保全／土地利用コントロール

<八ヶ岳南麓エリア>

- ①優れた風景遺産や大切にしたい身近な景観資源を守り、生かす
森と水の回廊づくり／優れた眺望景観の保全／豊かな歴史的文化的景観の保全と活用／特徴的な農村景観の保全など
- ②地域景観を妨げている要因を改善する
無秩序な開発、宅地化の規制／森の荒廃を防ぐ／自然や景観に配慮した公共施設の整備／耕作放棄地の有効利用／乱立する看板や標識、サイン等のデザインの整理・統一化／ゴミの不法投棄の防止・空き店舗、空き家の有効活用／携帯アンテナ、野立ての自動販売機、水路の汚れ、維持管理、使用済みのマルチなどの改善
- ③優れた景観を観光や地域活性化に生かす
景観（観光）資源のブランド化／優れた自然の有効活用方策の検討／景観資源のネットワークづくり／観光スタイルの転換

<甲斐駒ヶ岳山麓エリア>

- ①甲州街道の古道を巡る風景づくり
電線類の地中化／街道・古道（旧道）をつなげ・結ぶ風景づくり／歩いてまわれるルートづくり／街道から広がる眺望を守る／街道・古道沿いの資源を生かす／景観を阻害する要因への対応／住民活動の継続と支援
- ②甲斐駒を中心とした景観ルートづくり
歩いて巡る散策ルートづくり／ふるさと田園・里山風景を守り・生かす／甲斐駒や山々の眺望ポイントを生かす／名水・清流の活用／景観上問題となるものの改善

注) * 「景観研究会」の概要と風景づくりへの提言については、巻末の参考資料の2を参照下さい。

(2)景観アンケート調査

景観計画の策定にあたり、より多くの市民意見を反映するため、次のような「景観アンケート調査」を実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

アンケート調査の概要

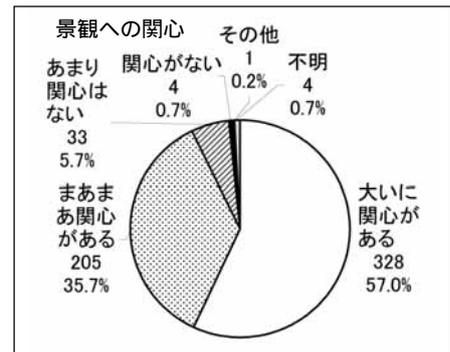
- 調査対象：18歳以上の北杜市の市民1,500人（票）（地域別は無作為抽出）
- 調査期間：平成19年7月10日～7月31日〆切
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収
- 回収結果：回収数575票、回収率38.3%

景観の現状について

景観への関心

北杜市の景観への関心については、約9割の人が関心があるとしています。

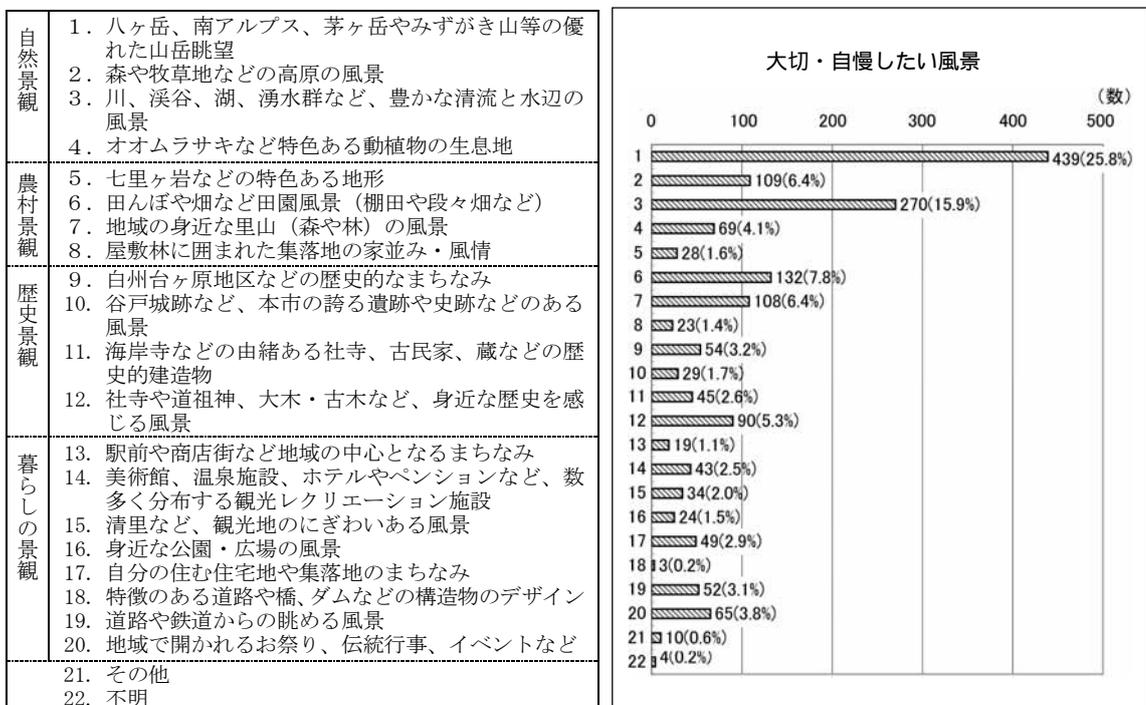
また、北杜市の景観については、多くの人が素晴らしいと感じています。



特に大切にしたい、自慢したい風景

「八ヶ岳、南アルプス、茅ヶ岳やみずがき山等の優れた山岳眺望」、「川、溪谷、湖、湧水群など、豊かな清流と水辺の風景」、「田んぼや畑など田園風景（棚田や段々畑など）」の順に多く、山岳や水辺など、優れた自然・眺望景観を挙げています。

自由意見では、四季の変化、都会と田舎の空気が両方ある、生物の多様性、古い建物、土蔵など、現在の住環境を守るための人々の取り組みなどが挙げられています。



近年の景観の変化について

「変わらない」が半数近くを占め、「悪くなった」が34.1%を占めています。

良くなったところ

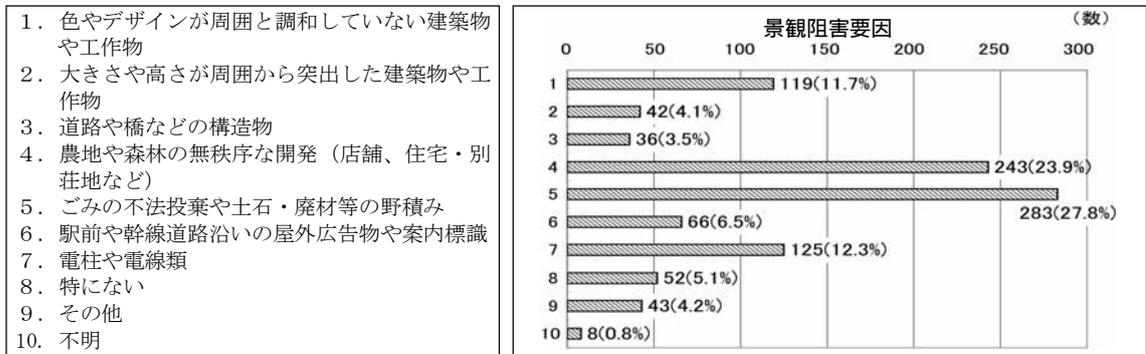
良くなったところでは、「幹線道路沿いの風景」、「川や湖沼などの水辺の風景」、「観光地の風景」の順となっており、その他、道路が隅々まで整備された、公園、施設がきれいになった、公園等管理され、危険が少なくなったなどが挙げられています。

悪くなったところ

悪くなったところでは、「駅前や商店街のまちなみ」、「里山や農村の風景」、「別荘地のまちなみ」の順に多く、その他、乱開発による自然破壊・緑の減少、森林の荒廃、商店街・観光地の停滞、道路沿いの看板類の乱立などが挙げられています。

景観を損ねていると感じるもの

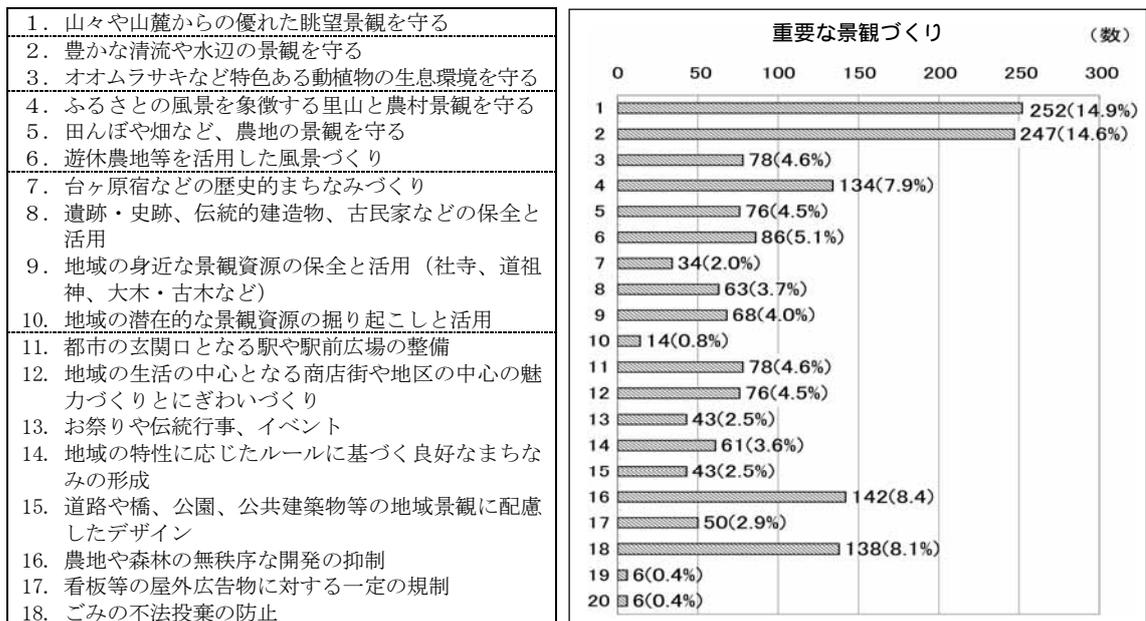
「ごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み」、「農地や森林の無秩序な開発（店舗、住宅・別荘地など）」、「電柱や電線類」、「色やデザインが周囲と調和していない建築物や工作物」の順に多く、その他、空き家の荒廃や荒れた休耕地・空地、空き店舗、手入れのいき届かない緑や沿道、看板などが挙げられています。



今後の良好な景観形成にあたって

今後の景観づくりで特に重要と思うもの

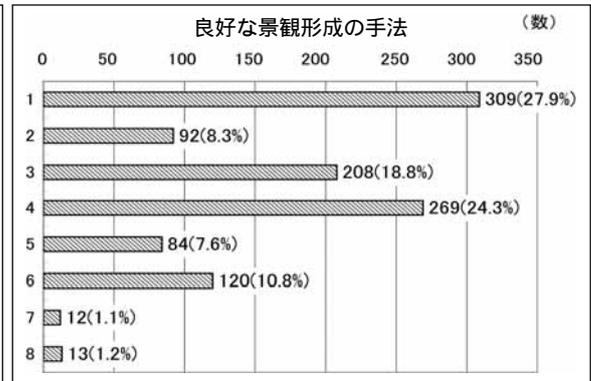
特に重要と思うものでは、「山々や山麓からの優れた眺望景観を守る」、「豊かな清流や水辺の景観を守る」、「農地や森林の無秩序な開発の抑制」、「ごみの不法投棄の防止」の順となっています。一方、身近な景観に対する意識や評価は総じて低くなっています。



景観づくりの進め方について

景観づくりの進め方については、「景観に関する指針づくりと、行政による規制や指導などを行う」、「景観を損なう無秩序な開発や建築物・広告物などを規制、誘導する」、「住民自ら緑化や清掃などの環境美化活動や景観づくりの活動に参加する」の順に多くなっています。一方、住民間のルールづくりなど、身近な問題についての関心が低くなっています。

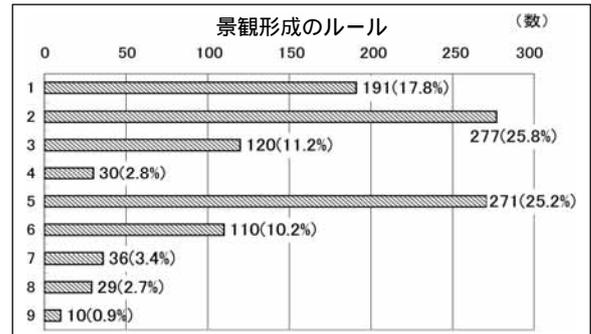
1. 景観に関する指針づくりと、行政による規制や指導などを行う
2. 住民同士による約束ごとや協定などのルールを決める
3. 住民自ら緑化や清掃などの環境美化活動や景観づくりの活動に参加する
4. 景観を損なう無秩序な開発や建築物・広告物などを規制、誘導する
5. 道路や河川、公共施設など公共空間のデザインの質を高める
6. イベントやセミナーなどを通じて啓発活動を行い、マナーの向上、景観への意識を高める
7. その他
8. 不明



景観形成のルールについて

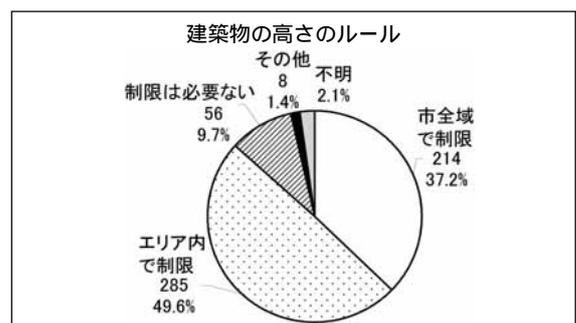
良好な景観形成へ向け、今後必要なルールとしては、「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」、「敷地の緑化や樹木保全のルール」、「建築物や看板などの色やデザインなどのルール」の順となっており、その他では、個々人の意識向上やルールの周知、地域にあったルールづくりや普及などが挙げられています。

1. 建築物や看板などの色やデザインなどのルール
2. 看板や広告物などの大きさや設置場所のルール
3. 建築物の高さのルール
4. 敷地面積のルール
5. 敷地の緑化や樹木保全のルール
6. 道路や橋などの公共施設の色やデザインなどのルール
7. 特に必要ない
8. その他
9. 不明



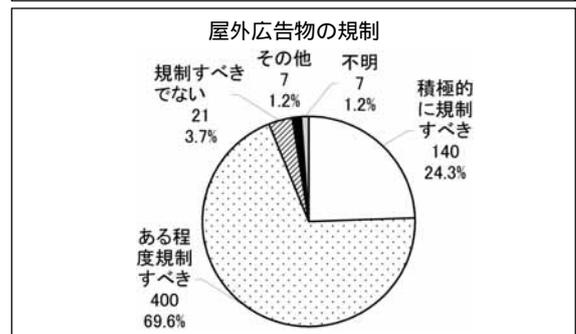
建築物の高さのルールについて

「特に景観上配慮すべきエリアを定めて、そのエリア内に限って建物の高さを制限する」が約5割を占め、次に、「どの地域でも突出した建築物が建つ可能性があるため、市全域で制限する必要がある」が約4割となっており、この2つが突出しています。



看板などの屋外広告物の規制について

「ある程度は規制すべきである」が約7割を占め、次いで「積極的に規制すべきである」(約24%)となっており、ほとんどの人が何らかの規制をすべきと考えています。



4 景観形成に向けた課題

平成18年度に実施した「北杜市景観資源調査」の結果や「景観研究会」での話し合い、「景観アンケート調査」の結果等を踏まえると、本市の景観の問題点や今後の景観形成に向けた課題は、次のように整理されます。

(1) 美しい山岳景観、優れた眺望景観を守ること

美しい山岳景観を守ること

本市を取り囲む瑞牆山・茅ヶ岳、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳などは、本市のシンボルとなっている山岳で、周辺一帯は自然公園区域に指定され、高山植物の群落地など、貴重な動植物も生息しています。

四季折々の美しい変化をみせる美しい山岳景観は、本市のみならず、山梨県およびわが国が誇る第一級の山岳・自然景観であり、厳正な保全を図る必要があります。

優れた眺望景観を守ること

本市では、3つの山岳のみならず、遠く富士山や北アルプスなどを望むことができ、特に、八ヶ岳南麓や茅ヶ岳山麓からは、これらの山々と山麓を一望する一大パノラマ景観が展開しているなど、県内随一を誇る優れた眺望景観を有しています。

市内には、道路や公園・広場や観光施設をはじめ、優れた眺望場所（ビューポイント）が数多く分布していますが、それ以外にも知られていない眺望場所が多く存在しています。

隠れた眺望場所の発掘と周知を図るとともに、こうした優れた眺望場所については、眺望場所の手入れや整備、眺望景観に配慮した対応が必要です。

(2) 生物の多様性と豊かな自然景観を支える森と水辺の自然を守ること

豊かな森を守ること

森林は、水源涵養や山地災害の防止、生物の多様性を保全し、四季の変化と彩りを与えてくれる大切な自然・景観資源です。

本市は、市域の大部分が森林であり、特にアカマツ林は広く森林地帯に広がっていることから、本市の景観上の大きな特色のひとつとなっています。

しかしながら、近年、松くい虫の被害が広がっていることや、適期に適切な間伐や枯損木等の除去などの手入れが十分行きとどかないため、森林の荒廃が進んでいます。また、松くい虫対策の一環としてアカマツ林の皆伐により、アカマツ林の減少や伐採跡の健全な森林に戻すための手入れが十分行きとどかない所もみられます。

一方、市内の森林地域では、別荘等の宅地開発により、森林の減少も進んでいます。

市では、手入れ不足の森林の解消を図るため、森林整備計画に基づく大規模な「北杜市里山整備事業」等を進めていますが、こうした計画的な森林の保全、整備育成を図るとともに、森林の多面的な機能を生かした活用を図ることが必要です。

また、開発に伴う森林の減少に対しては、樹木の保全や植樹などの手立ても必要です。

名水と豊かな水辺の景観を守ること

本市は名水の里として知られ、日本名水百選や日本の滝百選などに指定された溪谷、滝、湧水群などの名水が数多く分布しています。また、市内には、釜無川、塩川、須玉川をはじめとした大小数多くの河川やダム湖、田園地域を縦横無尽に流れる水路や堰、農業ため池群などがあり、その水辺は、重要な景観資源、動植物の重要な生息空間となっています。そのため、水環境や水辺景観の維持向上を図るとともに、レクリエーション活用を図ることが望まれます。

特徴的な自然景観を守ること

森や水辺景観だけでなく、「山梨県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地区として指定されている自然景観をはじめ、市内に多く分布する特徴的な自然景観についても、潜在的な資源の掘り起こしを含めてその価値を再認識し、周辺も含めた自然景観の保全や景観まちづくりへの活用が望まれます。

(3)本市の歴史や文化、先人の知恵が育んだ風景を守り・継承していくこと

地域に息づく歴史・文化的景観を守り・生かすこと

縄文時代から人々が生活していた本市の歴史は古く、遺跡や史跡、社寺、古道や歴史的なまちなみ、古民家などの歴史的建造物をはじめ、数多くの歴史・文化的資源が分布しており、地域の景観を特徴づけています。

こうした本市にしかない固有の歴史・文化資源は、地域の生い立ちやなりわいを知り、本市らしさ、ふるさと意識を育む大切な資源です。

その価値を再発見・再認識し、保全・保存を図るとともに、その魅力を引き出し、広く市民や観光客等に伝え、景観まちづくりに積極的に生かしていくことが求められています。

特色ある田園集落景観の維持・保全を図ること

各山麓に広く展開する田園集落景観は、本市の地形や気候といった自然条件や永い歴史と人々の暮らしや営みの中で形づくられてきたものです。

美しい山岳景観を背景に、大小の集落地とそれらを囲む里山、農地（水田、果樹園、野菜畑）、樹林などが一体となって、地域ごとに特色ある田園集落景観が形成されています。

しかしながら、近年の別荘地を含めた宅地化の進行や農地・樹林地の減少、耕作放棄地の増加、景観に配慮を欠いた屋外広告物や標識の増加等により、良好な風景が少しずつ失われています。

先人から受け継いだ大切なふるさとの風景を損なわないよう、里山や農地の保全、集落景観の維持向上など、何らかの対策を講じていくことが必要です。

また、市内には、長沢、箕輪、下笹尾、浅尾、津金、台ヶ原、教来石など、古い歴史をもつ集落地、石積みで築かれた棚田、生活に関わりの深い里山など、特徴的な田園景観も多くみられ、景観の維持・向上が求められています。

(4)多くの人に愛され、楽しんでもらえる“おもてなしの景観づくり”を進めること

美しい風景は、それだけで多くの人々を惹きつけ、訪れてみたい気持ちにさせます。

本市の風景の魅力を多くの市民や観光客等に知ってもらい、愛され、楽しんでもらえるよう、次のようなおもてなしを感じさせる景観づくりを図ることが必要です。

景観の拠点となる場所の魅力を高めること

本市の顔、観光地、あるいは地域の生活の拠点となっている長坂駅周辺、小淵沢駅周辺、甲斐大泉駅周辺、清里駅周辺、白州地区の台ヶ原周辺、須玉地区の若神子周辺、大泉支所周辺、武川支所周辺、明野支所周辺等については、まちや里の拠点として良好なまちなみの形成や魅力づくりが望まれます。

また、多くの市民や来訪者が利用し、目にする行政施設や文化交流施設、スポーツ施設、公園・広場などの公共施設、各種観光レクリエーション施設、商店街や大規模店舗などは、まちや里の顔、交流の場、まちの目印など景観上重要な場所となっており、良好な景観形成と魅力づくりを図ることが望まれます。

そのほか、良好な眺望場所や水辺、森、遺跡や史跡、鎮守の森、屋敷林、大木・古木、蔵や石積みなどの建造物、祠、塚、馬頭観音、水路、祭り、伝統行事、イベントなど、その地域を特徴づけている身近な景観資源が多く分布しており、これらを生かした良好な景観拠点としての魅力づくりが望まれます。

まちの玄関口や主要道路の魅力を高めること

本市の広域からの玄関口となっている中央自動車道 IC 周辺（須玉 IC、長坂 IC、小淵沢 IC）や鉄道駅周辺については、玄関口にふさわしい魅力づくりが望まれます。

また、（主）北杜富士見線（八ヶ岳高原ライン）、（主）北杜八ヶ岳公園線（清里高原道路を含む）、（主）茅野北杜葦崎線（七里岩ライン）、市道泉ライン線、八ヶ岳広域農道（レインボーライン）、茅ヶ岳広域農道、甲斐駒ヶ岳広域農道、（主）葦崎増富線など、眺望に優れ、観光道路の性格をもっている主要な道路については、景観に配慮した整備や沿道景観の整序が望まれます。

多様な景観資源を結びつけること

本市の景観の魅力をより高めていくためには、景観の拠点となる場所の魅力づくりだけでなく、それらを観光ルート（観光道路）や地域単位の景観ルート（ふるさとの散歩道など）、情報（景観マップ等）で相互に結びつけ、点から線へ、線から面へと魅力を広げ、地域全体、北杜市全体のイメージアップを図っていくことが望まれます。

(5) 良好な景観を妨げている要因を改善すること

「景観アンケート調査」では、近年の景観の変化について、「悪くなった」という意見が3割以上を占めており、景観を損ねていると感じるものとして、ごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み、農地や森林の無秩序な開発、電柱や電線類、周辺の風景にそぐわない建築物や工作物、耕作放棄地、空き家、空き店舗の増加、道路沿いの看板類の乱立などが挙げられています。また、屋外広告物については9割以上の人が何らかの規制を望んでいます。

また、これに加えて、景観研究会からは、景観への配慮を欠いたガードレールなどの道路施設や標識および三面張等の画一的な水路構造物、携帯電話のアンテナ鉄塔、高圧送電線鉄塔の色、野立ての自販機、過剰な電飾、放置されたビニールハウスやマルチ、電柵、水路の汚れなどが挙げられています。

このほか、景観を妨げている大きな要因として、前述した松くい虫の被害の拡大によるアカマツ林の減少や荒廃、鳥獣害の深刻化なども景観上大きな問題となっています。

本市の優れた景観を維持向上していくため、こうした景観を阻害している要因について、適切な対応が必要となっています。

(6) 市民・行政等の協働による景観形成を進めること

良好な景観形成を図るためには、市民、観光客等、事業者、行政など、みんなが力を合わせて守り、育てていこうとする共通の意識を持つことが大切です。

「景観アンケート調査」結果によると、市民の景観に対する関心は極めて高く、景観形成への参加意向も高くなっています。

市内では、市民団体等で構成される「八ヶ岳南麓風景街道の会」が設立され、県や市とともに国の「日本風景街道」に基づく景観形成の取り組みが行われています。

このほか、NPOや市民・ボランティア団体、自治会等を中心に、長坂駅周辺、小淵沢駅周辺、清里駅周辺、白州地区の台ヶ原、須玉地区の津金などで市民参加によるまちづくりや景観形成の取り組みが行われている他、市内の各地域で植樹・花植え、草刈り、水路の清掃美化など、景観形成に関する草の根的な活動が行われています。

こうした市民活動の小さな芽を育て、市民や地域住民が主体となった景観づくりへと一層発展させていくためには、話し合いの場づくりや市民活動のネットワーク化、市民活動への支援の仕組みや景観に関する窓口・庁内体制の充実を図ることが求められています。

第2章

景観形成の基本的な考え方



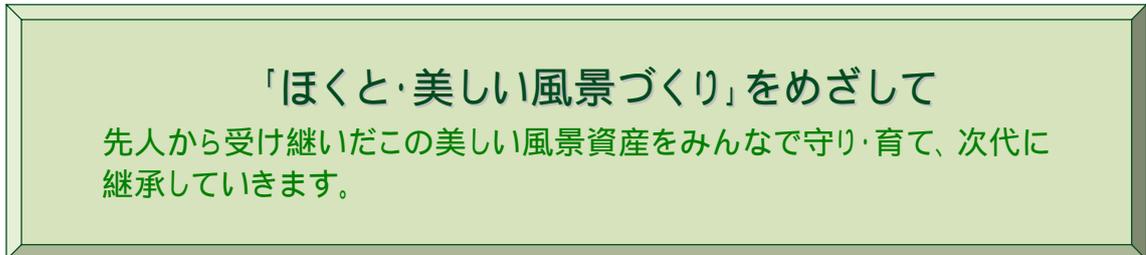
第2章 景観形成の基本的な考え方

1 景観形成の理念と目標

(1) 基本理念

本市の景観形成に向けた基本理念*を次のように設定します。

< 基本理念 >



本市は、八ヶ岳、南アルプス、秩父山地に囲まれ、標高差のあるダイナミックな地形、大小の河川、緩やかに傾斜した山麓や複雑に入り組んだ谷筋の地形、変化に富んだ丘陵地や微高地等が織りなす細やかな地形など、大地そのものがあたかも生きていくような有機的な地形構造（大地の構造）が土台となって、それぞれ地域ごとに特徴ある地域景観を形成しています。

美しい山岳、豊かな森や水辺、山岳を背景とした優れた眺望、暮らしぶりを伝えるのどかな里山や田園・農村風景、情趣に富んだ四季折々の景観、古墳や史跡、歴史的なまちなみ、社寺や古道などの多彩な歴史・文化的な景観、観光地のにぎわいなど、北杜市全体が、さながら、巨大なランドスケープミュージアム（「風景博物館」）となっています。

この美しく個性ある風景は、初めからあったものではなく、自然と共生するための暮らしや様々な営み、自然との関わり方など、先人たちの知恵と暗黙の秩序のもとに、永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。

しかしながら、近年の都市化や生活の変化によって、こうした知恵と秩序が継承されなくなり、森林の伐採による森の減少、手入れが行き届かない荒れた森林、無秩序な開発や宅地化の進行、耕作放棄地の増加、環境への配慮を欠いた道路施設や標識、乱立する看板や幟旗、空き家の増加や閑散とした商店街など、美しい自然や景観が損なわれ、北杜市らしさが失われつつあります。

これまで私たちは、このふるさとの「風景」を当たり前のもので受け止め、必ずしもその景観に十分配慮してきたとはいえません。しかし、先人たちの長い歴史の営みの中で、受け継がれてきたかけがえのない財産を大切に守り・育て、後世に引き継いでいくことは、今を生きる私達の大きな責務であると考えます。

山梨県観光客動態調査によれば、本市を含む峡北圏域には、年間約700万人の観光客等が訪れています。

本市の豊かな自然環境と美しい景観は、市民の心の拠り所、ふるさとへの愛着を育む貴重な財産であるとともに、人を呼び寄せ、まちを活性化させる源泉（大切な観光資源）でもあります。

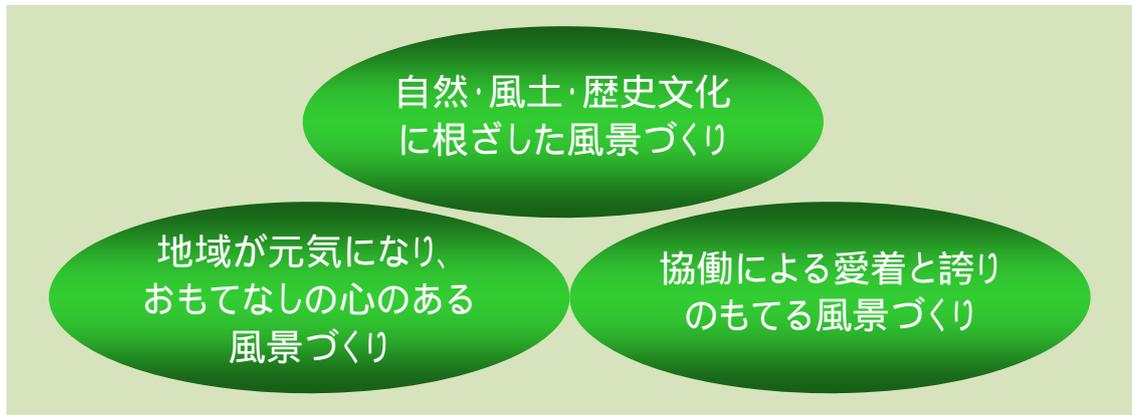
このかけがえのない風景をもう一度見つめ直し、その価値を再認識するとともに、先人から受け継いだこの美しい風景資産をみんなで守り、育て、このまちに住む人、訪れる人、誰もが心とみ、わくわくする感動を覚える、そんな風景づくりを目指します。

注) * 基本理念や景観形成の目標については、「景観研究会」で検討・作成された「景観まちづくり市民提言」をもとに設定しています。

(2) 景観形成の目標

景観形成の基本理念を実現するため、次のような景観形成の目標を設定します。

< 景観形成の目標 >



自然・風土・歴史文化に根ざした風景づくり

～ 特色ある大地の構造と地域の自然・風土・歴史文化に根ざした風景づくりを目指します

本市の景観は、山岳と河川、標高差のある地形、緩やかな傾斜の山麓と複雑に入り組んだ谷筋の地形などが織りなす地形構造（大地の構造）が土台となって、地域の自然や風土、歴史文化や人々の暮らしの中で、永い年月をかけて形づくられてきました。

市内からは、美しい山岳景観、森や水辺の自然景観、優れた眺望景観、のどかな里山や田園集落景観、情趣に富んだ四季折々の景観、地域の成り立ちや歴史を伝える様々な景観資源、観光地のにぎわい景観など、北杜市らしい美しく個性的で、味わいのある風景を見ることができます。

しかしながら、近年の都市化や生活の変化によって、このような美しい風景が損なわれ、北杜市らしさが失われつつあります。

先人から受け継いだ風景資産を後世に引き継いでいくため、この美しい風景を守り、育んでいくとともに、地域の自然、風土、歴史文化に根ざし、その特色を最大限に生かした風景づくりを目指します。



・山の眺望を背景に集落地と農地の広がる本市を代表する風景

地域が元気になり、おもてなしの心のある風景づくり

～本市の景観の魅力再認識し、それを生かした、地域が元気になる、おもてなしの感じられる風景づくりを目指します

本市を含む峡北圏域には、年間約700万人の観光客等が訪れており、本市においてもこの美しい風景を求めて多くの観光客等が訪れ、多くの人々が移住してきています。

本市の魅力的で個性ある景観は、市民の心の拠り所、ふるさとへの愛着を育む貴重な財産であるとともに、人を呼び寄せ、まちを活性化させる源泉(大切な観光資源)でもあります。

市内には、名所、観光地として知られた場所以外にも、あまり知られていない優れた眺望場所や魅力的で個性的な景観資源が数多く分布しています。

こうした潜在的な資源の掘り起こしを含めて、本市のもつ景観の魅力再認識し、大切に守り、育て、「北杜市風景ブランド」として、一層の魅力の向上を図るとともに、まちづくり(観光や活性化など)への活用を目指します。

また、これらの景観資源を結ぶ観光ルートや散策ルートの充実、主要な道路、本市の玄関口となっている鉄道駅や中央自動車道IC周辺、観光地や市街地のまちなみなどの魅力を高め、多くの市民や観光客等に愛され、北杜市を訪れる誰もがおもてなしを感じられる風景づくりを目指します。



・津金の三代校舎



・長沢の鯉のぼりと花の森公園

協働による愛着と誇りのもてる風景づくり

～市民、観光客等、事業者、行政の協働により、愛着と誇りのもてる風景づくりを目指します

本市の美しい風景を守り・育てていくためには、行政をはじめ、市民や事業者、北杜市を訪れる観光客等、多くの人々の理解と協力が必要であり、みんなが力を合わせて守り、育てていこうとする意識を持つことが大切です。

市内では、景観に配慮した道路や公共施設整備も少しずつ進んでいます。また、アンケート調査にみるように、市民の景観への関心や景観形成に対する参加意欲も高く、NPOや市民・ボランティア団体、地域などによる景観形成に関する様々な活動が行われています。

「北杜市景観計画」の策定を契機に、景観への関心を高めていくための各種啓発活動を行っていくとともに、こうした市民の主体的な活動が全市的に広がっていくよう、活動への支援や仕組みの充実を目指します。

また、市民、観光客等、事業者、行政等の協働による景観まちづくりを進めていくため、「景観に関する条例の制定、市民活動への支援策などの制度や仕組みの充実、景観行政を推進していくための組織や体制の強化を目指します。



・協働による風景づくりの例 一本景観計画づくりにおける景観研究会

2 景観構造の設定

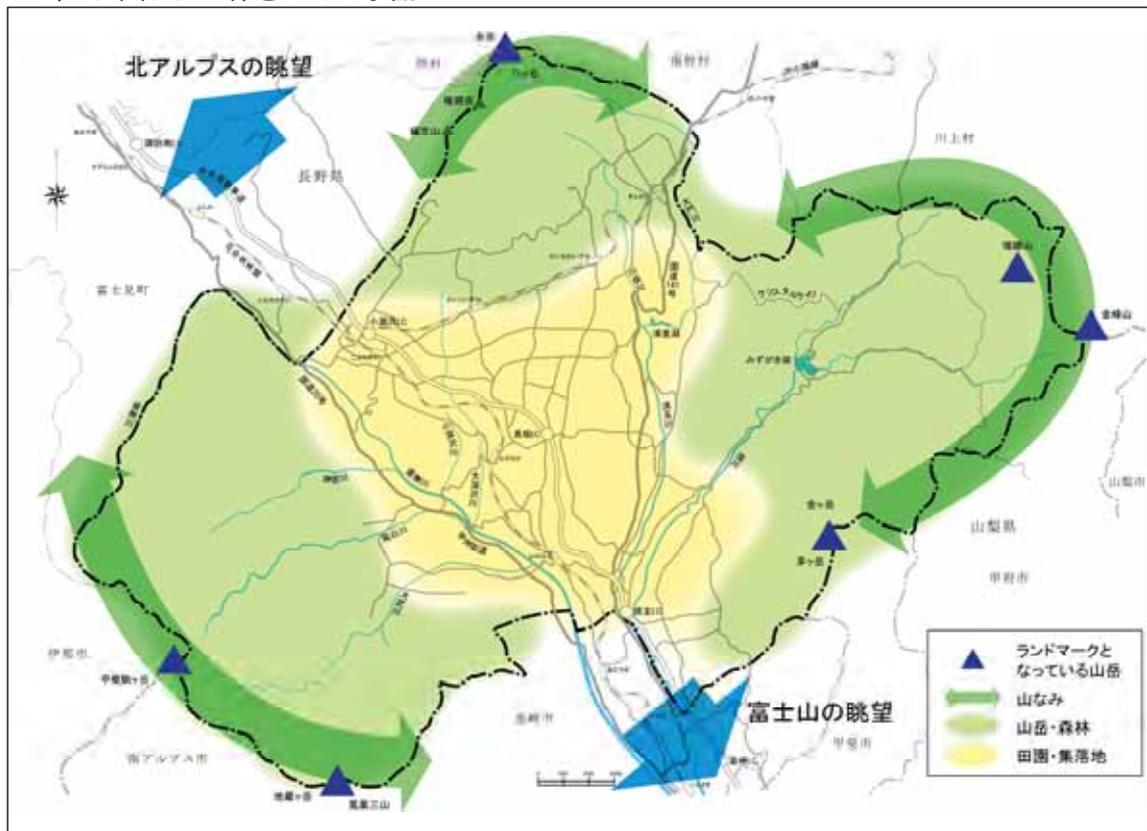
(1) 現況からみた景観構造の特徴

現況からみた本市の景観構造の特徴としては、次のようなものが挙げられます。

周囲を山岳に囲まれ、北杜市として一体感のある景観を形成しています。

本市は、周囲を茅ヶ岳・瑞牆山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳などの山々に囲まれ、雄大な山岳景観や優れた眺望を背景に、森や里山、高原、農地、集落地、まち、観光地などの景観がモザイク状に展開しながら、これらが一体となって全体としてまとまりのある景観を形成していることが大きな特徴です。

山々に囲まれ一体感のある景観

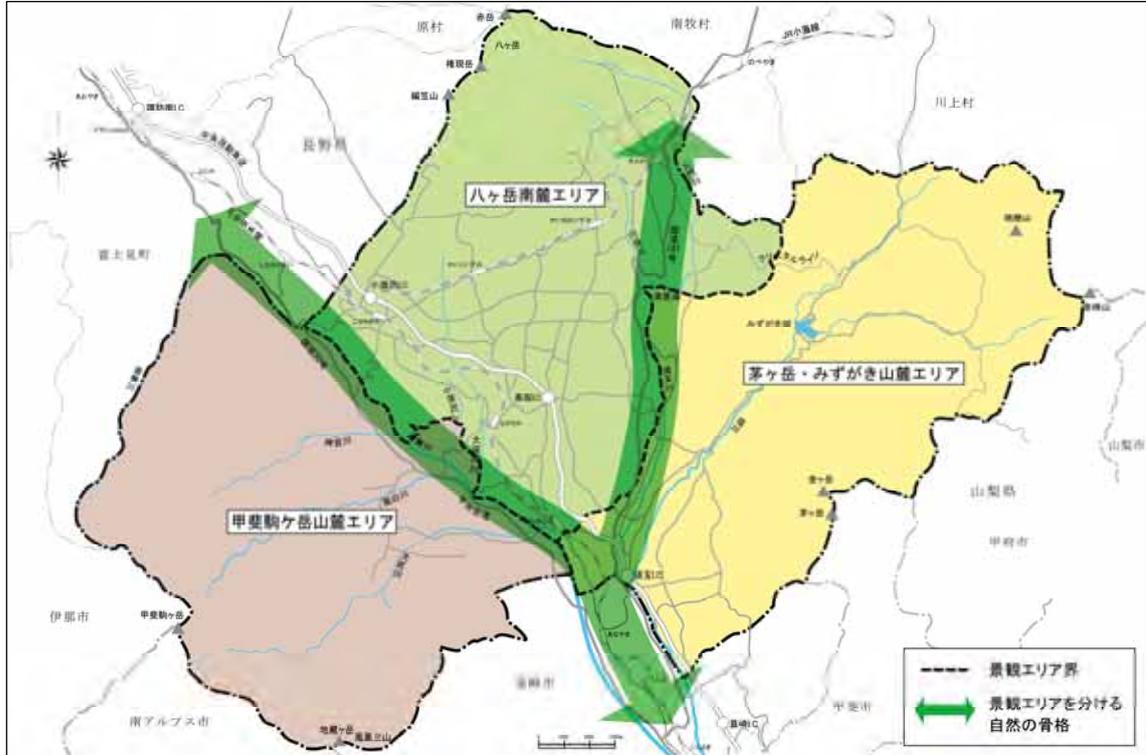


・ 観音平から富士山方向の眺望

特色ある大地の構造(地形構造)が、景観の土台を形づくっています。

本市は、地勢的に釜無川と須玉川に隔てられた3つ景観エリア(景域)に分けられますが、各景観エリアの地形構造はそれぞれ次に示すような異なった特色をもっており、こうした大地の構造が各地域の景観の土台を形づくっています。

3つの景観エリア

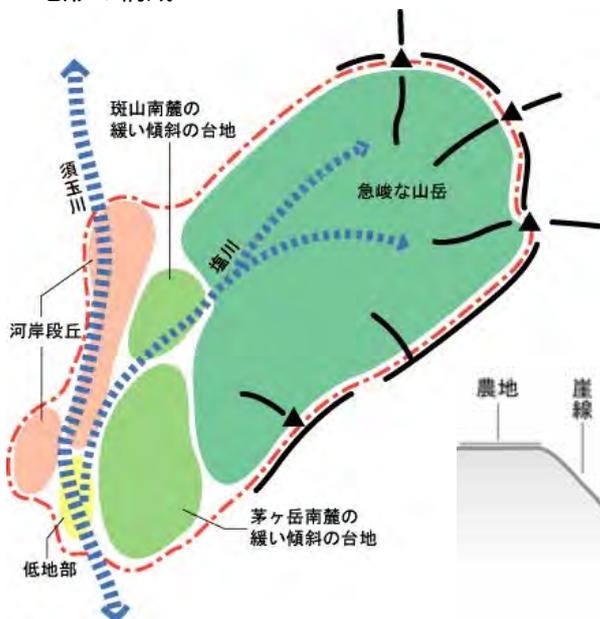


茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの地形構造

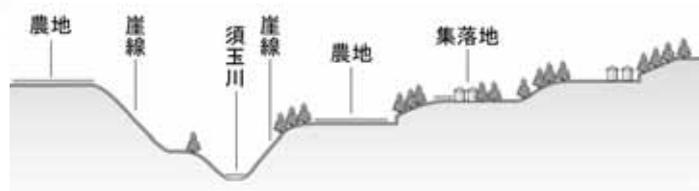
本エリアの地形は、茅ヶ岳や瑞牆山を中心とした急峻な山岳、茅ヶ岳や斑山山麓の緩やかな傾斜の台地、須玉川の河岸段丘と低地部で構成されています。

特に、山麓台地は眺望に優れ、須玉川の崖線と小さな河岸段丘が重なり合った複雑な地形構造は、本エリアの景観を特徴づけています。

地形の構成



須玉川河岸段丘の特徴



八ヶ岳南麓エリアの地形構造

本エリアの地形は、八ヶ岳の急峻な山岳、比較的緩やかな傾斜の高原地域、南麓一带に広がる緩やかな傾斜の台地、釜無川河岸段丘で構成されています。

特に、高原地域や台地は眺望に優れ、台地では谷戸と森と微高地が南北方向にヒダ状に長く伸びているため、東西方向に移動すると森をくぐり抜けるたびに谷戸と微高地が繰り返し続く地形の変化が特徴的です。また、森（里山）と農地と集落地が様々な形で混在し、本エリアの景観を特色づけています。

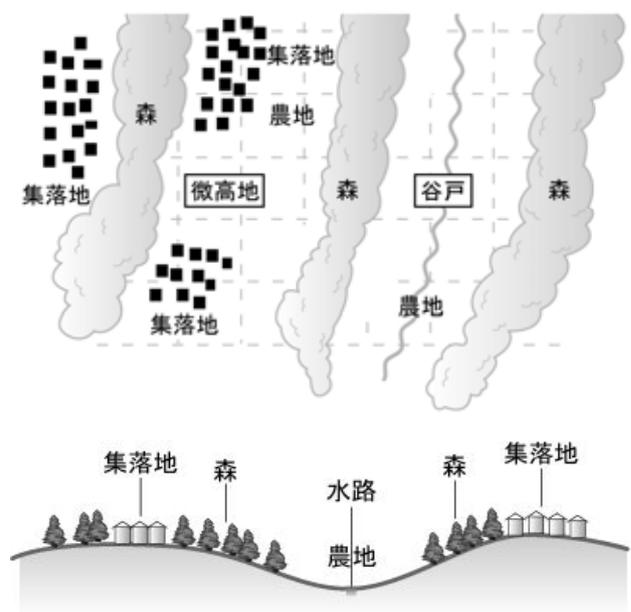
中央自動車道南側は、小河川の開析と釜無川河岸段丘が織りなす起伏に富んだ地形となっており、一带は森（里山）が広く分布しているなど、台地部とはやや異なる景観を呈しています。



地形の構成



南麓台地の微地形の特徴

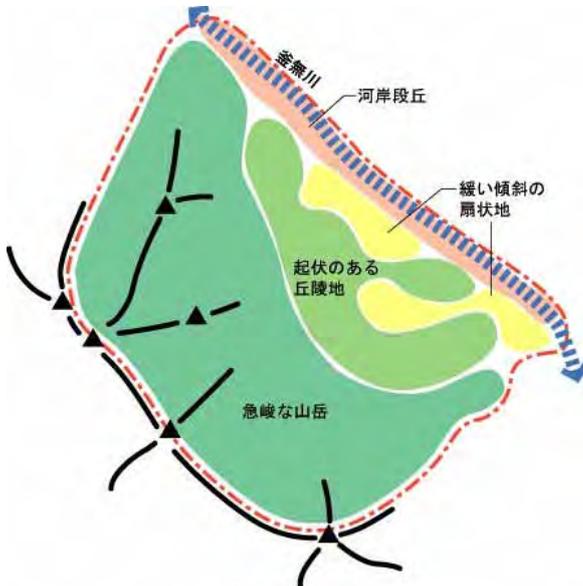


甲斐駒ヶ岳山麓エリアの地形構造

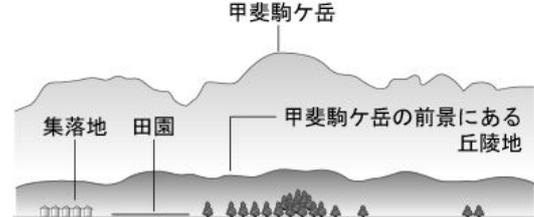
本エリアの地形は、甲斐駒ヶ岳を中心とした急峻な山岳、山麓一带に広がる丘陵地と扇状地、釜無川周辺の河岸段丘で構成されています。

特に、緩やかな傾斜の扇状地と中山や甲斐駒ヶ岳の前衛に連なる丘陵地は谷筋が入り組んで変化に富んだ地形となっており、こうした地形構造が本エリアの景観を特徴づけています。

地形の構成



丘陵地形の特徴



本市の景観構造は、3つの景観ゾーンと2つの自然景観軸で構成されています。

本市の景観は、前述した大地の構造を土台に、大きく次のような要素が景観の骨格を形づくっており、現況からみた景観の基本的な構造は、下図のように表すことができます。

3つの景観ゾーン

山岳・森林景観ゾーン

概ね、各景観エリアの広域農道から上部の山岳・森林地域で、アカマツ林を主体に多様な林相で構成され、本市のイメージを規定している代表的な景観を形成しています。

田園集落景観ゾーン

山麓に広く形成された里山と田園集落地域で、多様な地形構造の特徴と相まって、里山、屋敷林、農地、集落地が一体となって地域ごとに特色ある景観を形成しています。

まちなみの景観ゾーン

地域の生活の中心となっている既存の市街地等で、それぞれ生い立ちや歴史性を反映して特色ある景観を形成しています。

2つの自然景観軸

骨格的な自然景観軸

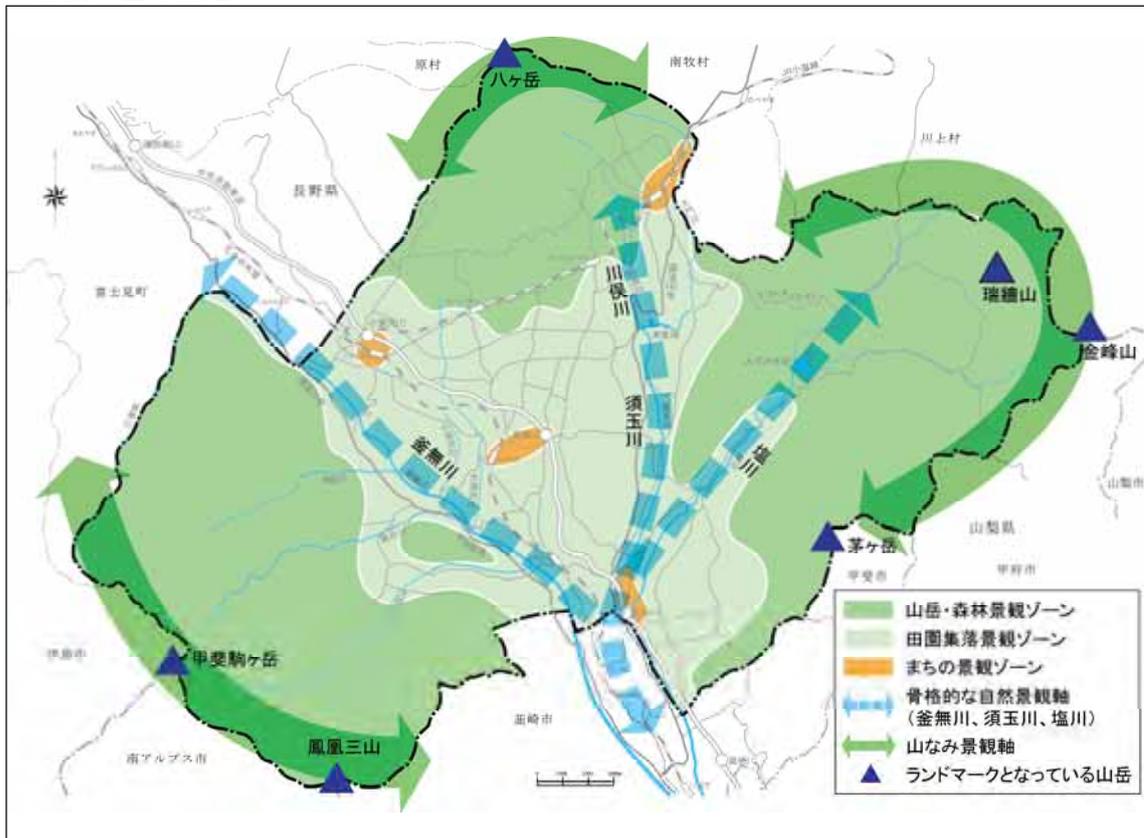
釜無川、須玉川、塩川などの河川とその周辺に展開する河岸段丘や崖線の緑などで、本市の重要な自然の骨格を形成しています。

山なみ景観軸

ランドマークになっている代表的な山岳と市域を囲む稜線の山なみは、もう1つの骨格的な自然景観軸となっています。

- 秩父山地の山なみ（茅ヶ岳～金峰山～瑞牆山～横尾山など）
- 八ヶ岳の山なみ（赤岳～権現岳～編笠山など）
- 南アルプスの山なみ（鳳凰三山～アサヨ峰～甲斐駒ヶ岳～鋸岳など）

景観の基本構造



(2) 将来的な景観構造の設定

1) 本市が目指す景観構造の考え方

本市の雄大で一体感のある景観の基本構造を今後とも保全・継承していくことを基本に、景観拠点の魅力づくりを行います。また、景観拠点や優れた景観資源をつないでいくことにより、本市の骨格となる景観構造の構築を目指します。

大地の構造を保全し、その特色を最大限に生かす

特色ある大地の構造（地形構造）は、本市の景観の大きな土台となっています。このため、各エリアの特色ある地形構造を損なうことのないよう景観上十分配慮し、その特色を生かした景観形成を目指します。

景観エリアや景観ゾーンの特性を生かす

地域の特色ある景観は、大地の構造と人々の永い歴史の営みの中で築きあげられてきました。景観エリアや景観ゾーン固有の景観を大切に守り、これを継承していくとともに、その持ち味を生かした景観形成を目指します。

優れた景観資源を有機的につなげる「風景回廊」を創る

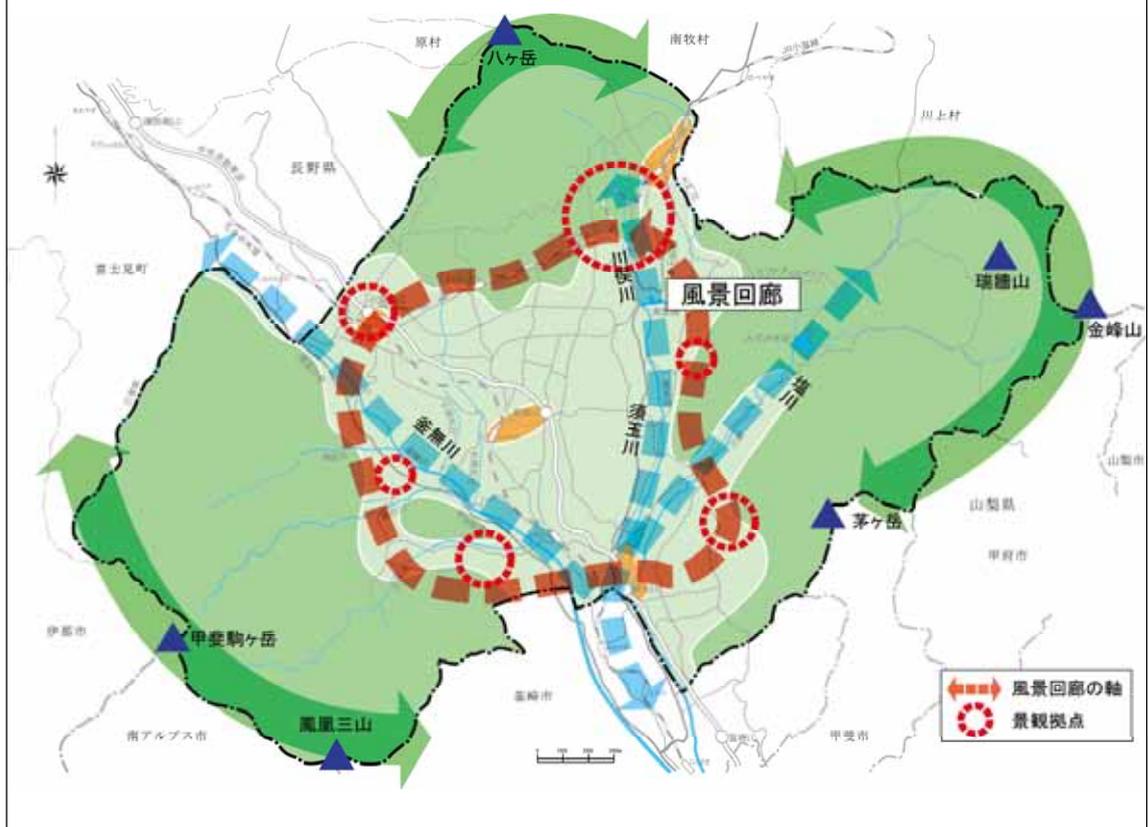
本市の雄大な景観、多様な景観拠点や景観資源を市民、観光客等、多くの人々が楽しめるよう、これらの景観資源を有機的に結び市内を回遊することができる景観ネットワークを、「風景回廊」として形成することを目指します。

多様な景観拠点の魅力育てる

市内の生活拠点、観光地、優れた眺望場所、景観資源などは、主要な景観拠点として景観の保全や景観の向上を目指します。

景観構造設定の考え方

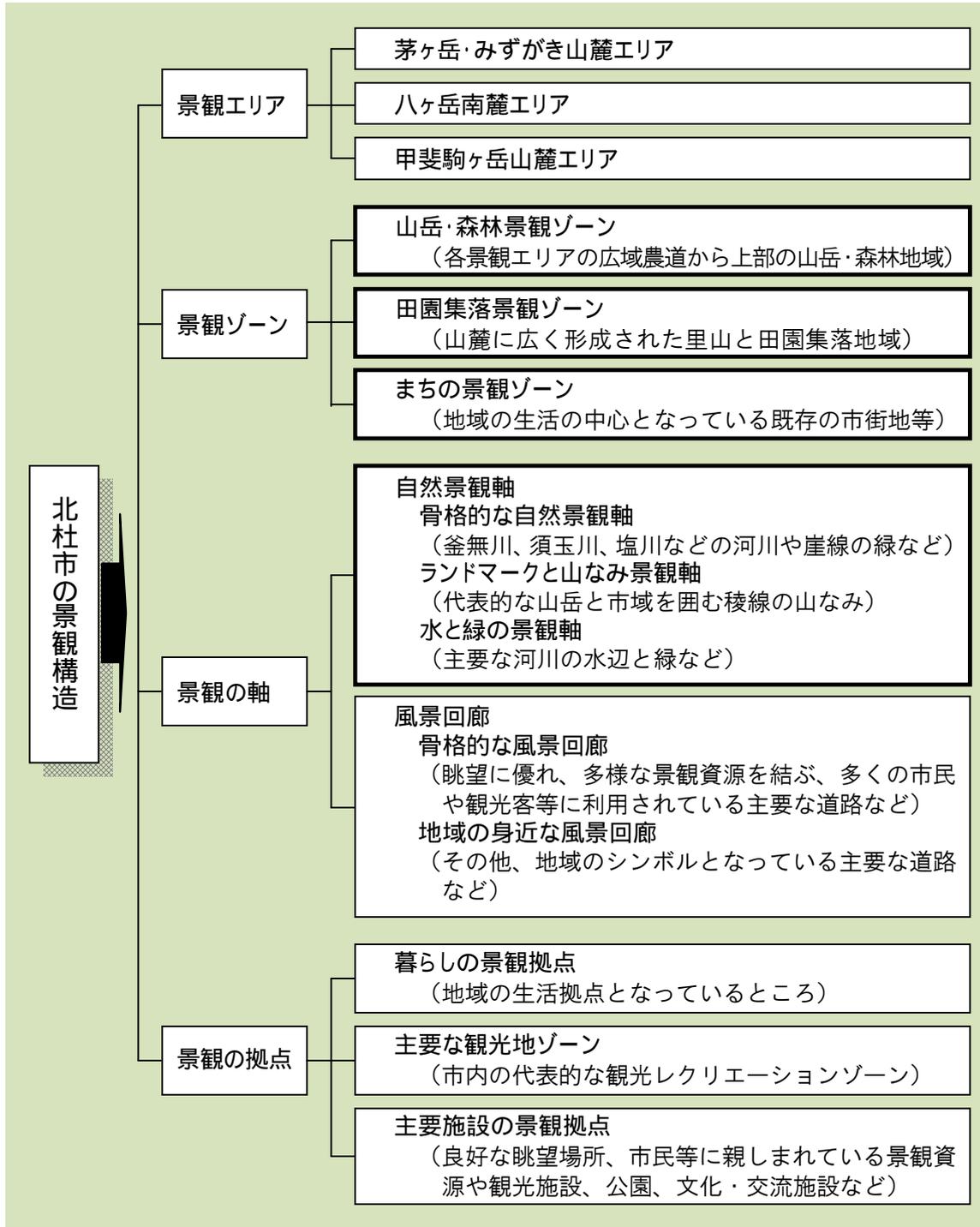
景観の基本構造を保全・継承し、景観拠点の魅力づくりとこれをつなぐ風景回廊づくりで景観構造を構築する。



2) 景観構造の設定

現況からみた景観構造の特徴や本市が目指す景観構造の考え方を踏まえ、本市のめざす景観構造を次のように設定します。

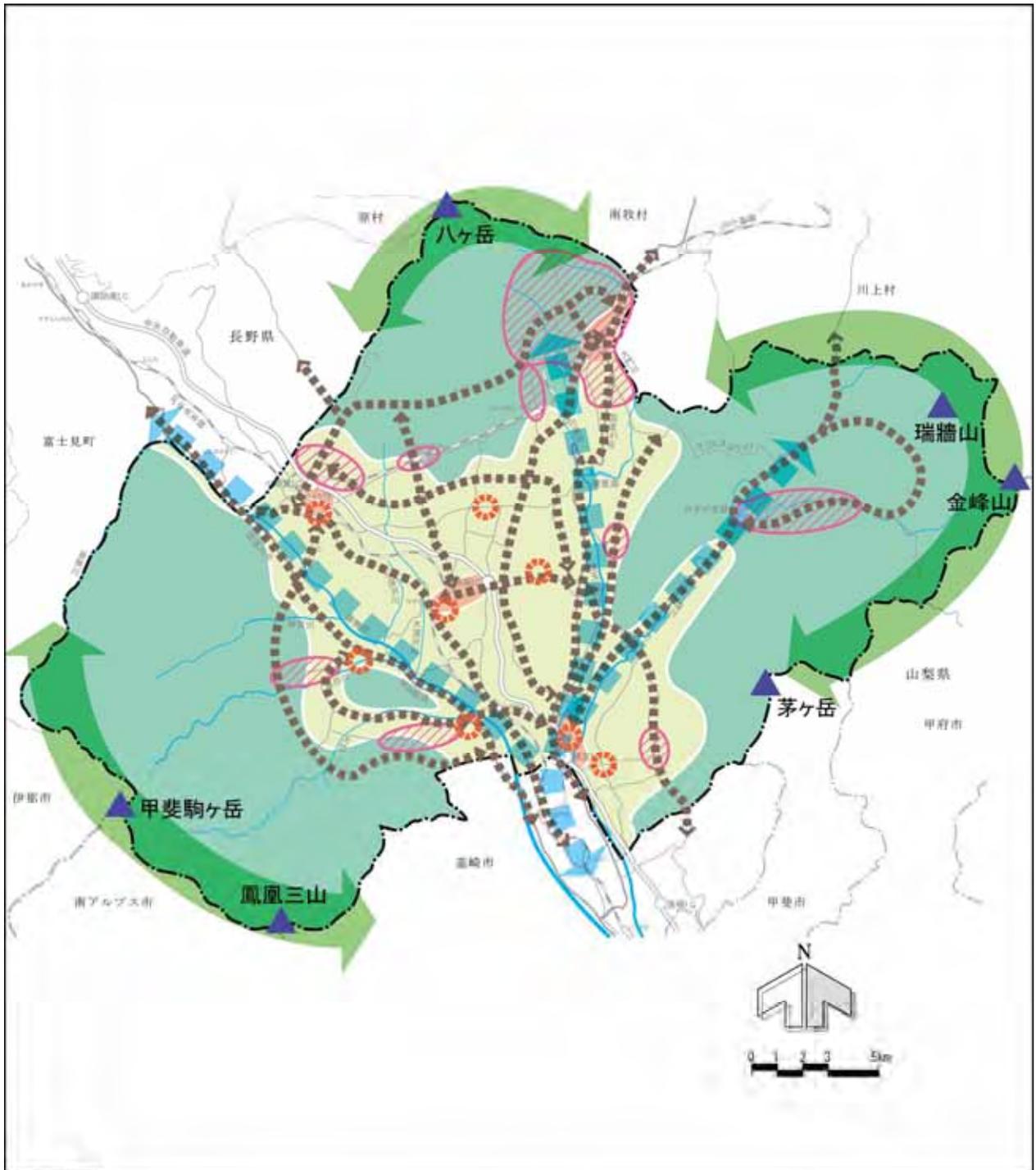
北杜市の景観構造



注) * 太い枠は、景観の基本構造（3つの景観ゾーンと自然景観軸）を示しています。

* 「景観ゾーン」については、第3章の3 エリア別景観形成の方針において、更に詳しく景観構造を区分しています。

北杜市の景観構造



凡例

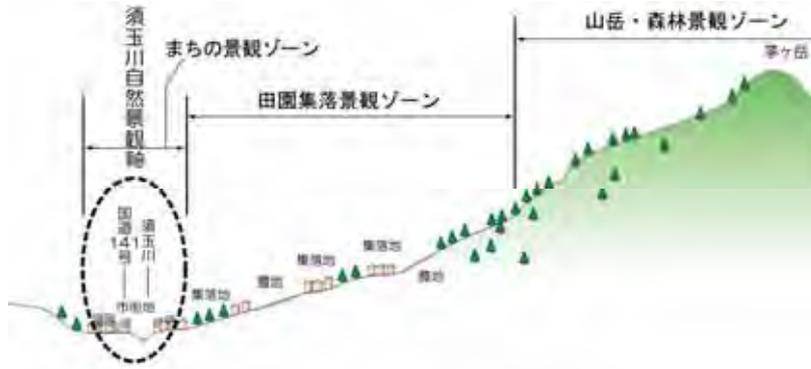
景観ゾーン	景観の軸	景観の拠点
山岳・森林景観ゾーン	骨格的な自然景観軸	暮らしの景観拠点
田園集落景観ゾーン	山なみ景観軸	主要な観光地ゾーン
まちの景観ゾーン	水と緑の景観軸	〈その他〉
	骨格的な風景回廊	ランドマークとなっている山岳
	地域の身近な風景回廊	

注) * 景観エリアについては、前述のため図示省略しています（本計画書 38 ページ参照）。

* 主要施設の景観拠点については、多数散在するため図示省略しています。

景観エリア別にみた景観構造(断面模式図)

茅ヶ岳・みずがき山麓エリア



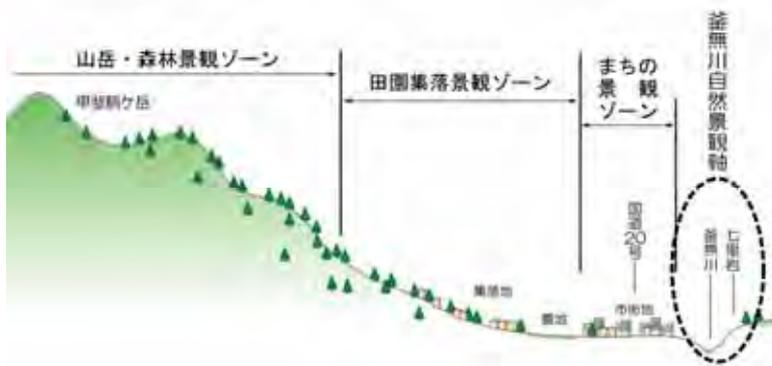
・明野支所上空付近から茅ヶ岳方面を望む

八ヶ岳南麓エリア



・中央自動車道長坂 IC 上空付近から八ヶ岳を望む

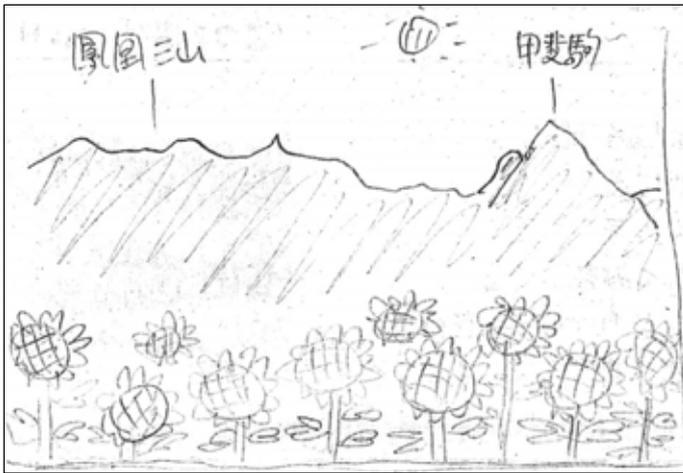
甲斐駒ヶ岳山麓エリア



・小淵沢地区すずらん大橋から白州地区方面を望む

景観構造の概要

景観構造の区分		概 要	
景観エリア	茅ヶ岳・みずがき山麓エリア	・茅ヶ岳・瑞牆山とその山麓地域 (明野地区、須玉地区)	
	八ヶ岳南麓エリア	・八ヶ岳とその南麓地域 (高根地区、長坂地区、大泉地区、小淵沢地区)	
	甲斐駒ヶ岳山麓エリア	・甲斐駒ヶ岳とその山麓地域 (白州地区、武川地区)	
景観ゾーン	山岳・森林景観ゾーン	・八ヶ岳、茅ヶ岳・瑞牆山、甲斐駒ヶ岳周辺の自然公園区域を中心に、各景観エリアの概ね広域農道から上部一帯の山岳・森林景観ゾーン	
	田園集落景観ゾーン	・各景観エリアの概ね広域農道から下部一帯の山麓に形成された里山、農地、大小の集落地が一体となった田園集落景観ゾーン	
	まちの景観ゾーン	・本市の主要な都市機能が集積し、市街地のまちなみを形成しているまちの景観ゾーン (小淵沢駅周辺、長坂駅周辺～長坂 IC 周辺、清里駅周辺、若神子周辺など)	
景観の軸	自然景観軸	骨格的な自然景観軸	・本市の地形構造、景観構造を形成する重要な自然骨格で、河川、七里岩などの崖線、川沿いの樹林帯からなる骨格的な自然景観軸 (釜無川、塩川、須玉川など)
		ランドマークと山なみ景観軸	・ランドマークとなっている代表的な山岳 (八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山、茅ヶ岳、瑞牆山など) ・市域を囲む稜線の山なみ (八ヶ岳、南アルプス、秩父山地)
		水と緑の景観軸	・景観エリアの自然の景観軸となっている主要な河川や川沿いの樹林からなる水と緑の景観軸 (尾白川、大武川、川俣川、大深沢川など)
	風景回廊	骨格的な風景回廊	・眺望に優れ、多様な景観資源を有機的に結ぶとともに、多くの市民や観光客等に利用されている主要な道路など <茅ヶ岳・みずがき山エリア> (国道 141 号、茅ヶ岳広域農道、(主) 葦崎増富線、県道清里須玉線など) <八ヶ岳南麓エリア> (主) 北杜富士見線 (八ヶ岳高原ライン)、八ヶ岳広域農道 (レインボーライン)、(主) 北杜八ヶ岳公園線・清里高原道路、県道小荒間長坂停車場線、(主) 長坂高根線、(主) 茅野北杜葦崎線 (七里岩ライン) など) <甲斐駒ヶ岳エリア> (国道 20 号、甲斐駒ヶ岳広域農道、県道駒ヶ岳公園線など)
		地域の身近な風景回廊	・その他、地域のシンボルとなっている主要な道路等 (市道名水公園線(べるが通り)、市道下念場朝日ヶ丘線(清里牧場通り)、市道泉ライン線など)
景観の拠点	暮らしの景観拠点	・商店街や公共施設が集積し、地域の生活拠点、地区の顔、玄関口となっている暮らしの景観ゾーン (小淵沢駅、長坂駅、清里駅などの駅周辺、各支所周辺など)	
	主要な観光地ゾーン	・観光レクリエーション施設が集積し、多くの市民、観光客等が訪れる主要な観光レクリエーションゾーン	
	主要施設の景観拠点	・多くの市民や観光客等に利用され、地域の目印、にぎわいの拠点となっている主要な施設など (観光レクリエーション施設、公園、文化・交流施設など)	



●掲載の絵は、平成19年7月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。

第3章

良好な景観形成に 関する方針



第3章 良好な景観形成に関する方針

1 良好な景観形成に関する方針の構成

景観形成の理念と目標
 【基本理念】
「ほくと・美しい風景づくり」をめざして
 【景観形成の目標】
自然・風土・歴史文化に根ざした風景づくり
地域が元気になり、おもてなしの心のある風景づくり
協働による愛着と誇りのもてる風景づくり

景観形成方針

- 山岳・眺望景観の形成方針
美しい山岳景観と優れた眺望景観を守り、生かす
- 自然景観の形成方針
生物の多様性を支える豊かな森と水辺の自然と風景を守り、生かす
- 里山・農村景観の形成方針
美しく個性的な里山や農の風景を守り、育てる
- 歴史・文化的景観の形成方針
先人の知恵と歴史や文化を伝える風景を守り、育てる
- 界わい景観の形成方針
観光リゾート地域にふさわしいおもてなしの感じられる景観をつくる
- 暮らしの景観の形成方針
地域に息づく暮らしの景観を守り、育てる
- 景観のルールづくりの方針
良好な景観形成を図るためのルールを創る

エリア別景観形成方針

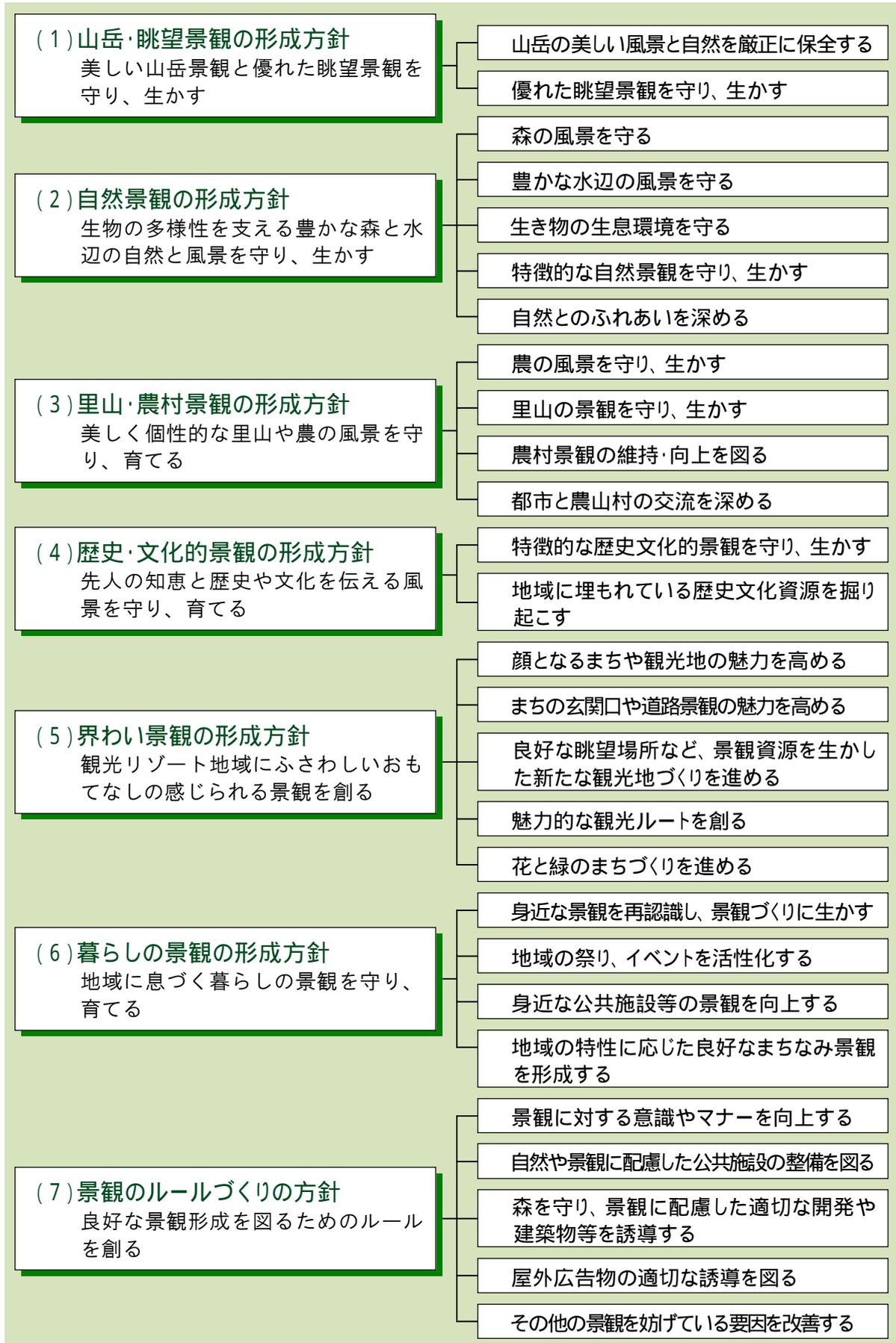
- 茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの景観形成方針
元気な風景づくり
- 八ヶ岳南麓エリアの景観形成方針
愛着と誇りのもてる風景づくり／活力をつくる風景づくり／みんなが楽しめる心地よい風景づくり
- 甲斐駒ヶ岳山麓エリアの景観形成方針
古道の歴史文化と甲斐駒から広がる風景づくり

景観形成推進ゾーンの方針

<p><茅ヶ岳・みずがき山麓エリア></p> <ul style="list-style-type: none"> ①茅ヶ岳広域農道周辺ゾーン ②若神子～大豆生田周辺ゾーン ③津金の田園集落ゾーン ④増富ラジウム温泉峡周辺ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ④川俣川周辺ゾーン ⑤谷戸城跡周辺ゾーン ⑥富士見坂・三分一湧水周辺ゾーン ⑦JR 小海線大曲周辺ゾーン ⑧下笹尾の田園集落ゾーン ⑨清春芸術村周辺ゾーン
<p><八ヶ岳南麓エリア></p> <ul style="list-style-type: none"> ①小淵沢駅・小淵沢 IC 周辺ゾーン ②長坂駅～長坂 IC 周辺ゾーン ③清里駅および周辺高原ゾーン 	<p><甲斐駒ヶ岳山麓エリア></p> <ul style="list-style-type: none"> ①台ヶ原地区を核とした旧甲州街道周辺ゾーン ②環状の回遊ルート周辺ゾーン

2 景観形成方針

景観形成方針の体系



(1) 山岳・眺望景観の形成方針

基本方針 美しい山岳景観と優れた眺望景観を守り、生かす

山岳の美しい風景と自然を厳正に保全する

本市を取り囲む八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、瑞牆山・茅ヶ岳等の山々は、本市のシンボルとなっており、多くの市民や登山者に親しまれています。

山岳地域一帯は、国立公園区域や国定公園区域、県立自然公園区域に指定されており、奇岩や岩稜帯に加え高山帯特有の森林、美しいアカマツ林など、豊かな森林と多彩な林相に被われ、四季折々の美しい変化をみせてくれます。この美しく個性的な山岳景観は、本市のみならず、わが国が誇る第一級の山岳景観といえます。

このような山岳景観を厳正に保全し、後世に継承するため、次のような取り組みを図ります。

森林の保全

高山帯特有のシラビソ等の針葉樹やダケカンバ等の落葉広葉樹、森林地域に広がるアカマツ林など、多彩な林相からなる森林帯の厳正な保全を図るとともに、森林整備計画に基づく計画的な森林の整備・維持を図ります。

自然や景観に配慮した施設整備

「自然公園法」や「山梨県自然環境保全条例」等に基づく行為の規制を図るとともに、林道、登山道、ハイキングルート、眺望場所、山小屋、治山施設（堰堤等）などの整備に際しては、多自然型工法の導入など、自然や景観に配慮した施設整備を促進します。

貴重な動植物の保護、生息環境の保全

高山植物が群落となっているお花畑や国の特別天然記念物（絶滅危惧種）であるニホンカモシカなど、貴重な動植物の保護、生息環境の維持・保全を図ります。



・八ヶ岳連峰



・甲斐駒ヶ岳



・茅ヶ岳と富士山



・瑞牆山

優れた眺望景観を守り、生かす

本市は、山岳地域のみならず、各山麓のいたる所から八ヶ岳連峰、茅ヶ岳や瑞牆山などの秩父山地、甲斐駒ヶ岳などの南アルプスの山々を眺めることができ、特に、高台からは、これらの山々に加えて遠く富士山や北アルプスなどを一望する大パノラマ景観が展開しているなど、優れた眺望景観を有しています。

また、市内には、眺望に恵まれた道路、公園・広場や観光施設をはじめ、あまり知られていない優れた眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

こうした優れた眺望場所は、貴重な観光資源でもあり、魅力的な観光スポットとして生かしていくため、次のような取り組みを図ります。

良好な眺望場所の掘り起こし

フィールドワーク等の市民参加イベントなどにより、市内の良好な眺望場所探しやビューポイントの選定を行い、新たな眺望場所の掘り起こしを図ります。

良好な眺望場所の魅力の向上と景観の保全

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、案内板・サイン等の設置など、魅力の向上を図るとともに、電線、広告・看板など景観を妨げる要因について必要に応じて改善を図ります。

良好な眺望場所を結ぶルートづくり

その他の景観資源などとあわせて、景観マップの作成、良好な眺望場所へのアクセスや相互に結ぶルートの案内、誘導サインの設置などによるルートづくりを図ります。



・美し森からの眺望



・七里岩から鳳凰三山の眺望

(2)自然景観の形成方針

基本方針 生物の多様性を支える豊かな森と水辺の自然と風景を守り、生かす

森の風景を守る

森林は、景観だけでなく、生物の多様性を支える多面的な機能をもつ大切な自然資源です。市域の大部分を占める森林は、アカマツ林を主体に、標高や地域によって広葉樹や針葉樹の多様な林相からなり、四季折々の美しい風景を見せてくれ、自然とふれあう場として市民や観光客等に親しまれています。

しかしながら、松くい虫の被害や手入れが行き届かないため、森林の荒廃が進んでいるほか、別荘等の宅地開発や森林の伐採に伴い、森林も減少しています。水源涵養、自然災害の防止、多様な生物の生息環境など、森林の持つ多面的な機能を保全するとともに、本市の美しい景観を守り、自然とのふれあいを高めるため、次のような取り組みを図ります。

森林の適正な管理による森林景観の維持

「北杜市森林整備計画」や「北杜市里山整備事業」等に基づき、森林の保全、森林整備、松くい虫対策などの適正な管理を図るとともに、森林に対する適正な開発の誘導、市民参加等による自生樹木等の植樹活動など、森林の保全、再生に向けた取り組みを推進します。



・市内で行われている森づくり活動



・不要木が除去されて明るくなったアカマツ林

森林の有効活用

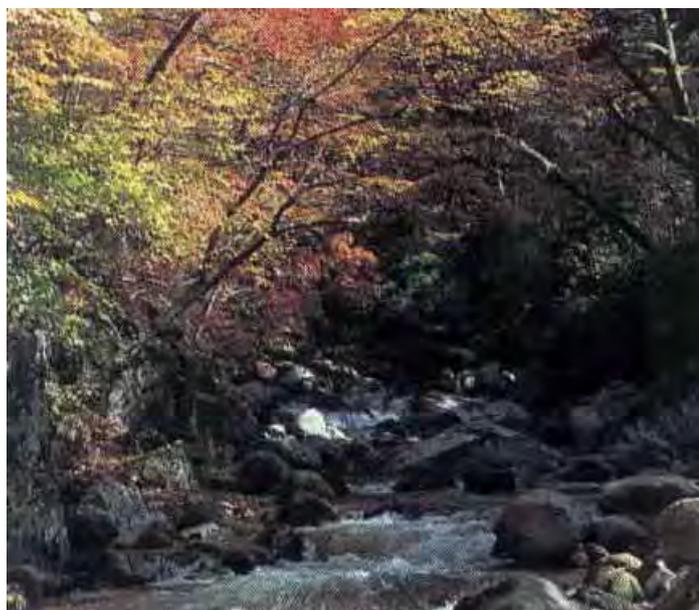
森林療法や森林環境学習、森林レクリエーションの場の整備、バイオマスエネルギー等の活用など、森林の多面的な機能を有効に活用する取り組みを推進します。



・市内で行われている森林環境学習



・おおぞら子どもキャンプ



・森林療法に活用されている本谷川沿いの森

豊かな水辺の風景を守る

市内を流れる釜無川、塩川、須玉川は、本市の骨格的な自然景観の軸となっています。

また、尾白川、大武川、川俣川をはじめ、市内を流れる数多くの中小の河川や水路、湧水群、溪谷、滝、ダム湖、農業用水路や農業ため池群などの水辺資源は、動植物の重要な生息空間であり、地域にうるおいを与え、景観を特徴づけているとともに、水辺レクリエーションの場として市民や観光客等に親しまれています。

こうした豊かな水辺の風景を守り、生かしていくため、次のような取り組みを図ります。

清流の回復と水辺景観の向上

下水道の整備促進、合併浄化槽の普及、ごみの不法投棄の防止等により、清流の維持・回復に努めるとともに、自然護岸など、自然や生態系、景観に配慮した河川や水路の整備、河川緑化、市民参加による河川美化活動等により、水辺景観の向上を図ります。

また、武川地区柳沢などでは、ホテルを育てる取り組みが行われており、今後もこうした取り組みを広げていきます。



・尾白川溪谷



・自然や景観に配慮した石空川の砂防堰堤

良好な水辺レクリエーションの場づくり

市民や観光客等に親しまれている水辺空間をはじめ、市内に数多く分布する水辺資源については、環境や景観に配慮しながら水辺レクリエーションの場としての活用を推進します。



・レクリエーションの場となっている川俣川



・みずがき湖

水辺のネットワークづくり

河川沿いの散策ルートや自転車ルートをはじめ、多様な水辺レクリエーションの場を結ぶルートづくりなど、水辺のネットワークづくりを検討します。



・河川沿いの散策ルート



・すずらん池の散策路

生き物の生息環境を守る

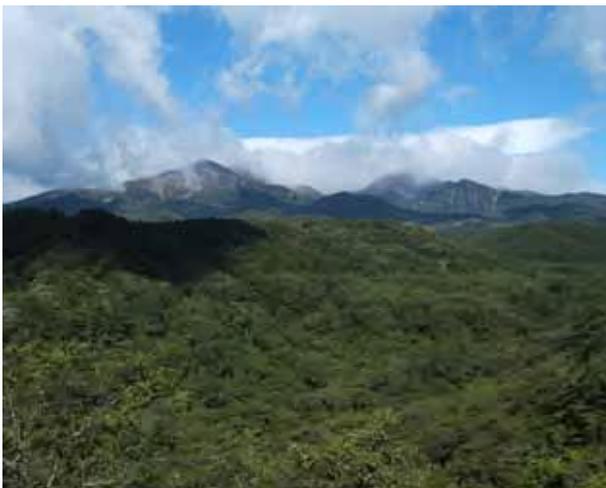
標高差のある本市は、山岳地域から山麓まで、貴重な動植物が多く確認されています。山岳地域では、瑞牆山のアズマシャクナゲの群生地をはじめとした高山植物や須玉のヒカリゴケなど、貴重な植物が分布しています。市街地や集落地周辺の里山や水辺、雑木林、水田などでは、フクロウ、ヒバリやキジなどの鳥類、鹿やタヌキ、リスなどの獣類、国の天然記念物に指定されているオオムラサキ等の蝶類、ホタルなどの昆虫類、トノサマガエルなどの両生類、ウグイやオイカワなどの魚類など、多種多様な生き物が生息しています。近年、森林の荒廃、都市化に伴う森林の減少、河川の汚濁、農薬の使用、外来種の増加などにより、動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。こうした生き物の生息環境を守るため、次のような取り組みを図ります。

動植物の生息環境の維持・保全

生物の生息調査、監視の強化、生息の場となっている森林や水辺に対する適切な保全措置の検討、市民や観光客等に対する啓発を推進するとともに、市民参加による生息環境の保全活動などを促進します。

自然や生態系に配慮した施設整備

道路の擁壁や法面、河川の護岸等の施設整備や災害時の復旧工事などにあたっては、多様な生物の生息環境を守るためにも、多自然型工法や近自然工法など、将来的にもとの自然に回復できるような工法を採用するなど、自然や生態系、景観に配慮した施設整備を推進します。



・生き物の生息環境である豊かな森



・アズマシャクナゲ



・高山植物



・アカマツ林



・カラマツ林



・ヒカリゴケ



・フクロウ



・ヤマネ



・オオムラサキ

特徴的な自然景観を守り、生かす

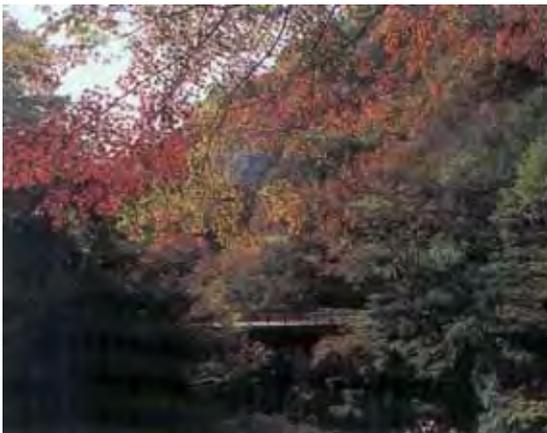
「山梨県自然環境保全条例」により、自然環境保全地区として指定されている「七里岩」、「岩山」、「大平」、「清水谷」、「観音峠・茅ヶ岳」、「紅葉橋周辺」、「川俣川」、「国蝶オオムラサキ生息地」をはじめ、市内に多く分布する特徴的な自然景観については、周辺も含めた自然景観の保全を図るとともに、まちづくり（観光や活性化等）への活用を図ります。



・七里岩と水田の風景



・川俣川東沢の風景



・紅葉橋周辺の風景



・まきば公園と八ヶ岳

自然とのふれあいを深める

森や水辺など、自然とのふれあいを深めるために、自然とのふれあいの場の整備、森林療法や環境学習の推進、エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進を図ります。



・市内で行われている自然観察会



・市内で行われている自然観察会

(3) 里山・農村景観の形成方針

基本方針 美しく個性的な里山や農の風景を守り、育てる

農の風景を守り、生かす

各山麓地域には、牧草地、水田や野菜畑、果樹園などの農地が広く分布しており、山岳を背景に里山や集落地、樹林地が一体となって、特色ある田園景観を形成しています。

しかしながら、近年の宅地化の進行による農地の減少、耕作放棄地の増加等により、良好な農村風景が失われつつあります。

本市の郷土景観を象徴する農の風景を守るため、次のような取り組みを図ります。

優良農地の保全

農業振興地域整備計画等に基づき、計画的な優良農地の保全や農業基盤整備を推進し、地域農業の活性化を図るとともに、深刻化する鳥獣害対策を促進します。

棚田等の特色ある農地の保全

山麓一帯は全体的に緩やかな傾斜地形であるため、段々畑や棚田が多くみられ、石積みで築かれた農地は田園景観の大きな特徴となっています。

特に、須玉地区の急峻な河岸段丘にみられる棚田は、特徴的な景観を形成しており、人々の長い営みの中で形づくられた文化的景観として保全に努めます。

耕作放棄地の有効利用

増加する耕作放棄地については、市で実施している「北杜市担い手農業者育成助成金制度」や「地域おこし協力隊事業」、「就農者住宅の確保」など、農業の担い手育成のための施策を推進するとともに、農業法人化など、農地の流動化策の導入を促進します。また、観光農園や体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）、景観緑地（お花畑等）など、多面的な活用について検討を図ります。



・ 棚田の景観（須玉地区）



・ 広がりのある田園景観（武川地区）

里山の景観を守り、生かす

里山は、山菜採りやキノコ採りなど、地域の暮らしと関わりの深い山（森）で、山麓地域に広く分布しています。本市の特色であるアカマツ林を中心とした里山の風景は、各地域の地形構造と相まって集落地や農地等が一体となって地域景観を特徴づけていますが、近年は、松くい虫等による被害や手入れが行きとどかず荒廃しているところも多くみられます。

このため、「北杜市森林整備計画」や「北杜市里山整備事業」に基づく森林の保全と適正な管理、植林等を推進するとともに、市民による手入れや植樹活動等を促進し、里山の機能や景観の維持を図ります。



・ 集落の背景としての里山の景観（須玉地区）



・ 谷戸に沿って風景を分節化している里山の景観（長坂地区）

農村景観の維持・向上を図る

古代の放牧、江戸時代の新田開拓など、永い歴史と人々の暮らしや営みを背景に、各山麓一帯には、果樹園、畑地、水田等に囲まれた集落地、山間地域に点在する小さな集落地など、大小の集落地が分布し、農地や里山と一体となって特色ある農村景観を形成しています。このような特色ある農村景観の維持・向上を図るため、次のような取り組みを図ります。

景観を特徴づけている資源の維持・保全

特色ある地形構造と風土や人々の営みにより形づくられた集落の形態、地形に沿った道、地域のシンボルとなっている鎮守の森、大木・古木、蔵や石積みなどの建造物、屋敷林、農業用水路など、農村景観を特徴づけている景観資源については、その維持・保全に努めます。

農村の家並みの向上

里山、農地等と一体となった各々の集落地がもっている風景の持ち味を損なわないよう、地域のルールに基づき、垣・柵、緑化、建物など、周辺景観と調和する家並みの誘導を促進します。

空き家対策、過疎集落対策の推進

中山間地域の集落地に増加している空き家については、「空き家バンク制度」等を活用して、有効な活用を促進します。

また、山間集落など、過疎化や高齢化の進行により、集落としての存続が危ぶまれているところについても対応策を検討します。

特色ある集落景観の維持

市内には、八ヶ岳南麓の長沢、箕輪、下笹尾、茅ヶ岳山麓の浅尾や斑山に抱かれた津金、甲斐駒ヶ岳山麓の横手や甲州街道の宿場町として栄えた台ヶ原、教来石など、古い歴史をもつ集落地が多く分布しています。こうした集落地の景観は、本市を特徴づける集落景観として、周辺の里山や農地と一体的に景観の維持・向上に努めます。



・里山に包みこまれたような農村の風景（須玉地区） ・扇状地に展開する農村の風景（白州地区）

都市と農山村の交流を深める

農山村地域の魅力と活力の向上を図るため、上記のような景観の維持・向上と併せて次のような都市と農山村との交流を促進します。

観光農園等の普及

市民や観光客等が身近に農業を体験し、農業とふれあう場として観光農園、体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）の普及を促進します。

グリーンパーク（農産物直売所）の整備

地産地消を促進し、市民と観光客等の交流の場となるグリーンパーク（農産物直売所）の整備を促進します。

グリーンツーリズムやリトリート（長期滞在）等の推進

農家に宿泊し、農業体験や農村生活を体験するグリーンツーリズムや自然とのふれあいを深める環境教育、エコツーリズム、フットパス、豊かな自然のなかで長期に滞在するリトリートや二地域居住の推進を図ります。



・クラインガルテン（高根地区）

(4) 歴史・文化的景観の形成方針

基本方針 先人の知恵と歴史や文化を伝える風景を守り、育てる

特徴的な歴史・文化的景観を守り、生かす

本市の歴史は古く、地域固有の歴史性ととともに、遺跡や史跡、社寺、古道や歴史的なまちなみ、古民家等の歴史的建造物など、数多くの歴史文化資源が分布しています。

こうした歴史文化資源は、地域の成り立ちや歴史文化を知り、北杜市らしさ、ふるさと意識を育む大切な資源であるため、その価値や魅力について再認識し、資源の保全と観光やまちづくりへの活用に向けて次のような取り組みを図ります。

遺跡・史跡の保存と活用

市内には、大泉地区の金生遺跡、明野地区の梅之木遺跡や穴塚古墳、小淵沢地区の中原遺跡や上平井出遺跡など、縄文時代からの遺跡が多く発掘されており、八ヶ岳南麓を中心に多く分布しています。

また、戦国時代、武田信玄の信州攻略の重要な軍事的拠点であったことから、大泉地区の谷戸城跡をはじめ、須玉地区の獅子吼城跡、若神子城跡、源太ヶ城跡、比志城跡などの城跡、小淵沢地区の棒道、番所・関所跡などの史跡、白州・武川地区の柳澤氏ゆかりの菩提寺や屋敷跡、餓鬼の喙（のど）などの史跡も多く分布しており、地域の景観を特徴づけています。

これらの遺跡や史跡については、保存と資源の顕在化を図るとともに、金生遺跡や谷戸城跡などのように小広場や案内板の整備、遺跡や史跡の公園化などを推進します。



・ 金生遺跡（大泉地区）



・ 谷戸城跡（大泉地区）

社寺の顕在化

須玉地区の海岸寺、根古屋神社、比志神社、長坂地区の清光寺、穂見諏訪十五所神社、小淵沢地区の大滝神社、白州地区の竹宇駒ヶ岳神社、横手駒ヶ岳神社、清泰寺、武川地区の萬休院、実相寺など、市内に数多くの社寺が分布しています。

社寺は建造物だけでなく、伽藍の配置、参道、社寺林や背景となる里山など、置かれている空間そのものに意味があり、それが地域景観を特徴づけています。

こうした地域の心の拠り所として親しまれている社寺の魅力を再認識し、周辺も含めた資源の保全と景観の維持・向上を図るとともに、ふるさとの散歩道などの観光ルートとしての活用を図ります。



・ 海岸寺（須玉地区）



・ 穂見諏訪十五所神社（長坂地区）



・ 大滝神社（小淵沢地区）

古道や歴史的まちなみの顕在化と魅力づくり

代表的な古道としては、旧街道である甲州街道（国道20号）、佐久往還（国道141号）や、信玄の軍事ルートとして使用された棒道があります。

また、旧甲州街道の白州地区台ヶ原や教来石、旧佐久往還の須玉地区若神子や高根地区長沢は宿場町として栄えた歴史があります。

棒道などの古道や歴史的なまちなみ地区については、道すじの保全やPR等による顕在化、サインや案内板の設置を図るとともに、沿道の建築物、工作物の築造、開発等に対する適切な規制や誘導などにより、周辺も含めた歴史的景観の保全や魅力づくりを図っていきます。

歴史的建造物の保存と活用

八代家住宅、旧津金学校校舎や水上写真館、北原家住宅や台原家住宅、平田家住宅（いろいろの家）などの代表的な歴史的建造物については、重要な景観資源として保存を図るとともに、観光やまちづくりへの活用を図ります。



・旧津金学校校舎（須玉地区） ・台ヶ原の歴史的まちなみ（白州地区） ・旧平田家住宅（小淵沢地区）

棚田等の文化的景観の保全

新田開拓時代から営々と造られ、維持されてきた段々畑や棚田の石積み、堰や水路などは、人々の営みの中で形づくられた重要な文化的景観として保全に努めます。



・美しい棚田（明野地区） ・往時の名残を留める堰（白州地区）

大木・古木の保存と活用

市内には、天然記念物に指定されている山高神代桜、神田の大イトザクラ、清春芸術村の桜、千本桜、大武川の社叢林など、地域で古くから親しまれている大木・古木が数多く分布しています。

これらの大木・古木は、地域の目印、シンボルとして景観を特徴づけており、積極的に保存を図るとともに、案内板や休憩スペースの設置など、市民に親しまれる景観・観光スポットとして活用を図ります。



・山高の神代桜（武川地区）

地域に埋もれている歴史文化資源を掘り起こす

その他、古い集落地周辺では、中山などののろし台のあった場所や古民家、蔵、土塀、塚、祠、道祖神など、あまり知られていない歴史資源も多く分布しています。

このような歴史文化資源については、地域の歴史を紐解き、埋もれている歴史文化資源を掘り起こすなどして、資源の顕在化とまちづくりへの活用を図ります。



・道祖神（小淵沢地区）

(5) 界わい景観の形成方針

基本方針 観光リゾート地域にふさわしいおもてなしの感じられる景観を創る

顔となるまちや観光地の魅力を高める

地域の生活の拠点となっているところや、観光地などのにぎわいの拠点となっているところについては、次のような取り組みを通じて本市の顔として景観の向上を図ります。

生活拠点の魅力づくり

商店街や公共施設が集積し、各地区の中心となっている小淵沢駅周辺、長坂駅～長坂IC 周辺、清里駅周辺、市役所周辺、白州地区、武川地区、明野地区、大泉地区の支所周辺については、必要に応じて道路等公共空間の景観整備、屋外広告物やまちなみの適正な誘導、緑化の推進、景観阻害要因の改善などを図り、地域生活拠点、まちの顔にふさわしい個性ある景観の形成を図ります。



・小淵沢駅前の商店街



・長坂商店街

観光ゾーンの魅力づくり

観光レクリエーション施設が集積し、多くの市民、観光客等が訪れる主要な観光レクリエーションゾーンについても、必要に応じて道路等公共空間の景観整備、屋外広告物やまちなみの適正な誘導、緑化の推進、景観阻害要因の改善などを図り、良好な景観の維持・向上を図ります。



・道の駅こぶちさわ



・明野のひまわり畑



・まきば公園



・台ヶ原宿

まちの玄関口や道路景観の魅力を高める

本市の玄関口となっている鉄道駅、中央自動車道 IC 周辺や市民や観光客等が多く利用する主要な道路等については、次のような取り組みを通じておもてなしの感じられる景観づくりを図ります。

まちの玄関口の魅力の向上

JR 中央本線や JR 小海線の田舎らしく風情のある駅舎は、可能な限り保存に努めるか、改築する場合でも、その風情を損なわないようデザインに配慮します。また、花壇や案内板の設置、駅前空間の修景など、玄関口にふさわしい魅力づくりを図ります。

また、中央自動車道 IC 周辺（須玉 IC、長坂 IC、小淵沢 IC）についても、IC へのアクセス道路等の特色ある緑化や景観整備など、玄関口にふさわしい魅力づくりを図ります。



・小淵沢駅（小淵沢地区）



・長坂駅（長坂地区）



・日野春駅（長坂地区）

景観の軸となっている道路景観の魅力の向上

道路は、地域間の連絡、まちなみの形成のほか、ダイナミックな景観を身近に眺めることができる場（空間）でもあります。特に、移動する車内などからは、次々と変化する風景（シークエンス）を楽しむことができます。

多くの市民や観光客等に利用され、主要な観光ルートとなっている道路をはじめ、まちや田園集落地域の骨格となっている道路については、「景観重要公共施設」*に位置づけるなどして、地域にふさわしい道路緑化や道路の景観整備、眺望やシークエンス（移動景観）への配慮、沿道における屋外広告物や標識、まちなみの適切な誘導等により、景観の維持向上に努めます。

< 景観上配慮すべき主要な道路 >

- 眺望に優れ、多くの市民や観光客等に利用されている代表的な観光道路
（主）北杜富士見線（八ヶ岳高原ライン）、県道小荒間長坂停車場線、国道 141 号、
（主）北杜八ヶ岳公園線・清里高原道路、茅ヶ岳広域農道、（主）韮崎増富線、クリスタルラインなど）
- 市街地や観光地など、主要なまちなみを形成している主要な道路
（国道 20 号、141 号、（主）長坂高根線など）
- 眺望に優れ、観光道路としての性格も有する主要な道路
（茅ヶ岳広域農道、県道清里須玉線（須玉地区津金）、八ヶ岳広域農道（レインボーライン）、（主）茅野北杜韮崎線（七里岩ライン）、甲斐駒ヶ岳広域農道、県道駒ヶ岳公園線・横手日野春停車場など）
- その他、地域のシンボルとなっている主要な道路等の景観軸
（市道名水公園線（べるが通り）、市道下念場朝日ヶ丘線（清里牧場通り）、市道泉ライン線など）



・清里高原道路（高根地区）



・国道 141 号（高根地区）

注) * 「景観重要公共施設」については、第 5 章の 2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項参照ください。

良好な眺望場所など、景観資源を生かした新たな観光地づくりを進める

本市のダイナミックな自然景観、特徴ある農村風景そのものが大きな観光資源であり、この魅力を多くの人に楽しんでもらうため、景観資源を生かした観光地づくりを促進します。

良好な眺望場所(ビューポイント)を生かした観光地づくり

多くの人々に本市の風景がもつ魅力を味わってもらうため、あまり知られていない優れた眺望場所の掘り起こし、良好な眺望場所の整備や魅力の向上、周辺景観の保全と改善、眺望場所のPR、良好な眺望場所を結ぶルートづくりなどにより、魅力的な観光スポットづくりを図ります。

多様な景観資源を生かした観光地づくり

市内には、これまで述べたように、森や水辺などの自然景観、歴史・文化的景観、特色ある農村景観など、あまり知られていない潜在的な景観資源が数多く分布しています。

こうした資源を掘り起こし、多くの人々にその魅力を味わってもらうため、観光マップ等によるPR、サインや案内板、休憩広場の整備など、新たな観光スポットづくりを図ります。



・眺望場所を生かした観光地づくり（明野地区）

・眺望場所を生かした観光地づくり（長坂地区）

魅力的な観光ルートを創る

本市のもつ風景の魅力をより多くの人々に知ってもらい、味わってもらうため、観光地や多彩な景観スポットを結ぶ次のような景観のネットワークづくり（風景回廊づくり）の取り組みを図ります。

北杜24景の活用

本市では、「北杜市ガイドマップ」の中で、市内の3つのエリアと北杜24景を巡る観光コースを紹介していますが、こうした観光コースの周知・PRを行うとともに、観光的な側面からも積極的に活用を図っていきます。

観光ルートの充実と魅力づくり

前述した北杜24景を巡る観光コースをはじめ、本計画や市民の提案等をもとに、テーマ性のある観光コースの一層の充実を図るとともに、観光ルートにあたる道路等については、案内板、誘導サインの設置など、景観に配慮した魅力づくりを図ります。

(仮称)ふるさと散歩道づくり

地域住民の発意と創意工夫により、地域の観光資源や景観資源を結ぶ(仮称)ふるさと散歩道づくりを促進します。

地域単位の観光コースを創り、広げていくことによって、地域全体、北杜市全体のイメージアップを図っていきます。



・市民参加によるウォーキングマップの作成（八ヶ岳南麓）

花と緑のまちづくりを進める

本市は、豊かな自然に恵まれています。市街地や集落地では緑が不足しているところもみられます。一方、古くからの集落地では、自宅の庭の道路沿いや入口まわりなどに花や緑を植えている家が多くみられ、沿道景観に彩りを添えています。

また、それぞれの地域において、地域住民やボランティア、小中学校の児童生徒などを中心に植樹や花植えなどの緑化活動も活発に行われています。

「花と緑の観光リゾート地域」としてのイメージアップを図るため、こうした花や緑に対する取り組みや市民活動の芽を伸ばし、市民、観光客等、事業者、行政等が力を合わせて、次のような緑化の取り組みを図ります。

まちかど花壇の設置

鉄道駅、IC 周辺、生活拠点や観光地の主要なまちかど等については、市民参加によるまちかど花壇の設置を促進します。



・まちかど花壇（高根地区）

主要な公共施設の緑化

主要な道路や河川、公園や学校などの公共施設についても、地域の特性に応じた特色ある緑化を推進します。



・市民参加による花植え活動（須玉地区）

景観緑地の育成

農村地域においては、休耕地や耕作放棄地などを活用してコスモス、菜の花、ソバ、シバザクラなど地域景観になじむ景観緑地の育成を図ります。



・コスモスの花畑



・菜の花の畑



・ソバ畑

庭先の緑化等

別荘地を含む住宅地や集落地、工業集積地、大規模店舗（駐車場等）などの民有地についても、庭先の花植え、生け垣の設置など、敷地内の花植えや緑化を促進します。



・入口部の花植え（明野地区）



・手入れされた生け垣と庭木（小淵沢地区）

(6) 暮らしの景観の形成方針

基本方針 地域に息づく暮らしの景観を守り、育てる

身近な景観を再認識し、景観づくりに生かす

地域の暮らしが育んできた大木・古木、鎮守の森、屋敷林や雑木林、小川のせせらぎ、神社仏閣、古民家、蔵や石積み、祠や道祖神などの身近な景観資源は、地域の景観を特徴づける重要な資源です。そのため、これらの身近な景観資源の保存に努めるとともに、地域の観光スポットとして積極的に活用を図ります。

地域の祭り、イベントを活性化させる

年間を通して市内各所で行われている祭りや伝統的行事、各種活性化イベント等は、地域の歴史・文化や暮らしぶりを後世に伝えるとともに、多くの市民や観光客等が訪れ、地域のにぎわいある景観を形成しています。

このため、伝統行事の保存と継承を図るとともに、地域イベントの新たな創造を含めて、活性化を促進します。



・長沢鯉のぼり祭り（高根地区）

身近な公共施設等の景観を向上させる

市役所や小中学校などの公共建築物、身近な道路や公園等は、多くの市民に利用され、日常的に市民が目にする施設であるとともに、まちや地域の目印となるものです。これらの身近な公共施設等については、次のような取り組みを通して積極的な景観向上を図ります。

公共建築物の景観向上

市役所、支所、小中学校や公民館、福祉施設などの身近な公共施設については、景観に配慮した施設整備や緑化など、身近な暮らしの拠点として景観の向上を図ります。

身近な道路や公園等の景観向上

多くの市民に利用されている身近な生活道路や河川、公園等については、景観に配慮した施設整備を図るとともに、市民参加等による清掃等の美化活動や緑化、草花の手入れ等により景観の向上を図ります。

地域の特性に応じた良好なまちなみ景観を形成する

本市全体の景観の向上を目指すため、一定のルールに基づき、地域の特性に応じたまちなみの誘導を図ります。

住宅地や集落地

緑豊かで比較的良好な景観を保っている集落地や別荘地・住宅地については、生け垣や屋敷林の保全など、景観の維持向上に努めます。

その他の集落地や別荘地・住宅地については、生け垣や前庭緑化などに努めます。

特に、森林や農地の宅地化が進行しているところについては、適切な開発コントロールや植樹・緑化等により、周辺景観と調和したまちなみの形成を図ります。

既存商店街

小淵沢駅周辺、長坂駅周辺、清里駅周辺等に形成されている既存商店街については、必要に応じて道路等公共空間の景観整備、屋外広告物や沿道景観の適正な誘導により、まちの顔にふさわしいまちなみ景観の向上を図ります。

大型店舗の集積地

大型店舗の立地が進んでいる長坂 IC 周辺については、一定のルールに基づく建築物や屋外広告物の意匠、形態の誘導により、地域景観と調和したまちなみ景観の形成を図ります。

工業集積地

須玉地区、長坂地区、小淵沢地区、白州地区などの工業集積地については、道路や敷地内緑化、景観に配慮した建築物や工作物を誘導し、地域景観と調和したまちなみ景観の形成を図ります。

(7) 景観のルールづくりの方針

基本方針 良好な景観形成を図るためのルールを創る

景観に対する意識やマナーを向上する

ごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み、野立ての自販機、過剰な電飾、農地に放置されたビニールハウスやマルチ、高山植物の採取、キャンプ場等で放置されているごみやごみのポイ捨て、後始末をしない犬のフン、樹木や建造物への落書きなど、マナー不足により、良好な景観が損なわれているところが見られます。

このため、景観に対する市民や観光客等の関心や意識を高め、マナーの向上を図るとともに、自然公園区域や景観上重要な場所については、必要に応じてマナーに関するルールづくりを検討します。

自然や景観に配慮した公共施設の整備を図る

道路や河川構造物、堰堤などの治山施設、公共建築物等の公共施設は、景観を構成する大きな要素であり、公共施設景観は景観形成を先導する役割を担っています。

このため、次のような公共施設については、次のようなガイドラインを作成し、公共施設の景観の向上を図ります。

公共施設デザインガイドラインの作成

公共施設デザインの手引きとなる「(仮称)北杜市公共施設デザインガイドライン」を作成し、景観に配慮した公共施設の整備を図ります。

また、景観上重要な公共施設については、「景観重要公共施設」*に位置づけるなどして、地域の特性や景観に配慮した施設づくりを促進します。

公共サイン計画の作成

公共サイン(案内サイン、誘導サイン等)については、サインシステムを十分検討したうえで「(仮称)北杜市公共サイン計画」を作成し、統一感のあるサイン整備を図ります。

自然、生態系に配慮した公共施設整備

道路の擁壁や法面、河川の護岸等の施設整備にあたっては、多自然型工法や近自然工法など、将来的にもとの自然に回復できるような工法を採用するなど、自然や生態系、景観に配慮した施設整備を促進します。



・景観に配慮した防護柵（高根地区）



・広告類・標識のない道路景観（長坂地区）



・石空川の砂防堰堤（武川地区）



・石積みによる土留め（明野地区）

注) * 「景観重要公共施設」については、第5章の2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項を参照下さい。

森を守り、景観に配慮した適切な開発や建築物等を誘導する

松くい虫等の被害や手入れ不足による森林の荒廃、宅地化の進行による森林の減少、ミニ開発など森林や農地の無秩序な開発の進行、未利用地へのごみの不法投棄や土石・廃材等の野積み、土石の採取、大型商業施設やロードサイド型の店舗の立地などにより、良好な景観が損なわれつつあります。

森を守り、田園集落地域の良好な景観の維持・向上を図るため、景観ゾーンの区分に応じて、次のような景観に配慮した適切な開発や建築物等の誘導を図ります。

開発行為等に関する適切な誘導

開発行為等の適正な誘導を図るため、本計画で行為に一定の制限を設けるとともに、「北杜市景観条例」の制定と、必要に応じて「北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例」の見直しを検討します。

また、「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」（開発面積 3,000 m²以上、知事許可）、「自然公園法」、「都市緑地法」等の関連制度の活用を図ります。

建築物等の適切な誘導

優れた眺望や景観の土台となっている地形構造、里山、集落地、農地、樹林地等が一体となった農村風景など、大切にしたい景観を損なうことのないよう、建築物等については十分な配慮が必要です。

こうした特色ある景観と調和した良好なまちなみの形成を図るため、建築物等に関しては、本計画で定める「景観形成基準」や「建築物等に関する行為の制限」*に基づいて適切な誘導を図ります。

また、法に基づく「建築協定」や「緑地協定」等の制度の活用を図るとともに、住民間で任意に定める「まちづくり協定」や「景観協定」の普及に努めます。



・里山を背景に集落地と農地が一体となった農村風景（須玉地区）



・伝統的な集落景観と調和した建物



・地形に沿った道、石垣、庭木がつくるまちなみ景観

注) *詳細は、第4章「良好な景観形成のための行為の制限事項」を参照下さい。

屋外広告物の適切な誘導を図る

店舗や観光施設等の立地が進むなか、国道141号や国道20号をはじめ、主要な幹線道路沿道には、色や大きさがバラバラな屋外広告物や幟等が乱立しつつあり、良好な景観を妨げています。

このため、本計画では、「屋外広告物法」との整合に留意しながら、全市共通の指針づくりや景観形成推進ゾーンなどの特定地区に関する「屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する一定の行為の制限」*を定めるなどして、適切な誘導を図ります。



・景観への配慮が望まれる看板類（国道141号）



・景観への配慮が望まれる看板類（長坂IC付近）

その他の景観を妨げている要因を改善する

そのほか、景観を妨げている高圧送電線の鉄塔、携帯電話用アンテナ等については、設置の際に設置位置や構造物の形態、色彩などを事業者と協議し、周辺景観に配慮した整備に努めます。

また、近年増えている夜間の電飾についても、一定のルールに基づき抑制に努めます。

景観形成推進ゾーンなどの特定地区については、地域景観に配慮し、事業者との協議に基づき電線類の地中化、交通標識等を含めたサイン類の統合・共架などを検討します。



・田園景観を阻害する送電線と鉄塔



・自然景観の中で目立つ携帯電話アンテナ



・景観への配慮が望まれる野立ての自動販売機



・道路に近接した位置にむき出しとなっている貯水タンク

注) *詳細は、第5章の③屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項を参照下さい。

3 エリア別景観形成方針

景観エリアの区分と景観構造

ここでは、第2章の「**2**景観構造の設定」で示した景観の土台を形づくる景観エリアに基づき、第3章の前項「**2**景観形成方針」で示した内容を踏まえ、「景観研究会」の提言をもとに、景観エリア別の景観形成方針を示します。

< 景観エリアの区分 >

本市の景観は、本計画書 38 ページで示したとおり、主として地勢的な観点から大きく釜無川と須玉川に隔てられた3つの景観エリアに分けられます。また、3つの景観エリアはそれぞれに異なった特色をもっています。

そのため、計画における景観エリアについても、現況と同様に次に示す3つの景観エリアとします。

3つの景観エリア

茅ヶ岳・みずがき山麓エリア

須玉川の東側、瑞牆山・茅ヶ岳を中心とした山岳・森林地域と山麓の里山・田園集落地域で構成されるエリアで、概ね、須玉地区、明野地区がこのエリアに含まれます。

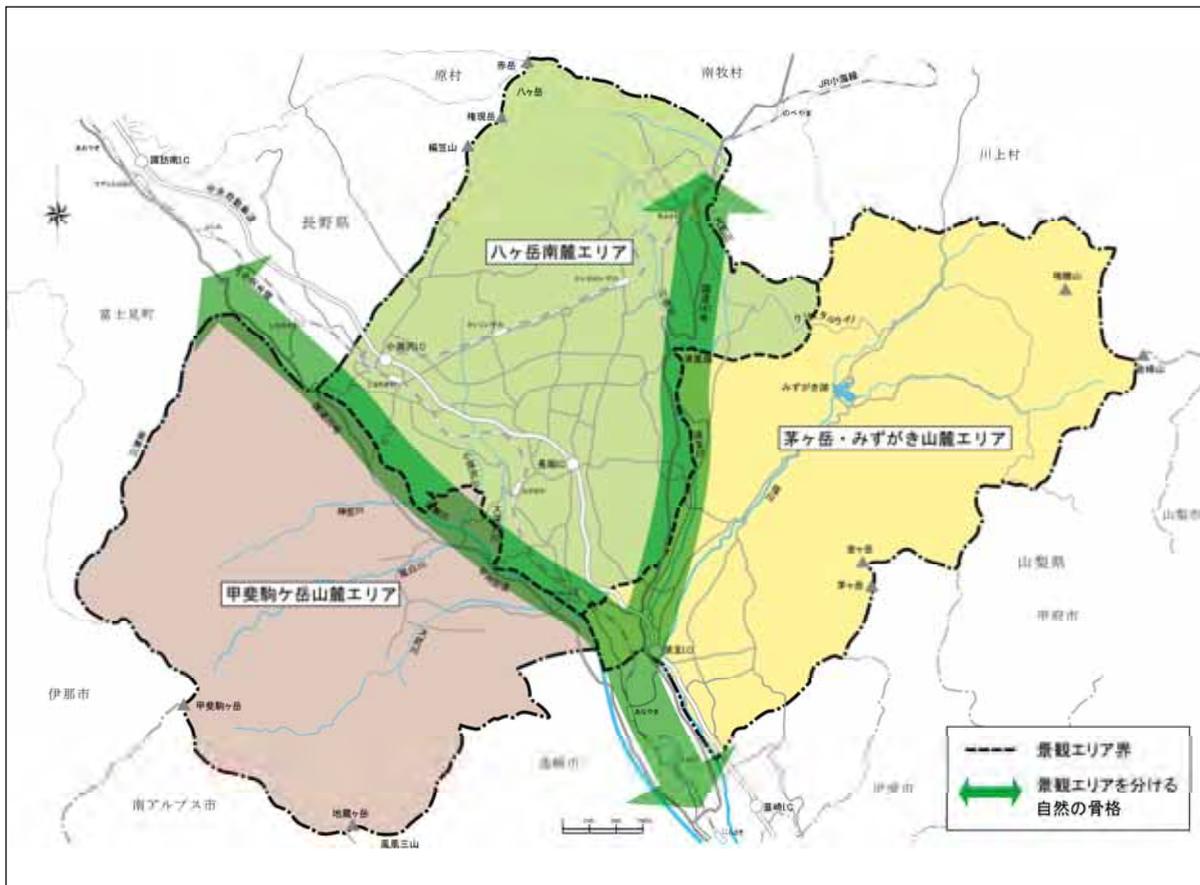
八ヶ岳南麓エリア

八ヶ岳南麓の森林地域と里山・田園集落地域で構成されるエリアで、概ね、高根地区、大泉地区、長坂地区、小淵沢地区がこのエリアに含まれます。

甲斐駒ヶ岳山麓エリア

釜無川の南西側、甲斐駒ヶ岳を中心とした山岳・森林地域と山麓の里山・田園集落地域で構成されるエリアで、概ね、白州地区、武川地区がこのエリアに含まれます。

景観エリア区分図



<エリア別に見た景観構造>

第2章で示した北杜市の景観構造を各エリアの地形構造や景観特性等から具体的にみてみると、さらにいくつかの景観ゾーンに区分することができます。

エリア別に見た景観ゾーン

茅ヶ岳・みずがき山麓エリア

市全体の景観構造で示した「山岳・森林景観ゾーン」と「田園集落景観ゾーン」に加えて、その中間的な性格を持つ「里山景観ゾーン」を設定しています。また、後述するエリアごとの「景観特性」に示すとおり、「田園集落景観ゾーン」についてはさらに細区分をしています。

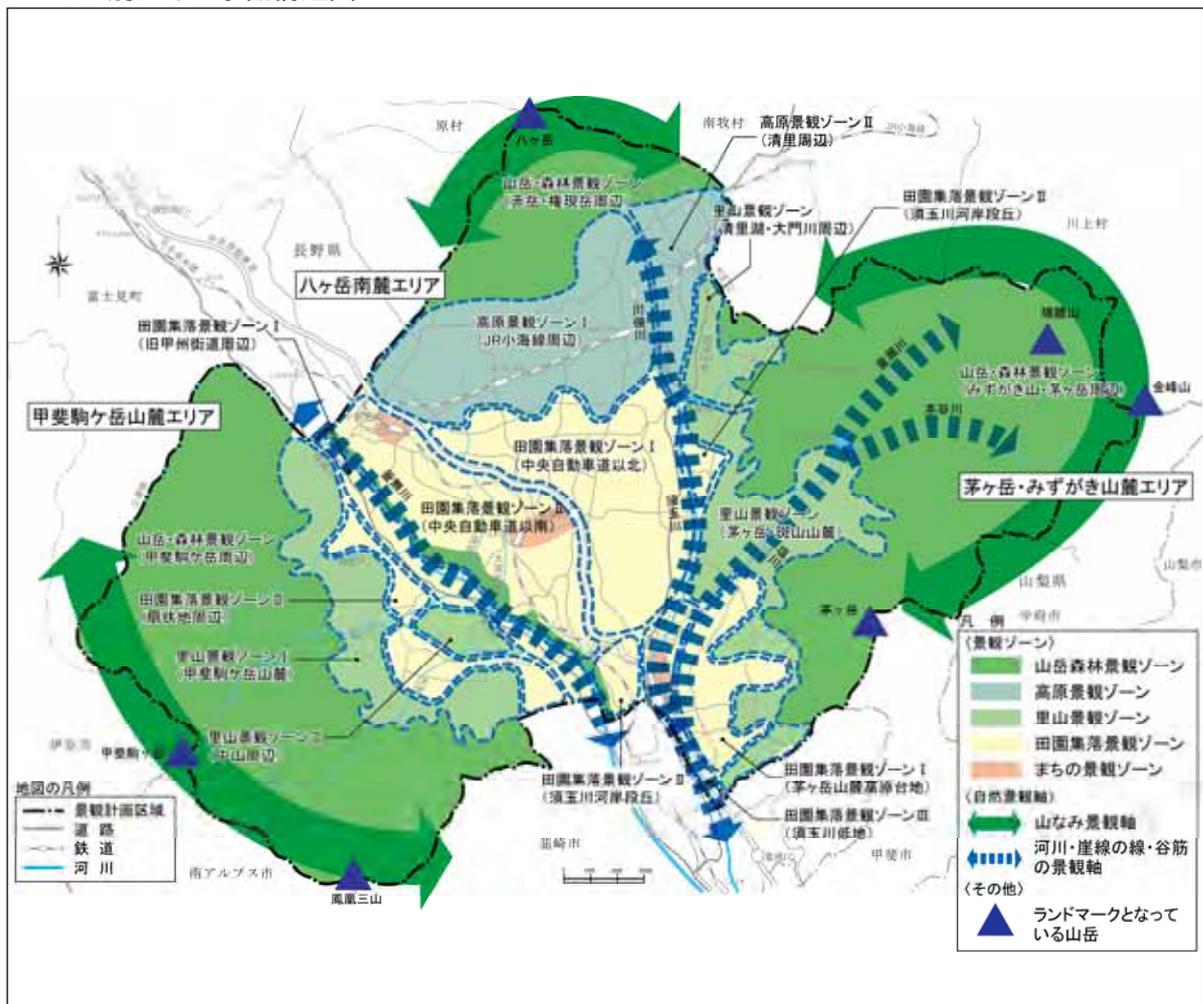
八ヶ岳南麓エリア

市全体の景観構造で示した「山岳・森林景観ゾーン」と「田園集落景観ゾーン」に加えて、その中間的な性格を持つ「里山景観ゾーン」と本エリアの特色でもある「高原景観ゾーン」を設定しています。また、後述するエリアごとの「景観特性」に示すとおり、「高原景観ゾーン」と「田園集落景観ゾーン」についてはさらに細区分をしています。

甲斐駒ヶ岳山麓エリア

市全体の景観構造で示した「山岳・森林景観ゾーン」と「田園集落景観ゾーン」に加えて、その中間的な性格を持つ「里山景観ゾーン」を設定しています。また、後述するエリアごとの「景観特性」に示すとおり、「里山景観ゾーン」と「田園集落景観ゾーン」についてはさらに細区分をしています。

エリア別に見た景観構造図



(1) 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア

1) 景観の特性

本エリアは、須玉川の東側、瑞牆山・茅ヶ岳を中心とした山岳・森林地域と山麓の里山・田園集落地域で構成されるエリアで、景観の構造特性やエリア景観の特色は、次のとおりです。

構造的にみた景観の特性

本エリアは、瑞牆山や茅ヶ岳などの秩父山地、斑山から南に延びる丘陵地、須玉川と急峻な崖線（河岸段丘）、深山の奥行きを感じさせる塩川と本谷川等の谷筋の地形、茅ヶ岳南麓の高原台地など、変化と奥行きのある地形構造となっています。

本エリアの景観構造は、こうした地形構造が土台となって、次のような骨格的な自然景観軸と特色ある景観ゾーンにより形づくられています。

茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの景観構造

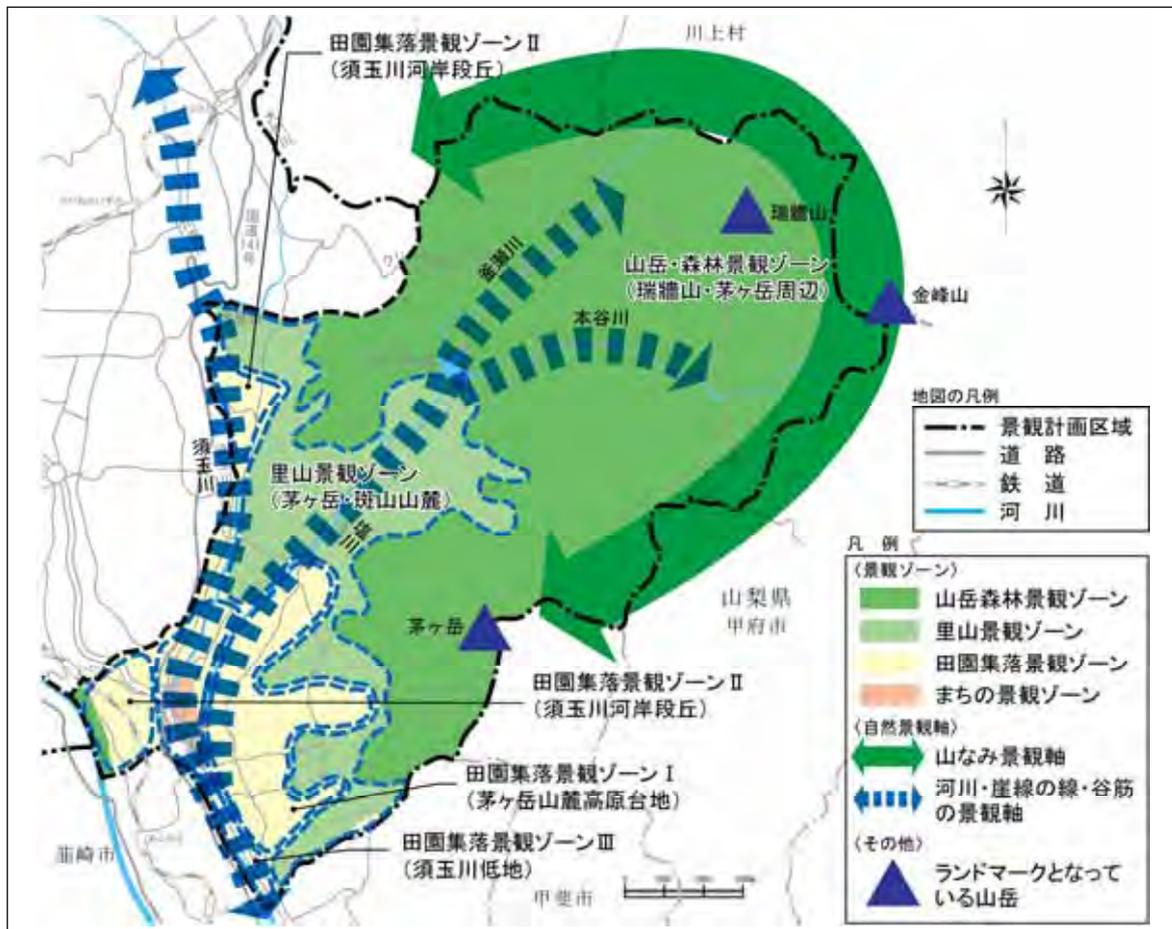
【自然景観軸】

- エリアを囲む瑞牆山・茅ヶ岳等の山なみ景観軸
- 須玉川の水辺、切り立った崖線と緑の景観軸
- 塩川と本谷川、釜瀬川の深山への奥行きを感じさせる谷筋の景観軸

【景観ゾーン】

- 山岳・森林景観ゾーン（瑞牆山・茅ヶ岳周辺の山岳・森林を中心とした自然景観）
- 里山景観ゾーン（茅ヶ岳山麓、斑山山麓の里山と塩川沿いの山間集落地の景観）
- 田園集落景観ゾーンⅠ（茅ヶ岳山麓の高原台地に広がる田園集落地の景観）
- 田園集落景観ゾーンⅡ（須玉川河岸段丘上に形成された田園集落地の景観）
- 田園集落景観ゾーンⅢ（須玉川低地に形成された田園集落地の景観）
- まちの景観ゾーン（若神子周辺の市街地の景観）

茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの景観構造図



景観の特色

本エリアの景観を特徴づけている主な景観類型（パターン）としては、次のようなものが挙げられます。

優れた眺望（茅ヶ岳高原台地からの一大ロケーション）

河岸段丘、高原台地などからの眺望に優れており、特に、茅ヶ岳広域農道が通る高原台地からは、眺望が開け、茅ヶ岳をはじめ、南アルプス、八ヶ岳、富士山を一望するなど、本市の誇る一大ロケーションが展開しています。

瑞牆山・茅ヶ岳と特徴的な自然景観

瑞牆山周辺は、秩父多摩甲斐国立公園区域に指定され、地域のランドマークとなっている瑞牆山、茅ヶ岳、金峰山は、多くの登山者に親しまれています。

この他、みずがき湖、本谷川溪谷、通仙峡周辺は、美しい紅葉で知られる景勝地となっており、「金峰山・瑞牆山源流」は平成の名水百選にも選定されています。また、山梨県自然環境保全条例による「景観保存地区」に指定されている紅葉橋周辺、「自然記念物」に指定されている木賊平のエゾリンドウ、金山沢のハシドイ林、その他、瑞牆山のアズマシャクナゲの群生地などの特徴的な自然景観もみられます。

地形に即した人々の営みにより形づくられた多彩な農村景観

本エリアは、大部分が山地であるため、山あい、河岸段丘、河川低地、高原台地の限られたところに農業集落地が発達し、人々の永い営みの中で、地形に即した多彩で特色ある農村景観が形成されています。

特に、浅尾や津金などの趣のある農村景観、須玉川の河岸段丘にみられる棚田、高原台地に広がる農の風景などは、地域景観の大きな特徴となっています。

地域の歴史を物語る多様な歴史・文化的資源

エリア内には、獅子吼城跡、若神子城跡などの史跡、海岸寺、根古屋神社、比志神社などの社寺、八代家住宅や津金の三代校舎などの歴史的建造物、旧佐久往還の古道、烽火台などの地域の歴史を物語る歴史・文化的資源が多く分布し、地域住民の心の拠り所となっています。

このほか、古くから形成された集落地では、古木、社寺、古民家、蔵、水路、祠や塚などの身近な歴史資源も多く見られます。

観光ゾーンのにぎわいある景観

茅ヶ岳広域農道の県立フラワーセンター周辺、若神子城跡周辺、みずがき湖周辺、再生・活性化の取り組みが行われている増富ラジウム温泉峡や津金の三代校舎周辺等は、本エリアの主要な観光ゾーンとなっており、各種の観光レクリエーション施設が立地し、シーズン中はにぎわいをみせています。

地域の生活拠点、宿場町としての歴史をもつまちの景観

須玉地区の生活の中心となっている若神子～大豆生田周辺の市街地は、江戸時代に旧佐久往還若神子宿として栄えた歴史もあり、旧街道筋を中心に一部に蔵や歴史的な建造物など、風情あるまちなみが残されています。

また、中央自動車道須玉 IC は、観光地清里方面の玄関口となっています。

地域の暮らしがりを伝える祭や行事の景観

浅尾ダイコンまつり、須玉甲斐源氏祭りをはじめ、年間を通して地域の祭や行事、イベントが数多く実施されており、地域の個性あるにぎわい景観を特徴づけています。

2) 景観形成の目標

景観特性や景観研究会の提言等を踏まえ、本エリアの景観形成の目標と重点テーマを次のように設定します。

< 景観形成の目標 >

「元氣な風景づくり」

どんなに美しい風景をつくっても地域の人々がそこに暮らし続けることができなくては意味がありません。

景観づくりは、表面的な美醜の問題ではなく、住民が地域の美しい景観を誇りに思いながら、幸せに暮らし続けられる良質で心地よい生活の風景を創っていくことが最も重要です。

そして、このような景観は、来訪者にとっても心が癒され、快適に感じる景観であり、地域の活力を生み出す立派な観光資源となるものです。

地域の人々が元気に景観づくりを行い、景観づくりの成果が地域を活性化させ、地域に活力と文化と幸せをもたらすような「元氣な風景づくり」を目指します。

< 景観形成の重点テーマ >

美しい・山地・山岳景観を守り・育てる

美しい山の景観は、昔も今も、そしてこれからも変わらぬ市民の最大の共有資産であり、このかけがえのない風景資産を守り・育て、次代に継承していきます。

里山・森・林と谷筋の景観を守り・育てる

集落と農地とこれらを取り巻く里山は、地形に即した人々の永い営みの中で必然的に形づくられたものであり、この法則を決して崩さない景観づくりを目指します。

歴史・文化的景観を大切にしたい景観を創る

地域らしさを表象し、住民の心の拠り所となっている地域の歴史・文化的景観を大切にしたい景観づくりを目指します。

農村集落の美しさを再認識し、景観づくりを通して地域活性化を図る

暮らしの風景として地域の活性化につながる「生きた景観づくり」を目指します。

おもてなしと活気を感じるまちの景観を創る

地域の生活の中心、玄関口にふさわしいおもてなしと活気を感じるまちなみ景観づくりを目指します。

風景を見る場所としての道路景観の魅力を創る

道路は地域を見る・見せる最大の舞台（視点場）であり、地域の景観の魅力を生かし、景観に配慮した道づくりを目指します。

景観の質的向上を図る

マナーの向上や一定のルールにもとづいて、景観を阻害する要因の改善や景観の質的向上を目指します。

3) 重点テーマの景観形成方針

市全体の景観形成方針や景観研究会の提言等を踏まえ、重点テーマの景観形成方針を次のように設定します。

美しい山地・山岳景観を守り・育てる

山地を美しく残す

エリア全体に広がるアカマツ林をはじめ、瑞牆山周辺のシラカバ林、カラマツ林、紅葉橋や本谷川溪谷周辺など、自然公園区域に指定されている新緑や紅葉の美しい山地については適正な森林の整備や管理、市民参加による森づくり活動等により景観の維持・保全を図ります。

貴重な動植物と生息環境を守る

瑞牆山のアズマシクナゲの群生地や木賊峠付近のエゾリンドウや、金山沢のハシドイ林、須玉のヒカリゴケなどの貴重な植物の自生地や動物の生息地については、生息環境の維持等により厳正な保護・保全に努めるとともに、自然観察の場としての活用を図ります。

優れた眺望景観を大切に守り、活用する

一大ロケーションが展開する茅ヶ岳広域農道周辺については、眺望の保全と眺望に配慮した施設整備を図ります。また、数多く分布する優れた眺望場所についても掘り起こしや選定を行い、眺望景観の保全や眺望広場等の整備を図ります。

山との関わりを再生する

森林地域については、市民参加による元気な森づくり活動、信仰の道(増富～金峰山)、金山の歴史を生かした遊歩道の整備、森林の多面的な機能を活用した森林療法や環境学習の促進、木質バイオマスエネルギー等の活用など、山との関わりを再生し、森林地域の活性化を図ります。



・紅葉の瑞牆山



・茅ヶ岳広域農道からの眺望

里山・森・林と谷筋の景観を守り・育てる

塩川などの谷筋の景観を守る

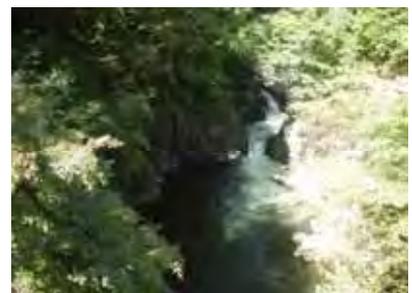
塩川沿いの集落と溪流と山の緑が織りなす奥行感のある谷筋の景観は、地域景観の大きな特徴となっており、平成の名水百選に選定された金峰山・瑞牆山源流などの美しい溪流を含め、谷筋全体の景観の維持・向上に努めます。

里山や森の保全・再生を図る

塩川周辺、茅ヶ岳山麓、斑山周辺の集落地近傍の里山については、無秩序な森林伐採の防止を図るとともに、「北杜市森林整備計画」や「北杜市里山整備事業」等に基づき、適正な森林の整備、保全と管理、市民参加による植林活動等により、里山の機能や景観の維持・向上に努めます。

里山と農地、集落が一体となった景観の構造を守る

里山、農地、集落は、一体となって特色ある景観を形成しており、この空間構造に留意したそれぞれの景観形成に努めます。



・紅葉橋から見た塩川



・浅尾の農村集落景観

歴史・文化的景観を大切にしたい景観を創る

古い建造物や蔵などを景観に生かす

古い集落地などにみられる古民家、土塀、蔵などの歴史的建造物については、資源の顕在化を図るなど、景観づくりへの活用を図ります。

また、廃校等についてもフィルムコミッションなどロケ地としての活用、交流・活性化のための施設として有効利用を図るなどの取り組みを検討します。

社寺等の価値を見直し、活用する

正覚寺、味噌舐地蔵、海岸寺をはじめ、各集落にある小さな社寺や祠、塚などは、住民の心の拠り所、地域の目印となっており、その価値を再認識し、周辺も含めて、眺望場所、散策ルートなど景観の向上とまちづくりへの活用を図ります。

地域の歴史性を景観づくりに生かす

若神子城跡ののろし台など、のろし台があったとされる場所を眺望場所として活用するなど、地域の潜在的な歴史性を顕在化し、景観づくりへの活用を図ります。

場所の価値を損なう整備や土地の改変を避ける

開発、改変を行う際には、地域の歴史性、歴史文化資源の存在を考慮し、その場所の価値を損なわないよう配慮します。



・ロケ地にもなった旧江草小学校



・集落内の小さな神社

農村集落の美しさを再認識し、景観づくりを通して地域活性化を図る

暮らし続けられる集落環境づくり

高齢化や過疎化に伴い生活の維持が困難となっている集落については、空き家バンクの活用や田舎暮らしの斡旋、炭焼き、ソバ打ち、草刈り、収穫などの農家体験を行うイベント・交流の促進を図ります。

農地の保全と活用を図る

優良農地の保全を促るとともに、耕作放棄地の有効利用（観光農園、市民農園、景観緑地等）、深刻化する鳥獣害対策の推進、棚田や段々畑の景観的な活用、地産地消の推進、津金のリンゴ畑や浅尾のダイコン畑といった、地元特産品の農地景観の保全など、農の風景の保全と地域活性化への積極的な活用を努めます。

また、須玉川河岸段丘につくられた棚田は、特徴的な文化的景観を形成しており、景観の維持・保全と活用を努めます。



・浅尾のダイコン畑

農村景観の維持向上を図る

地形に即して形成された多彩な農村景観は、本エリアの大きな特色となっており、この持ち味を損なわないよう周辺と調和した家並みの形成、樹林地や屋敷林、古木や生け垣、水路などの景観資源の保全、空き家の有効利用、景観に配慮した公共施設の整備や工場などの景観誘導などを行ないます。

特に、浅尾や津金、山間集落などの特色ある農村景観や、朝穂堰、源太堰などの歴史を物語る用水路の風景については積極的な保全を努めます。



・津金の農村集落景観

おもてなしと活気を感じるまちの景観を創る

地域の中心となるまちの景観の魅力を高める

<若神子・大豆生田周辺>

市役所や支所などの公共施設等が立地する市街地ゾーンについては、宿場町の歴史性や歴史的な建造物等の潜在的資源を活用し、須玉地区の生活の中心にふさわしいまちなみ景観づくりとまちの活性化を図ります。

<明野支所周辺>

公共施設が集積する明野支所周辺は、優れた眺望を生かしたまちの景観拠点として、景観の向上を図ります。

主要な観光ゾーンの魅力を高める

県立フラワーセンター周辺、若神子城跡周辺、再生・活性化の取り組みが行われている増富ラジウム温泉峡や津金の三代校舎周辺などは、主要な観光ゾーン（地域活性化拠点）として景観の魅力の向上を図ります。



・増富ラジウム温泉峡

須玉 IC 周辺、国道 141 号沿道の景観を向上する

須玉 IC 出入口周辺と店舗立地が進む国道 141 号沿道については、適切な道路の修景・緑化、まちなみ景観の誘導等により、観光および地域の玄関口にふさわしい景観の向上を図ります。

風景を見る場所としての道路景観の魅力を創る

風景を眺める場としての道路景観を創る

茅ヶ岳広域農道、増富ラジウムライン、県道清里須玉線（津金周辺）など、主要な景観の軸となっている道路については、地域にふさわしい道路景観整備や緑化、眺望景観への配慮、沿道の屋外広告物の適切な誘導一部電線類の地中化の検討等により、景観の向上を図ります。

歩いて楽しい道を創る

古道等の歴史的な道筋については、裏佐久往還、小尾街道などの愛称づけや地域の景観資源を結ぶ「(仮称)ふるさとの散歩道づくり（ルートや駐車場、サイン等の整備）、各種ウォークイベントの開催などにより、道のブランド化を図ります。



・景観の向上が望まれる道路
(茅ヶ岳広域農道)

生活道路の魅力を高める

集落地内の古くから住民に親しまれている道路についても、道の愛称づけや散歩コースの設定などにより、道路の魅力を高めます。

景観の質的向上を図る

ゴミや廃棄物への対策

重機や車など、ごみの不法投棄の防止、民間処分場の景観対策などの対策を図ります。

屋外広告物への対策

景観の拠点となる場所や景観の軸となる主要な道路沿道などについては、屋外広告物等（広告物、幟旗、立て看板、電飾などの光害など）の適切な誘導を図ります。

電線類の地中化の検討

茅ヶ岳広域農道沿道など、景観上重要な場所については、電線類の地中化を検討します。

適切な土地利用コントロール

地域景観の維持・保全を図るため、一定のルールに基づく計画的な土地利用の誘導を図ります。

(2)八ヶ岳南麓エリア

1)景観の特性

本エリアは、八ヶ岳の森林地域と南麓の里山・田園集落地域で構成されるエリアで、景観の構造特性やエリア景観の特色は、次のとおりです。

構造的にみた景観の特性

本エリアは、赤岳、権現岳、編笠山を中心とした急峻な山岳地形、山麓に広がる比較的緩やかな南面傾斜の高原台地、八ヶ岳の末端となる釜無川や須玉川の崖線（河岸段丘）のほか、高原台地では、標高 900m前後の湧水源を起点に沢や小河川がヒダ状に幾筋も南北に流れ、東西方向に谷戸や微高地が繰り返し現れる変化のある地形構造となっています。

本エリアの景観構造は、こうした地形構造が土台となって、次のような骨格的な自然景観軸と特色ある景観ゾーンにより形づくられています。

八ヶ岳南麓エリアの景観構造

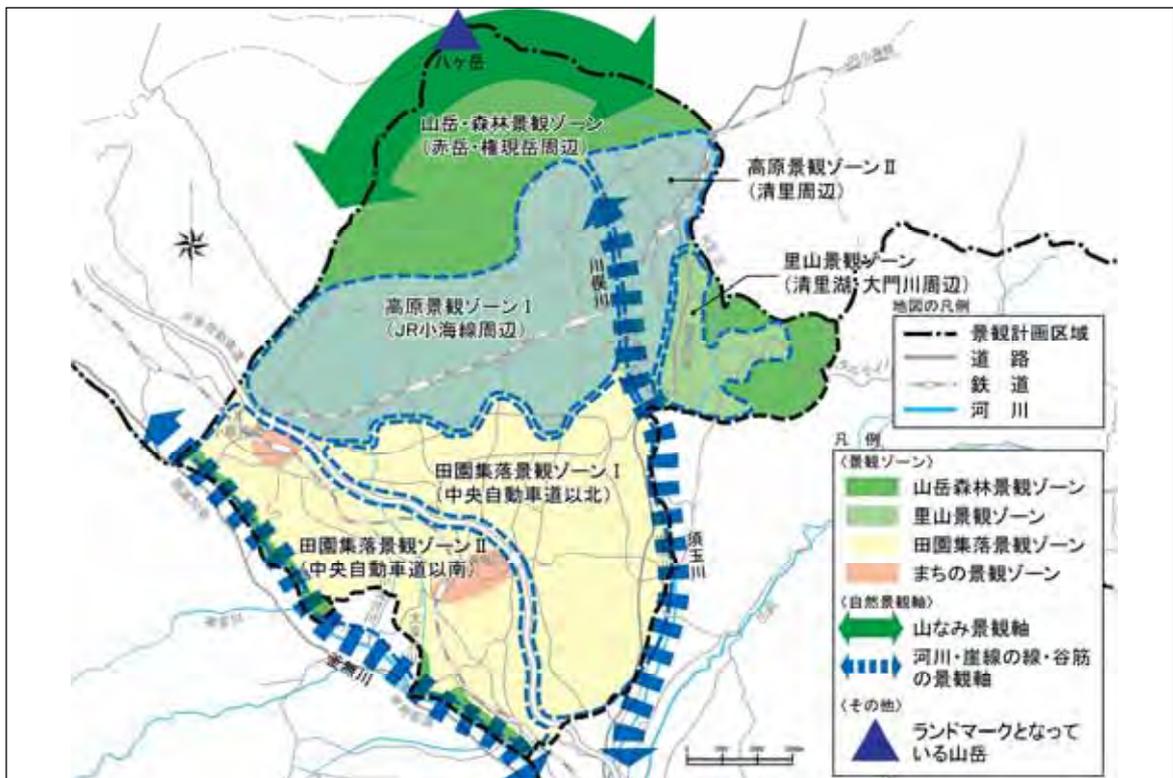
【自然景観軸】

- 赤岳、権現岳、編笠山等の山なみ景観軸
- 釜無川の水辺、崖線と緑の景観軸
- 須玉川の水辺、崖線と緑の景観軸と川俣川の谷筋の景観軸

【景観ゾーン】

- 山岳・森林景観ゾーン（赤岳・権現岳を中心とした山岳・森林景観）
- 高原景観ゾーンⅠ（JR小海線周辺の高原リゾート地の景観）
- 高原景観ゾーンⅡ（清里周辺の高原リゾート地の景観）
- 里山景観ゾーン（清里湖、大門川周辺の里山と山間集落地の景観）
- 田園集落景観ゾーンⅠ（中央自動車道以北の筋状の樹林帯、屋敷林の多い田園集落地の景観）
- 田園集落景観ゾーンⅡ（中央自動車道以南の起伏に富み、里山に囲まれた田園集落地の景観）
- まちの景観ゾーン（小淵沢駅周辺、長坂駅・長坂 IC 周辺、清里駅周辺の市街地の景観）

八ヶ岳南麓エリアの景観構造図



景観の特色

本エリアの景観を特徴づけている主な景観類型（パターン）としては、次のようなものが挙げられます。

優れた眺望

全体的に眺望に恵まれ、まきば公園、清里清泉寮周辺、美し森、三峰の丘をはじめ、八ヶ岳、茅ヶ岳から瑞牆山・金峰山等の秩父山地、南アルプス、遠く富士山や甲府盆地、北アルプス等を眺める良好な眺望場所が数多く分布しています。

特に、長坂地区の富士見坂・三分一湧水周辺は、これらを一望するパノラマ景観が展開しており、周辺の田園景観と一体的となって、本市らしい特徴的な景観を形成しています。

八ヶ岳と特徴的な自然景観

八ヶ岳周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園区域に指定され、地域のランドマークとなっている赤岳、権現岳、編笠山は、多くの登山者に親しまれています。

特徴的な自然景観としては、美しいアカマツ林を主体とした広大な森、山梨県自然環境保全条例による「景観保存地区」や「自然記念物」に指定されている川俣川溪谷、国蝶オオムラサキの生息地であり、昆虫の宝庫となっている七里岩一帯の森林、日本名水百選に選定されている三分一湧水、大滝湧水、女取湧水などの湧水群と水路、数多くの農業ため池、清里湖、吐竜の滝、釜無川の崖線（七里岩）や須玉川の崖線などが挙げられます。

永い歴史と人々の営みに育まれた多彩な農村景観

古代の放牧、江戸時代の新田開発など、永い歴史と人々の営みにより農業集落が発達し、高原台地一帯は、多彩な農村景観が形成されています。

農地は、採草放牧地、水田、果樹園、野菜畑などを中心に広く分布し、緩やかな傾斜地形であるため、棚田や段々畑が多くみられ、微地形の変化と里山や樹林地と一体的に地域景観を特徴づけています。

また、集落地では、下笹尾、長坂上条、井出、長沢、箕輪など、古くから形成された趣のある集落地も多く分布しています。

古代からの歴史を物語る多様な歴史・文化的資源

エリア内には、金生遺跡、谷戸城跡、棒道などの遺跡や史跡、清光寺などの社寺、平田家住宅などの歴史的建造物といった地域の歴史を物語る歴史・文化的資源が多く分布し、地域住民の心の拠り所となっています。

特に、谷戸城跡周辺は、山梨県自然環境保全条例に基づく「景観保存地区」に指定され、金生遺跡（公園）とともに本市の代表的な歴史文化ゾーンを形成しています。

このほか、古くから形成された集落地では、古木、社寺、古民家、蔵、水路、祠や塚などの身近な歴史資源も多くみられます。

高原リゾート地のにぎわいある景観

（主）北杜富士見線（八ヶ岳高原ライン）、JR小海線、八ヶ岳広域農道（レインボーライン）の周辺一帯は、八ヶ岳高原リゾート地域を形成し、数多くの観光レクリエーション施設や林間別荘地が分布しています。

特に、小淵沢駅周辺、甲斐小泉駅周辺、甲斐大泉駅周辺、清里駅周辺、道の駅南きよさと周辺は、本エリアの主要な観光ゾーンとして、シーズン中にはにぎわいをみせています。

地域の玄関口、生活の拠点となるまちの景観

長坂駅周辺～長坂 IC 周辺、小淵沢駅周辺、清里駅周辺は、八ヶ岳南麓観光エリアの鉄道玄関口および地域の生活の中心となっています。

商店街、支所等の公共施設が集積し、本市の中心的な市街地を形成し、大規模な店舗、病院等が立地する長坂 IC 周辺は、（主）長坂高根線沿いを中心に、高根支所周辺まで、連担したまちなみが形成されています。

また、小淵沢駅周辺と清里駅周辺は、駅前商店街が形成され、公共施設や観光施設も集積し、それぞれ特色あるまちなみを形成しています。

高原鉄道の特徴ある景観

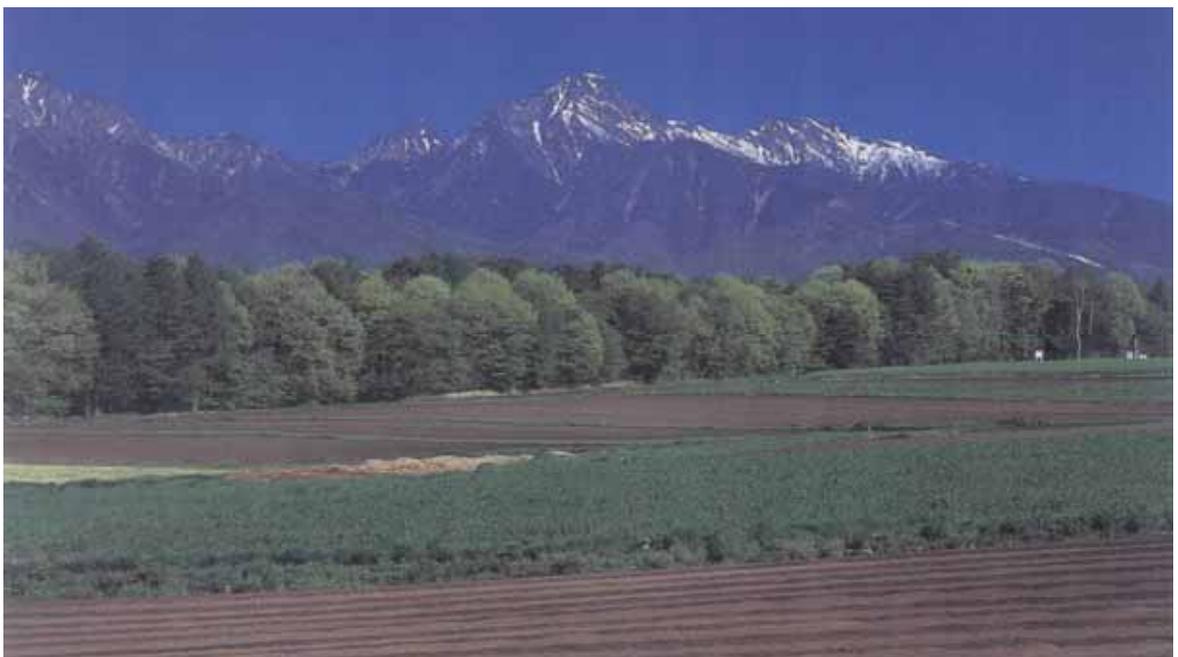
エリア内には JR 中央本線、JR 小海線が走っており、特に、JR 小海線は、古くから美しい眺望を誇る高原鉄道として観光客等に親しまれ、八ヶ岳を背景とした列車の風景、車窓から眺めるパノラマ風景など、本エリアの大きな特徴となっています。

数多く分布する林間住宅地の景観

本エリアの高原地域や森林地域には、別荘地をはじめ、数多くの林間住宅が分布しており、森と一体となった観光リゾート地の特色ある景観を形成しています。

地域の暮らしぶりを伝える祭や行事の景観

長沢鯉のぼり祭り、箕輪新町かかし祭り、ポール・ラッシュ祭、八ヶ岳ホースショーをはじめ、年間を通して地域の祭や行事、イベントが数多く実施されており、地域の景観を特徴づけています。



・高原の農地と八ヶ岳連峰

2) 景観形成の目標

景観特性や景観研究会の提言等を踏まえ、本エリアの景観形成の目標と重点テーマを次のように設定します。

< 景観形成の目標 >

1. 愛着と誇りのもてる風景づくり

八ヶ岳南麓の美しい山岳・自然景観と歴史・風土（文化）に育まれた特徴ある景観を守り、みんなが愛着と誇りのもてる風景づくりを目指します。

2. 活力をつくる風景づくり

美しい風景は、それだけで人を呼び寄せ、まちを活性化させる源泉（観光資源）です。地域の景観の魅力を再認識し、その魅力を最大限に活かした活力ある風景づくりを目指します。

3. みんなが楽しめる心地よい風景づくり

この素晴らしい風景資産を大切に、住む人も訪れる人も、みんなが楽しめる心地よい風景づくりを目指します。

< 景観形成の重点テーマ >

美しい山岳や森と水辺の景観を守り・育てる

八ヶ岳の美しい山岳景観、四季折々の美しい変化をみせる豊かな森や水辺などは、様々な恵みを与えてくれる大切な自然です。

本市の誇るこの美しい自然資産を大切に守り、育てるとともに、積極的なまちづくりへの活用を目指します。

優れた眺望景観を守り・生かす

山麓に展開する一大ロケーションは、本市の誇る最大の風景資産であり、優れた眺望場所も数多く分布しています。

こうした優れた眺望場所の景観を守るとともに、眺望場所の整備や魅力を高め、積極的なまちづくりへの活用を目指します。

特色ある農村景観、歴史・文化的景観の保全と魅力を高める

山麓に分布する多彩な集落地や農地の景観、歴史・文化的景観は、本市の代表的な郷土景観となっています。

先人達の永い営みにより形づくられてきた郷土景観の魅力を再認識し、景観の維持・保全と魅力ある景観づくりを目指します。

おもてなしを感じる景観づくりと地域の活性化を図る

観光客等、多くの人々がここに訪れ、また来てみたくなるようなおもてなしを感じる景観づくりと、それによる地域の活力の向上を目指します。

美しい景観を守り、育てていくためのルールをつくる

マナーの向上や一定のルールにもとづいて、景観を阻害する要因の改善や景観の質的向上を目指します。

3) 重点テーマの景観形成方針

市全体の景観形成方針や景観研究会の提言等を踏まえ、重点テーマの景観形成方針を次のように設定します。

美しい山岳や森と水辺の景観を守り・育てる

美しい山岳と森の景観を守る

自然公園区域を中心としたシラビソ等の針葉樹やダケカンバ等の落葉広葉樹など、高山帯特有の森林帯の厳正な保全を図るとともに、山麓や谷筋に広がるアカマツを主体とした森林についても、森林整備計画に基づく森林の整備と管理、生物の多様性に配慮した森の管理、適切な開発誘導、市民参加による自生樹木を中心とした植林活動などにより、美しい森の景観の維持向上を図ります。



・八ヶ岳高原大橋からみる八ヶ岳

水辺の景観を守り生かす

日本名水百選に選定されている三分一湧水をはじめとした湧水群と清流、川俣川渓谷や清里湖、数多く分布する農業ため池などについては、良好な水辺景観の保全を図るとともに、重要な景観の場所として景観に配慮した整備や魅力づくりを図ります。



・長坂牛池と桜

また、みどり湖、井富湖、とび沢の池、越中久保ため池等、数多く分布する農業用ため池や用水路は、地域景観を特徴づけ、生物の多様性を支えるビオトープ空間でもあることから、景観の保全と有効な活用を検討します。

貴重な動植物の保護、生息環境を保全する

高山植物のお花畑や国の特別天然記念物となっているニホンカモシカ、国蝶オオムラサキなどの貴重な動植物の保護、昆虫の宝庫となっている七里岩一帯の森林をはじめとした動植物の生息環境の保全に努めるとともに、ハイキングルートの整備など、自然観察の場としての活用を図ります。

優れた眺望景観を守り・生かす

優れた眺望場所(ビューポイント)を選定する

長坂地区の富士見坂・三分一湧水周辺をはじめ、大泉地区のまきば公園、清里清泉寮周辺、美し森、三峰の丘、日野春駅周辺など、本エリアに数多く分布する優れた眺望場所を市民から募集し、ビューポイントとして選定するなど、眺望場所の掘り起こしに努めます。



・まきば公園からの眺望

眺望景観の保全と眺望場所を整備・活用する

優れた眺望場所については、小広場の整備や案内板等の設置等の整備を図るとともに、周辺の建築物等の一定のルールに基づく建築物や広告・看板・標識などの誘導、景観に配慮した道路等の公共施設整備など、眺望景観の保全を図ります。

また、良好な眺望場所を結ぶルートづくりや景観マップの作成を図ります。

高原鉄道の眺望を守る

JR 小海線の大曲周辺など、沿線の良好な眺望ゾーンについては、景観の維持・保全に努めます。

特色ある農村景観、歴史・文化的景観の保全と魅力を高める

多彩な農村景観を守り、魅力を高める

身近な里山を守る

レインボーライン周辺のアカツ林をはじめ、高原地域や中央自動車道以南に広く分布する里山については、無秩序な森林伐採の防止を図るとともに、「北杜市森林整備計画」や「北杜市里山整備事業」等に基づき、適正な森林の整備、保全と管理、市民参加による植林活動等により、里山の機能や景観の維持・向上に努めます。

多彩な農の風景を守り、生かす

採草放牧地、水田、果樹園、野菜畑など、地域景観を特徴づけている多彩な優良農地の保全を図るとともに、景観を阻害するごみの不法投棄やマルチの放置などの景観阻害要因の改善、耕作放棄地の有効利用（観光農園、市民農園、景観緑地等）、深刻化する鳥獣害対策の推進、棚田や段々畑の景観的な活用、地産地消の推進など、農の風景の保全と地域農業の活性化を図ります。

また、谷戸にみられる棚田や段々畑、新田開発時代をしのばせる堰や水路などは、特徴的な文化的景観を形成しており、景観の維持・保全と活用に努めます。

特徴的な集落地の景観を維持する

多彩な農村景観の持ち味を損なわないよう、周辺と調和した家並みの形成、樹林地や屋敷林、古木や生け垣、堰や水路などの景観資源の保全、空き家の有効利用、景観に配慮した公共施設の整備などに努めます。

特に、古くから形成され、特色ある集落景観を形成している小淵沢地区の下笹尾や高野、長坂地区の長坂上条や日野春、大泉地区の谷戸、高根地区の長沢、箕輪、東原などの集落地については、景観の維持・保全に努めます。

特徴的な歴史・文化的景観を守り、生かす

遺跡や史跡等を景観づくりに生かす

公園として整備されている金生遺跡、谷戸城跡のほか、エリアに分布する棒道などの遺跡や史跡、由緒ある社寺、伝統的建造物などの文化財については、保存と併せて、周辺も含めた景観づくりへの活用を図ります。

特に、金生遺跡や谷戸城跡周辺については、代表的な歴史景観拠点として周辺も含めた良好な景観形成を図ります。

潜在的な歴史文化資源の価値を見直し、景観づくりに活用する

集落地内に分布する古木、社寺、古民家、蔵、水路、祠や塚などの身近な歴史資源の価値を再認識し、景観づくりへの活用を図ります。

また、棚田や新田開発時代の名残をみせる堰や水路は地域の誇る文化的景観として、景観の維持・保全とまちづくりへの活用を図ります。

歴史資源等を結ぶルートを創る

歴史文化資源をはじめ、地域の魅力的な景観資源を結ぶ（仮称）ふるさと歴史の散歩道づくりを促進します。

おもてなしを感じる景観づくりと地域の活性化を図る

おもてなしを感じる景観を創る

地域の玄関口の魅力を高める

JR 中央本線および JR 小海線の各駅前や中央自動車道須玉 IC、長坂 IC、小淵沢 IC 周辺は、適切な修景、緑化を図り、観光地、地域の玄関口にふさわしい景観の向上に努めます。

特に、小淵沢駅、長坂駅、清里駅、日野春駅については、現在進められている駅周辺の整備と併せ、景観の向上を図ります。

おもてなしを感じる道路景観を創る

（主）北杜富士見線（八ヶ岳高原ライン）、八ヶ岳広域農道（レインボーライン）、清里高原道路、（主）茅野北杜葦崎線（七里岩ライン）など、本エリアの主要な景観の軸となっている道路については、眺望や周辺景観に配慮した道路施設の整備、緑化、沿道

の屋外広告物の適切な誘導等により、景観の向上を図ります。

地域の中心となるまちの景観の魅力を高める

長坂駅～長坂 IC 周辺、小淵沢駅周辺、清里駅周辺は、現在進められているまちづくり事業と併せて、地域の生活の中心にふさわしいまちなみ景観の向上と商店街等の活性化を図ります。

主要な観光ゾーンの魅力を高める

観光・文化・レクリエーション施設が集積する小淵沢道の駅周辺、甲斐小泉駅周辺、甲斐大泉駅周辺、大泉支所周辺、清春芸術村周辺などは、主要な観光ゾーン（地域活性化拠点）として景観の魅力の向上を図ります。

花と緑のまちづくりを進める

景観上重要な場所や主要道路の沿道などについては、市民参加による花植え活動等を促進し、景観の一層の向上を目指します。

景観を生かした活性化を図る

景観(観光)資源のブランド化を図る

地域ごとの話し合いやまち歩きなどを通じて、風景のもつ価値や魅力を発見・再認識し、地域の創意工夫による資源の付加価値づくりやオリジナリティの創出など、地域単位での景観まちづくりの促進を図ります。

また、テーマごとの観光コース、観光ルートの開発、既存の市民活動など、人のネットワークづくりを進めます。

都市と農山村の交流を深める

景観を中心に観光スタイル（楽しみ方）を転換していく視点から、「グリーンツーリズム」、「エコツーリズム」、「リトリート（長期滞在）」、「森の幼稚園」、「森林環境学習」など、都市と農山村の交流促進を図ります。

美しい景観を守り、育てていくためのルールをつくる

森の減少・荒廃を防止する

景観上大切な森や樹木を保全するとともに、一定のルールに基づき、無秩序な伐採や開発による森の減少を防止します。

また、松くい虫等の被害や手入れ不足で荒廃が進む森林にあっては、「北杜市森林整備計画」や「北杜市里山整備事業」等に基づき、適切な森林の整備と管理を図ります。

開畑跡地、伐採跡地についても、市民参加による植樹活動等を通じて、自生樹木等の植樹に努めます。

景観を損なう開発や行為を規制する

森林の伐採、開発行為や建築物等の行為、廃棄物の野積みなどの行為については、一定のルールに基づき適切な規制・誘導を図ります。

また、主要な道路沿道の看板等の屋外広告物、幟旗、交通標識、サイン、電飾などの光害などについても、一定のルールに基づく、適切な整備、規制・誘導を図ります。

耕作放棄地や空き家を有効に活用する

増加する耕作放棄地については、菜の花畑、そば畑等の景観的な活用を図るとともに、空き家、空き店舗についても有効な活用を検討します。

周辺景観や眺望に配慮した施設をつくる

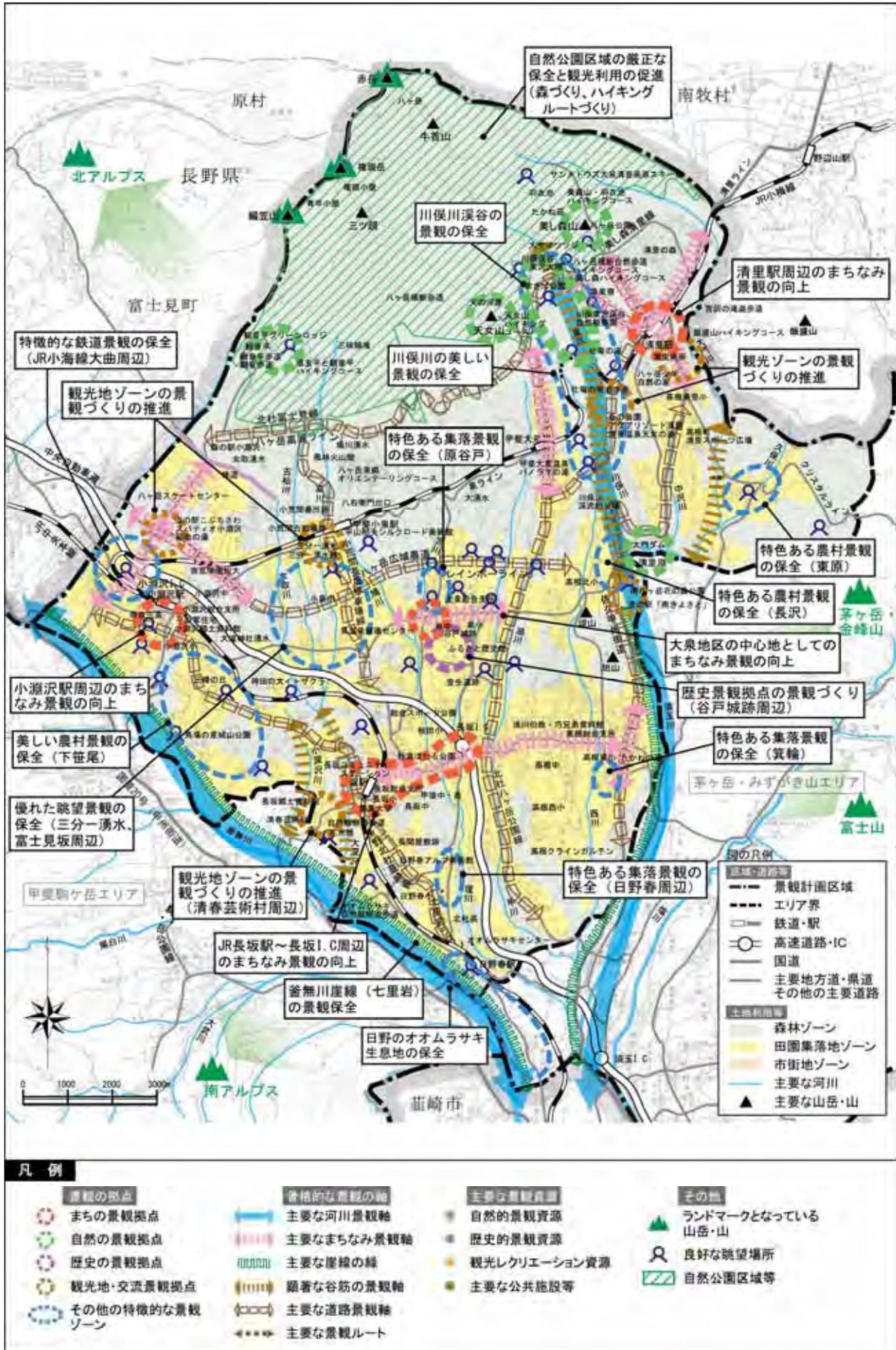
道路、河川や水路、公園、橋梁、公共建築物、公共サインなどの公共施設については、ガイドラインに基づき、周辺景観や眺望に配慮した整備を促進します。

また、建築物等についても一定のルールに基づく、適切な誘導を図ります。

その他の景観を妨げている多様な要因を改善する

ゴミの不法投棄の防止をはじめ、携帯アンテナ、景観への配慮に欠けた野立ての自動販売機、水路の汚れ、維持管理、使用済みのマルチやビニールハウスの放棄、過剰な電飾などの景観を妨げている要因については、マナーの向上や、一定の地域ルールに基づき、改善に努めていきます。

八ヶ岳南麓エリア景観形成方針図



注) * 良好な眺望場所は、エリア内に数多く分布していますが、ここでは景観研究会から提案のあったものを取りあげています。

景観の特色

本エリアの景観を特徴づけている主な景観類型（パターン）としては、次のようなものが挙げられます。

眼前に屹立する甲斐駒ヶ岳の眺望

甲斐駒ヶ岳直下の山麓にあるため、眼前に聳える甲斐駒ヶ岳等の南アルプスの山々の眺望は圧巻であり、本エリアの大きな景観の特徴となっています。

甲斐駒ヶ岳と特徴的な自然景観

甲斐駒ヶ岳周辺は、南アルプス自然公園、県立南アルプス巨摩自然公園区域に指定され、地域のランドマークとなっている甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山、雨乞岳、日向山は、多くの登山者に親しまれています。

特徴的な自然景観としては、山梨県自然環境保全条例による「自然保全地区」に指定されている白州地区の大岩山、清水谷、大平や「自然記念物」に指定されている白州地区の石尊神社のアカマツ林をはじめ尾白川溪谷（日本名水百選）、大武川、石空川の水辺、精進ヶ滝（日本の滝百選）、釜無川と崖線（七里岩）などが挙げられます。

旧甲州街道の歴史的なまちなみ景観と特色ある歴史文化的景観

国道20号に沿った旧甲州街道の台ヶ原、教来石は、かつて宿場町として栄えた歴史があり、往時をしのばせる古い家並みや屋号が残されています。

また、甲斐駒ヶ岳の信仰登山の基地であった竹宇駒ヶ岳神社、横手駒ヶ岳神社をはじめ、清泰寺、武川地区の萬休院、実相寺などの社寺、台原家住宅、北原家住宅などの歴史的建造物、山高神代桜、柳澤氏ゆかりの菩提寺や屋敷跡、餓鬼の喰（のど）、青銅鉦、中山ののろし台など、地域の歴史を物語る歴史文化的な資源が多く分布し、地域住民の心の拠り所となっています。

このほか、古くから形成された集落地では、酒造蔵、社寺、古民家、古木、蔵、水路、祠や塚などの歴史資源も多く見られます。

本市の誇る米どころ、水田を中心とした特色ある農村景観

本エリアは、豊かな清流を背景に稲作が発達し、武川米に代表される本市の誇る米どころとなっています。

甲斐駒ヶ岳を背景に、山麓の扇状地に分布する大小の集落地、尾白川や大武川周辺の水田地帯、里山や樹林地、河川の水辺と清流が一体となって、本エリアならではの特色ある農村景観を形成しています。

特徴的な眺望景観

山麓台地や扇状地上部からの眺望に優れており、甲斐駒ヶ岳をはじめ、釜無川の崖線越しに眺める八ヶ岳や茅ヶ岳、国道20号周辺等からの富士山の眺めなど、他のエリアとは異なった特徴的な眺望が広がっています。

観光ゾーンのにぎわいある景観

尾白の森名水公園べるが周辺、台ヶ原宿周辺、道の駅はくしゅう、フレンドパークむかわ周辺は、本エリアの主要な観光ゾーンとなっており、シーズン中はにぎわいをみせています。

また、山高神代桜、眞原の桜並木も桜の名所として知られています。

地域の生活拠点となっているまちの景観

白州地区白須、武川地区牧原周辺は、支所等の公共施設や店舗等が立地するなど、地域の生活の中心となる市街地を形成しています。

山麓に多く分布する林間住宅地の景観

山麓の森林地域には、別荘地など、数多くの林間住宅が分布しており、森と一体となって、リゾート地としての特色ある景観を形成しています。

地域の暮らしびりを伝える祭や行事の景観

下教来石の獅子舞や台ヶ原の虎頭の舞、道祖神祭り、甲斐駒ヶ嶽神社の代太神楽、台ヶ原の骨董市や蔵開き、白州の里名水まつり、むかわ米・米まつりなど、年間を通して地域の祭や行事、イベントが数多く実施されており、地域の景観を特徴づけています。

2) 景観形成の目標

景観特性や景観研究会の提言等を踏まえ、本エリアの景観形成の目標と重点テーマを次のように設定します。

< 景観形成の目標 >

古道の歴史文化と甲斐駒から広がる風景づくり

- 風土を慈しみ、思いやりと深みのある風景をみんなで育む -

眼前に聳える甲斐駒ヶ岳など南アルプスの山々、山々から流れ出る豊かな清流、山麓の扇状地に形成されたのどかな水田地帯と集落地の景観、今なお往時の面影を伝える旧甲州街道の歴史的なまちなみ、名水の里、武川米で知られる米の里など、自然と風土、長い歴史と先人達の営みの中で形づくられてきた独特の風景が形成されています。こうした思いやりと深みのあるふるさとの風景をみんなで大切に守り、より魅力的な風景を育てていくことを目指します。

< 景観形成の重点テーマ >

旧甲州街道の古道を巡る風景づくり

台ヶ原宿や教来石宿を中心とした旧甲州街道の古道周辺は、古道や宿場町の歴史、伝統・文化を再認識し、まちづくりに積極的に活用するとともに、周辺の里山の風景、森林・山岳の眺望を守り、付加価値を高めて生かすなど、歴史的なまちなみゾーンとして、古道を巡る活力と魅力ある風景づくりを目指します。

甲斐駒ヶ岳を中心とした景観ルートづくり

山麓の扇状地一帯は、山岳と里山、水田地帯と集落地が織りなす特色ある農村風景が広がり、尾白川溪谷や大武川の水辺、優れた眺望場所、山高神代桜などの古木、尾白の森名水公園べるがや各種キャンプ場をはじめとした観光レクリエーション施設などが地域の景観を特徴づけています。

既存道路や整備中の広域農道の道路景観の魅力づくりや眺望ポイントの整備、散策ルートの整備などにより、山麓に広がる風景のみどころを回遊する景観ルートづくり（風景回廊づくり）を目指します。



・実相寺境内の桜と甲斐駒ヶ岳

3)重点テーマの景観形成方針

市全体の景観形成方針や景観研究会の提言等を踏まえ、重点テーマの景観形成方針を次のように設定します。

旧甲州街道の古道を巡る風景づくり

古道の歴史の顕在化、まちなみ景観の魅力を高める

古道沿いの社寺、古民家、祭、伝統行事など、潜在的な歴史資源の顕在化を図ります。

また、入口部の石碑設置や、サイン、休憩スペース、駐車場、トイレ等の整備、電線類地中化の検討、花植え、空き家の有効活用等により、古道とまちなみ景観の魅力づくりを促進します。



・台ヶ原入口にあるサインと休憩スペース

古道のまちなみ景観を整える

古道沿いの景観上問題となっている空き家対策、看板や標識類の改善、電線類地中化の検討を図るとともに、台ヶ原地区で締結された経緯がある「まちなみ協定」のようなルールづくりの普及を図ります。



・台ヶ原宿のまちなみ

観光拠点としての活力を高める

既存の地域イベントの充実・発展を図るとともに、後述する地域観光ルート（環状の周遊ルート）に組み込み、観光マップ等による積極的なPRにより、地域の新しい観光ゾーンとして活性化を図ります。

古道から広がる良好な眺望を守る

古道から眺める甲斐駒ヶ岳などの山々、釜無川崖線の緑、周辺の田園風景など、良好な眺望を損なわないよう景観に配慮した施設整備やまちなみ景観の形成を図ります。



・旧甲州街道の風景



・旧甲州街道の風景



・釜無川崖線の緑と田園の風景

甲斐駒ヶ岳を中心とした景観ルートづくり

環状の周遊ルートの魅力を高める

中山を挟み、白州地区と武川地区の山麓の主要な見所を結ぶ2つの環状の周遊ルートの形成を目指します。

2つの周遊ルートの骨格となる既存の県道や現在整備中の甲斐駒ヶ岳広域農道については、景観に配慮した道路整備を図るとともに、次のような取り組みを図り、周遊ルートとしての魅力の向上を図ります。

- 既存資源を生かした散策ルートづくり（桜並木（真原の桜並木、県道横手日野春停車場線沿い、山高神代桜）、武川のホタル、ハイキングコース（滝見台）など）
- オオムラサキ遊歩道などの既存散策ルートとの連携
- 石空川沿いの散策ルートの整備や柳澤氏ゆかりの歴史資源の活用など
- 餓鬼の喰（のど）など、潜在的な地域資源の顕在化と景観づくりへの活用
- 良好な眺望場所の活用と場所の整備（日野春トンネル手前の坂道、べるが通り、富士山の眺望など）
- サイン、駐車場、トイレ等の設置、花植え活動の推進

主要な観光ゾーンやまちの拠点の魅力を高める

日本名水百選に選定されている尾白川渓谷、尾白の森名水公園べるが周辺、道の駅はくしゅう、大武川の水辺、フレンドパークむかわ周辺、サントリー周辺などは、主要な観光ゾーン（地域活性化拠点）として、景観の向上を図ります。

また、白州地区白須、武川地区牧原周辺については、地域の生活の中心にふさわしいまちなみ景観の向上を図ります。



・尾白の森名水公園べるが



・フレンドパークむかわ

里山・森・清流の景観を守り・生かす

山麓一帯に広がる里山については、無秩序な森林伐採の防止を図るとともに、「北杜市森林整備計画」や「北杜市里山整備事業」等に基づき、適正な森林の整備、保全と管理、市民参加による植林活動等により、里山の機能や景観の維持・向上に努めます。

また、尾白川渓谷（日本名水百選）や大武川、石空川の清流と水辺空間は、重要な景観として保全を図るとともに、景観に配慮した河川の整備や親水空間づくりを図ります。



・石空川上流にある精進ヶ滝

特徴的な農の風景・集落景観を守り・生かす

農地については、優良農地の保全、耕作放棄地の有効利用（観光農園、市民農園、景観緑地等）、深刻化する鳥獣害対策の推進、棚田の景観的な活用、地産地消の推進など、農の風景の保全と地域農業の活性化を図ります。

集落地については、周辺と調和した家並みの形成、樹林地や屋敷林、古木や生け垣、水路などの景観資源の保全、空き家の有効利用などに努めます。

特に、特色ある集落景観を形成している竹宇、横手、山高などの集落地については、景観の維持・保全に努めます。



・水田と甲斐駒ヶ岳

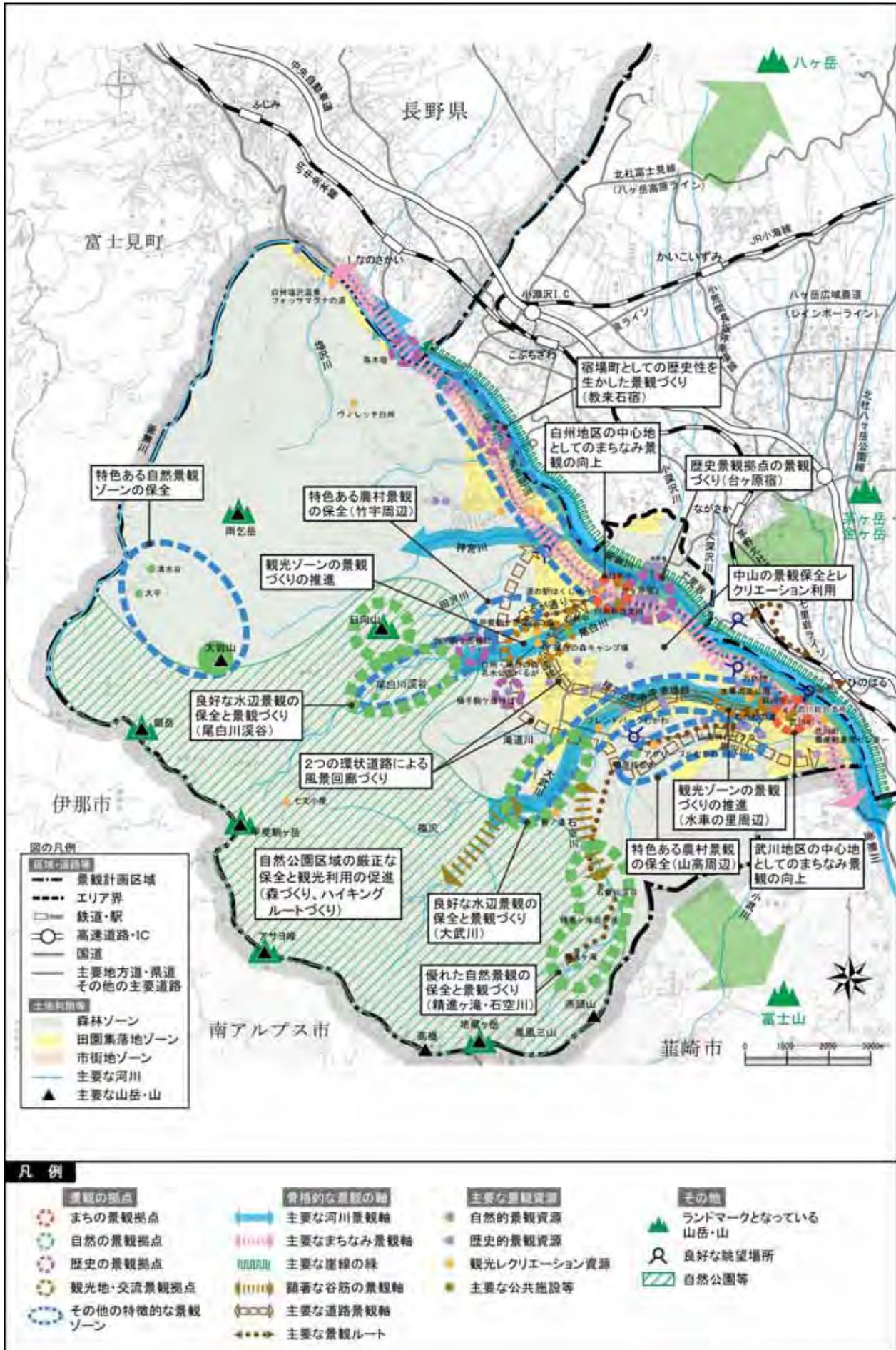


・武川米の実りと八ヶ岳

周遊ルートの景観を改善する

周遊ルート沿いの景観上問題となっている耕作放棄地、里山の荒廃、ごみの不法投棄、屋外広告物や幟旗、電飾などの光害などについては、創意工夫、マナーの向上、一定のルールに基づき、改善に努めます。

甲斐駒ヶ岳山麓エリア景観形成方針図



注) * 良好な眺望場所は、エリア内に数多く分布していますが、ここでは景観研究会から提案のあったものを取りあげています。

4 景観形成推進ゾーンの方針

(1) 景観形成推進ゾーンの選定

基本方針に基づいた景観づくりを行うためには、市民、事業者および行政が一体となって進めていくことが必要です。

しかしながら、これらを直ちに全市的に展開することは困難です。このため、本市の中でも、特に先導的かつ重点的に景観施策を推進すべき一定のゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、できるところから少しずつ景観づくりを進めていきます。

ここでは次の考え方に基づいて、下記の「景観形成推進ゾーン」を選定します。

【景観形成推進ゾーンの選定の考え方】

本市のまちの拠点、顔として、良好な景観形成が望まれるところ
 北杜市らしさを象徴する良好な景観ゾーンで、景観の保全が必要となるところ
 まちづくりに関するプロジェクトが実施あるいは計画されているところ
 市民の発意により、景観まちづくりに関する取り組みが行われているところ 等

【景観形成推進ゾーンの選定】

< 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア >

茅ヶ岳広域農道周辺ゾーン
 若神子～大豆生田周辺ゾーン
 津金の田園集落ゾーン
 増富ラジウム温泉峡周辺ゾーン

川俣川周辺ゾーン

谷戸城跡周辺ゾーン
 富士見坂・三分一湧水周辺ゾーン
 JR 小海線大曲周辺ゾーン
 下笹尾の田園集落ゾーン
 清春芸術村周辺ゾーン

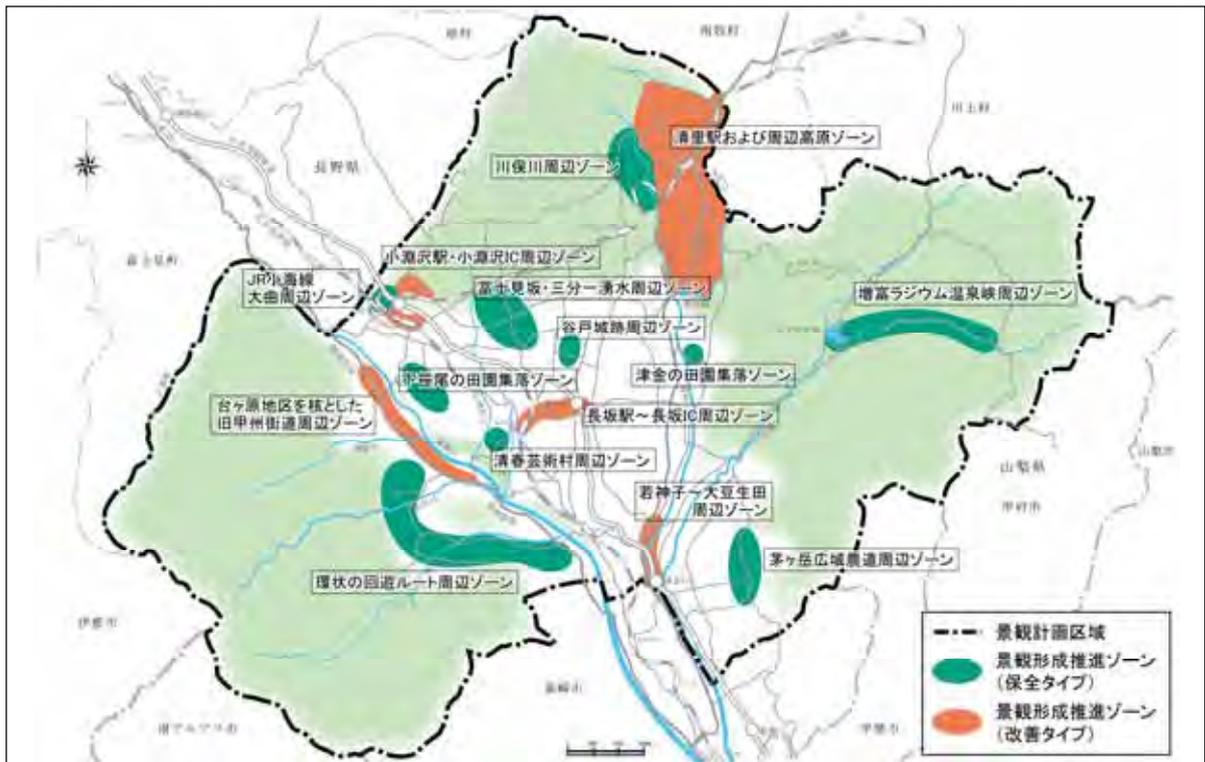
< ハヶ岳南麓エリア >

小淵沢駅・小淵沢 IC 周辺ゾーン
 長坂駅～長坂 IC 周辺ゾーン
 清里駅および周辺高原ゾーン

< 甲斐駒ヶ岳山麓エリア >

台ヶ原地区を核とした旧甲州街道周辺ゾーン
 環状の回遊ルート周辺ゾーン

景観形成推進ゾーンの位置



(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針

< 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア >

茅ヶ岳広域農道周辺ゾーン

現状と課題

- 茅ヶ岳広域農道周辺の高原台地からは、南アルプス、八ヶ岳、富士山の一大パノラマ景観が展開し、八ヶ岳高原とともに、本市を代表する一大ロケーションゾーンとなっています。また、沿道には県立フラワーセンター（ハイジの村）やひまわり畑等の観光レクリエーション施設が集積し、本市の観光交流拠点のひとつとなっています。
- 本市を代表する一大ロケーションゾーンとしての優れた眺望景観の維持・保全と観光交流拠点としてのにぎわいある景観の創出が望まれます。

景観形成の目標

優れた眺望景観の維持・保全と観光交流拠点にふさわしいにぎわいある景観の創出を目指します

景観形成方針

優れた眺望景観を保全する

- ・視領域内の土地や建築物等に関する行為の制限、緑化の推進、電線類をはじめとする景観阻害要因の改善等により、優れた眺望景観の保全を図ります。



・茅ヶ岳広域農道



・茅ヶ岳広域農道からの眺望

観光交流拠点として、にぎわいある景観の創出を図る

- ・広域農道等の道路の景観整備や緑化、景観に配慮した観光施設の整備、良好な沿道の広告物やまちなみ誘導などにより、観光交流拠点としてにぎわいある景観の創出を図ります。



・ひまわり畑

若神子～大豆生田周辺ゾーン

現状と課題

- 須玉地区の生活の中心となっている市街地ゾーンで、市役所および支所など公共施設、商業施設、店舗等が多く立地しています。旧佐久往還若神子宿として栄えた歴史もあり、まちなかには蔵、歴史的な建造物もみられます。また、須玉 IC は、観光地清里方面の玄関口となっています。
- 宿場町の歴史性を生かした市街地の魅力と活力の向上、清里等観光リゾートエリアの玄関口にふさわしい景観形成が望まれます。

景観形成の目標

地域の生活拠点、清里等観光リゾートエリアの玄関口にふさわしい景観づくりを目指します

景観形成方針

宿場町の歴史性、潜在的な資源を生かした市街地の魅力を高める

- ・市街地ゾーンについては、旧街道の修景と回遊ルートの整備、歴史的建造物の保存、空き店舗等の活用など、歴史性や潜在的資源を生かした魅力の向上とまちの活性化を図ります。

国道 141 号沿道のまちなみを整える

- ・店舗立地が進む国道 141 号周辺は、緑化、広告物や建築物等の適切な誘導により、まちなみ景観の向上を図ります。

玄関口 (IC 周辺) の魅力を高める

- ・須玉 IC 出入口周辺については、周辺の修景・緑化、屋外広告物等の適正な誘導を図ります。



・若神子の街道沿いの家並み

津金の田園集落ゾーン

現状と課題

- 須玉川河岸段丘上にある津金集落は、古くから形成された集落地で、津金衆の里としても有名で、眺望に優れ、リンゴ畑などの農地、集落地、里山が一体となって特徴的な農村景観を形成しています。また、津金の三代校舎や海岸寺などの特色ある歴史資源も多く、住民等による地域活性化に向けた取り組みも進められています。
- 市内でも、特徴的な農村景観を有するゾーンであり、景観の維持・保全と地域活性化に向けた一層の取り組みが望まれます。

景観形成の目標

特徴的な農村景観の維持・保全と特色ある農村景観の魅力を生かした活性化を目指します

景観形成方針

身近な景観資源の保全と活用を図る。

- ・農地をはじめ、周辺の里山、樹林地や古木、屋敷林、古民家、水路など、農村景観を特徴づけている身近な景観資源を保全するとともに、それらの景観的な関係性*に十分留意しながら、資源を顕在化し、景観まちづくりへの活用を図ります。

観光交流拠点としての魅力を高める

- ・三代校舎やおいしい学校のPR、地元特産品の開発、耕作放棄地の有効利用（市民農園、観光農園等）などを進め、特色ある農村景観の魅力を生かした観光交流拠点として活力の向上を図ります。



・三代校舎周辺



・集落内の道と民家



・交流拠点として再生された古民家

注) *景観的には、周囲の里山、樹林地や林、屋敷林、古民家、水路などの個別要素の保全だけでなく、それらが一定の秩序をもって成り立っている一体的な風景が特に重要である。

増富ラジウム温泉峡周辺ゾーン

現状と課題

- 須玉地区の増富ラジウム温泉峡とみずがき湖、通仙峡、本谷川溪谷を中心としたゾーンで、秋の紅葉など、本市を代表する景勝地となっています。
- 本市を代表する景勝地および温泉観光地として、自然景観の維持・保全、増富ラジウム温泉峡の魅力と活力の向上が望まれます。

景観形成の目標

自然景観の保全と増富ラジウム温泉峡の魅力の向上と活性化を目指します

景観形成方針

自然景観の保全と活用を図る

- ・みずがき湖、通仙峡、本谷川溪谷などにおけるごみの不法投棄の防止など、自然景観の保全を図るとともに、眺望場所の整備、散策コースの充実、景観に配慮した施設整備などを図ります。

増富ラジウム温泉峡の魅力と活力を高める

- ・増富ラジウム温泉のPR、道路空間の修景・緑化、散策ルートの実現など、温泉峡の魅力の向上と活力の向上を図ります。



・本谷川溪谷



・増富ラジウム温泉峡

<八ヶ岳南麓エリア>

小淵沢駅・小淵沢 IC 周辺ゾーン

現状と課題

- 八ヶ岳南麓観光リゾートエリアの玄関口となっているゾーンで、小淵沢駅前には商店街が形成され、小淵沢 IC 周辺には、数多くの観光レクリエーション施設が集積しています。小淵沢駅周辺については、これまでまちづくり交付金事業により自由通路、周辺道路の整備等を進めてきました。
- 道路の景観整備や建築物等に関して一定の制限*をかけるなどの景観形成の取り組みが行われていますが、今後も、観光リゾートエリアの玄関口にふさわしいおもてなしを感じさせる景観形成が望まれます。

景観形成の目標

八ヶ岳南麓観光リゾートエリアの玄関口、地域の生活拠点にふさわしい景観づくりを目指します

景観形成方針

玄関口の魅力を高める

- ・小淵沢駅については、施設の修景・緑化などにより、玄関口にふさわしい良好な景観形成を目指します。
- ・小淵沢 IC 出入口周辺については、周辺の修景・緑化、屋外広告物等の適正な誘導を図ります。



・小淵沢駅



・駅前通り

駅前商店街の魅力を高める

- ・駅前商店街については、通りの修景・緑化、広告物やまちなみの誘導など、景観の向上を目指します。



・駅前商店街



・駅前商店街

観光レクリエーションゾーンの魅力を高める

- ・景観に配慮した道路整備が進めていますが、今後も必要に応じて主要な道路や歩行者ルートの景観整備を促進します。
- ・緑化の推進、屋外広告物やまちなみの適正な誘導、景観阻害要因の改善などにより、景観の向上を図ります。



・中心街のまちなみ

注) * 国立公園区域を除く小淵沢地区全域が、山梨県建築基準法施行条例による建築確認申請が必要な地域となっています。

長坂駅～長坂 IC 周辺ゾーン

現状と課題

- 本市の中心的な市街地を形成し、かつ、八ヶ岳南麓観光リゾートエリアの玄関口となっているゾーンであり、長坂駅周辺には、商店街をはじめ、支所等主要な公共施設、工業施設が集積し、長坂 IC 周辺には、大規模な商業施設や病院等が集積しています。長坂駅周辺の既存商店街については、これまでまちづくり交付金事業により、駅前広場、交流施設、道路整備等を進めてきました。
- 今後も、本市の中心的な市街地、観光リゾートエリアの玄関口にふさわしい景観形成が望まれます。

景観形成の目標

本市の中心的な市街地、八ヶ岳南麓観光リゾートエリアの玄関口にふさわしい魅力とにぎわいある景観づくりを目指します

景観形成方針

玄関口(長坂駅、長坂 IC)の魅力高める

- ・長坂駅については、施設の修景・緑化などにより、玄関口にふさわしい良好な景観形成を目指します。
- ・長坂 IC 出入口周辺については、修景・緑化や屋外広告物等の適正な誘導を図ります。



・長坂駅前



・長坂コミュニティ・ステーション

中心商店街の魅力高める

- ・中心商店街については、道路空間の修景・緑化、沿道の広告物やまちなみの誘導など、景観の向上を目指します。



・長坂商店街



・長坂商店街

長坂 IC 周辺のにぎわいあるまちなみ景観を形成する

- ・店舗等の立地が進む IC 周辺については、アクセス道路である(主)長坂高根線の整備に併せ、道路空間の修景・緑化の推進、屋外広告物やまちなみの適正な誘導、景観阻害要因の改善等により、魅力とにぎわいあるまちなみ景観の形成を図ります。



・長坂 IC 周辺の大規模商業施設

清里駅および周辺高原ゾーン

現状と課題

- JR 清里駅を中心に、西の川俣川、東の大門川、北の美し森、南の清里湖に囲まれた清里高原リゾートゾーンで、八ヶ岳を背景に、優れた眺望、豊かな自然に恵まれ、数多くの観光レクリエーション施設が集積しています。
また、牧場、酪農の風景など、開拓・入植の歴史と人々の営みによって形づくられた特徴的な景観は、本ゾーンの大きな特色となっています。
- 本ゾーンは、県内では唯一、山梨県景観条例に基づく「景観形成地域」*に指定され、建築確認申請と「清里景観形成基準」により、指導、助言が行われてきたゾーンであり、今後とも、良好な景観形成に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

景観形成の目標

山梨県を代表する高原観光リゾート地「清里」にふさわしいおもてなしの心と暮らし方を誇れる景観づくりを目指します

景観形成方針

清里駅前周辺の魅力を高める

- ・ 玄関口となる清里駅については、施設の修景・緑化などにより、玄関口にふさわしい良好な景観形成を目指します。
- ・ また、駅前商店街については、空き店舗の有効活用、道路空間の修景・緑化、沿道の広告物やまちなみの適正な誘導などにより、景観の向上とにぎわいの創出を図ります。



・ 清里駅前の商店街

優れた眺望、自然景観、牧場等の特色ある景観の保全を図る

- ・ 八ヶ岳をはじめ、富士山、南アルプス、みずがき山を一望する優れた眺望景観、川俣川溪谷、大門川、清里湖の水辺や森等の豊かな自然、数多く分布する牧場・採草放牧地の風景など、本ゾーンを特徴づける景観の保全を図ります。



・ 放牧地と八ヶ岳の風景



・ まきば公園からの眺望

主要な通りの魅力を高める

- ・ 八ヶ岳高原ライン、清里高原道路、ポール・ラッシュ通り、牧場通り、国道141号等の主要な観光道路や観光客等、多くの人々が利用する主要な歩行者ルートについては、道路空間や歩行者空間の修景整備、緑化の推進、屋外広告物やまちなみの適正な誘導、景観阻害要因の改善等により、景観の向上と魅力づくりを図ります。



・ ポール・ラッシュ通りの景観



・ 八ヶ岳高原ライン

景観に配慮した建築物等の適正な誘導を図る

- ・ 観光レクリエーション拠点をはじめ、本ゾーン全体について、北杜市景観条例に基づく土地や建築物等に関する一定の行為の制限、景観阻害要因の改善などにより、良好な地域景観の維持・保全を図ります。

注) *平成5年6月14日に山梨県景観条例に基づく「清里景観形成地域」に指定されています。

川俣川周辺ゾーン

現状と課題

- 川俣川渓谷とその周辺の広葉樹を主体とした森林ゾーンで、八ヶ岳高原ラインの東沢大橋や清里高原道路からその雄大で美しい景観を眺められ、本市を代表する景勝地となっています。
- 川俣川渓谷周辺は、「山梨県自然環境保全条例」に基づく「景観保存地区」に指定されており、本市を代表する景勝地として、保全策の一層の強化と眺望場所の魅力づくりが望まれます。

景観形成の目標

本市を代表する景勝地としての厳正な保全を図るとともに、魅力的な眺望場所の創造を目指します

景観形成方針

優れた自然景観を厳正に保全する

- ・森林の適正な維持管理を図るとともに、視領域内の土地や建築物等に関する行為の制限、屋外広告物や景観阻害要因の改善などにより、優れた景観の厳正な保全を図ります。

眺望場所の魅力高める

- ・八ヶ岳高原ラインや清里高原道路の沿道など、既存および新たに整備する眺望場所については、眺望景観に配慮した修景・緑化などの魅力づくりを図ります。



・八ヶ岳高原大橋からの眺め



・川俣川渓谷の風景

谷戸城跡周辺ゾーン

現状と課題

- 大泉地区の谷戸城跡、金生遺跡を中心とした歴史的な景観ゾーンで、眺望に優れ、周辺の田園景観と一体的となって特徴的な景観を形成しています。
- 谷戸城跡周辺は、「山梨県自然環境保全条例」に基づく「景観保存地区」に指定されていますが、本市を特徴づけている代表的な景観拠点として、周辺も含めた景観の保全と観光地としての魅力づくりが望まれます。

景観形成の目標

本市の代表的な歴史景観拠点、観光交流拠点にふさわしい、景観の保全と魅力づくりを目指します

景観形成方針

歴史拠点としての魅力を高める

- ・既存の史跡公園、遺跡公園を歴史学習の場として活用するとともに、公園周辺の散策ルートの整備など歴史拠点としての魅力の向上を図ります。

優れた眺望を保全する

- ・景観に配慮した施設整備、周辺に対する眺望に配慮した土地や建築物等に関する行為の制限、景観阻害要因の改善など、優れた眺望景観の維持・保全に努めます。



・金生遺跡



・谷戸城跡周辺の風景

富士見坂・三分一湧水周辺ゾーン

現状と課題

- 長坂地区の富士見坂・三分一湧水周辺は、茅ヶ岳や南アルプス、遠く富士山や甲府盆地等を一望するパノラマ景観が展開しており、周辺の田園景観と一体となって特徴的な景観を形成しています。
- 市内でも優れた眺望を有するゾーンであり、景観の維持・保全が望まれます。

景観形成の目標

本市の代表的な眺望ゾーンとして、優れた眺望の維持・保全を目指します

景観形成方針

眺望に配慮した公共施設の整備を図る

- ・公共施設（公共建築物、道路、公園等）の整備にあたっては、主要な眺望地点や周辺からの眺望景観に配慮した施設整備を図ります。

優れた眺望を保全する

- ・視領域内の土地や建築物等に関する行為の制限、緑化の推進、景観阻害要因の改善などにより、優れた眺望景観の保全を図ります。



・富士見坂からのパノラマ風景



・富士見坂からの富士山の眺望

JR 小海線大曲周辺ゾーン

現状と課題

- 小淵沢地区の JR 小海線大曲周辺は、眺望が優れ、列車がループ状に大きく曲がって走るため、八ヶ岳を背景とした列車の風景、パノラマ風景が次々と場面展開する車窓の風景など、景観的に大きな特色を持つゾーンとなっています。
- 市内でも非常に特徴的な眺望を有するゾーンであり、観光資源としても貴重であることから、景観の維持・保全が望まれます。

景観形成の目標

本市の特徴的な眺望ゾーンとして、優れた眺望の維持・保全を目指します

景観形成方針

眺望に配慮した建築物等の適正な誘導を図る

- ・鉄道から一定幅のゾーン内の土地や建築物等に関する行為の制限、景観阻害要因の改善などにより、優れた眺望景観の保全を図ります。



・JR 小海線を走るハイブリット車両



・JR 小海線大曲付近

下笹尾の田園集落ゾーン

現状と課題

- 小淵沢地区下笹尾周辺の集落は、古くから形成された集落地であり、甲斐駒ヶ岳の眺望、七里岩の崖線の緑、起伏のある地形と樹林、棚田、静かな佇まいの家並みなど、優れた眺望と特色ある農村景観を形成しています。
- 市内でも、特徴的で美しい農村景観を有するゾーンであり、景観の維持・保全が望まれます。

景観形成の目標

本市の特徴的な農村景観ゾーンとして、景観の維持・保全を目指します

景観形成方針

身近な景観資源の保全と活用を図る

- ・優れた眺望景観の保全をはじめ、農地や樹林地、古木、屋敷林、古民家、水路など、農村景観を特徴づけている身近な景観資源を保全するとともに、資源を顕在し、景観まちづくりへの活用を図ります。



・下笹尾の農村風景

景観に配慮した建築物等の適正な誘導を図る

- ・集落地周辺の土地や建築物等に関する行為の制限、景観阻害要因の改善などにより、良好な農村景観の維持保全を図ります。



・下笹尾の古民家

清春芸術村周辺ゾーン

現状と課題

- 長坂地区中丸にある清春芸術村周辺は、清春の桜、甲斐駒ヶ岳の眺望に優れ、歴史資料館等が立地しているなど、本市の観光交流拠点のひとつとなっています。
- 近年、周辺での別荘等の住宅開発が進みつつあり、良好な地域景観の維持・保全が望まれます。

景観形成の目標

本市の特徴的な景観拠点ゾーンとして、景観の維持・保全を目指します

景観形成方針

桜や森林の適正な維持管理を図る

- ・神代桜や神田の大イトザクラと並んで桜の名所となっている清春芸術村の桜の保存に努めます。
- ・松くい虫等の被害により荒廃が進みつつある周辺のアカマツ林を主体とした森は、森林整備計画や里山整備事業等に基づき、適正な整備、維持管理を図ります。



・桜と甲斐駒ヶ岳

景観に配慮した建築物等の誘導を図る

- ・周辺の土地や建築物等に関する一定の行為の制限、景観阻害要因の改善などにより、良好な地域景観の維持・保全を図ります。



・周辺の緑と眺望景観

< 甲斐駒ヶ岳山麓エリア >

台ヶ原地区を核とした旧甲州街道周辺ゾーン

現状と課題

- 武川～台ヶ原～教来石は、旧甲州街道の宿場町があったところで、旧街道沿いの台ヶ原（日本の道百選）、教来石には往時をしのぶ古い家並みが形成されています。
特に、台ヶ原地区では、歴史的なまちなみを維持するための「まちなみ協定」が締結された経緯もあり、花植え活動、蔵開きや骨董市等のイベント開催など、まちづくりの取り組みが行われています。
- 本市を代表する歴史的なまちなみゾーンとして、まちなみ景観の維持、向上を図るとともに、地域活性化に向けた一層の取り組みが望まれます。

景観形成の目標

台ヶ原宿を核とした歴史・文化的なまちなみ：「古道を巡るルートづくり」による景観形成と、新たな観光拠点としての活性化を目指します

景観形成方針

古道の歴史の顕在化、まちなみの魅力を高める

- ・ 台ヶ原地区では、これまで、入口部の石碑や、サイン、休憩スペースが整備されたが、今後も、旧街道沿いの社寺、古民家、祭、伝統行事など、潜在的な歴史資源の顕在化を図るとともに、電線類地中化の検討、駐車場、トイレ等の整備、花植え、空き家の有効活用等により、古道とまちなみ景観の魅力づくりを促進します。



・ 台ヶ原のまちなみ



・ 下教来石のまちなみ

古道のまちなみを整える

- ・ 古道沿いの景観上問題となっている空き家対策、看板や標識類の改善を図るとともに、台ヶ原地区の住民間で締結された経緯がある「まちなみ協定」のようなルールづくりの普及を図ります。



・ 旧甲州街道のみちすじ



・ 沿道の民家

観光拠点としての活力を高める

- ・ 既存の地域イベントの充実・発展を図るとともに、後述する地域観光ルート（環状ルート）に組み込み、観光マップ等による積極的なPRにより、地域の新しい観光ゾーンとして活性化を図ります。



・ 道の駅はくしゅう



・ 武川町農産物直売センター

環状の回遊ルート周辺ゾーン

現状と課題

- 甲斐駒ヶ岳山麓の道の駅はくしゅう～尾白の森名水公園べるが～フレンドパークむかわ～石空川・精進ヶ滝～山高神代桜などを結ぶ既存の観光ルートのゾーンで、甲斐駒ヶ岳の眺望、尾白川や大武川、石空川の清流、里山と田園集落地が一体となって特徴的な景観を形成しています。

現在、山麓沿いに甲斐駒ヶ岳広域農道の整備が進められています。

- 地域の代表的な観光ルートとしての魅力づくりや甲斐駒ヶ岳広域農道の整備に併せた新たな観光ルートづくりなど、魅力的な地域資源を生かしたまちづくりが望まれます。

景観形成の目標

「甲斐駒ヶ岳と名水の里」にふさわしい「四季の眺望・風景を巡るルートづくり」による景観形成を目指します

景観形成方針

環状の周遊ルートの魅力を高める

- ・ 既存の観光ルートについては、潜在的な地域資源の顕在化を図ると共に、サイン、良好な眺望場所、駐車場、トイレ等の整備、花植え、耕作放棄地の有効活用、散策ルートの活用等により、周遊ルートとしての魅力の向上を図ります。
- ・ また、現在整備中の甲斐駒ヶ岳広域農道についても、景観に配慮した道路整備の促進を図るとともに、良好な眺望を生かした新たな周遊ルートとしての魅力づくりを進めます。



・ べるが通り



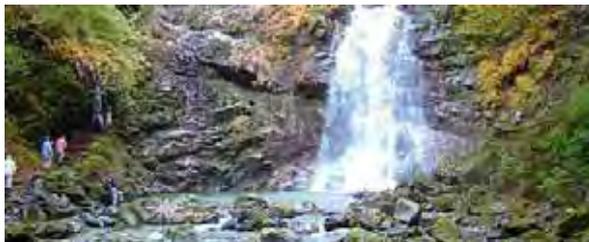
・ 武川地区の田園風景



・ 甲斐駒ヶ岳広域農道

石空川周辺の魅力を高める

- ・ 石空川周辺については、精進ヶ滝を結ぶ散策ルートの整備や柳澤氏ゆかりの歴史資源等を活用して、新たな周遊ルートとして魅力の向上を図ります。



・ 石空川の渓谷



・ 石空川に架かる吊り橋



・ 柳澤寺の六地藏石鐘

周遊ルートの景観を改善する

- ・ 周遊ルート沿いの景観上問題となっている耕作放棄地、里山の荒廃、ごみの不法投棄、屋外広告物や幟旗などについては、一定のルールに基づき改善に努めます。

観光ゾーンとしての活性化を図る

- ・ 既存の観光レクリエーション施設の魅力の向上、地域の散策風景マップづくりと積極的な観光PR、地域イベントの充実等により、「甲斐駒ヶ岳と名水の里」にふさわしい観光ゾーンとして活性化を図ります。



・ 尾白の森名水公園べるが



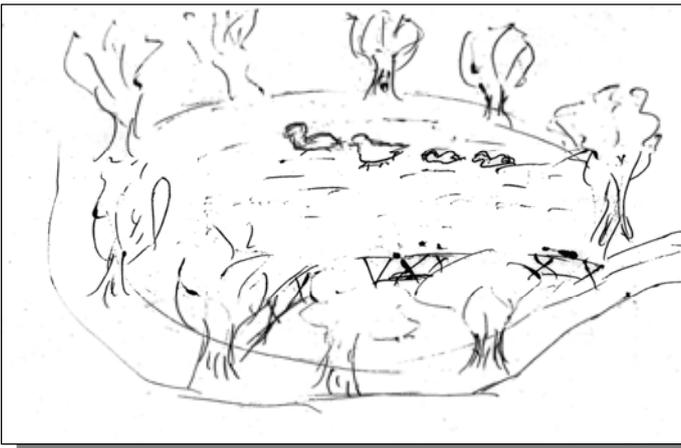
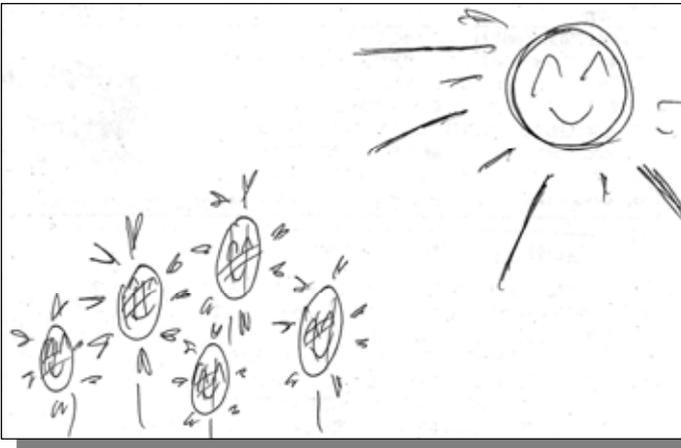
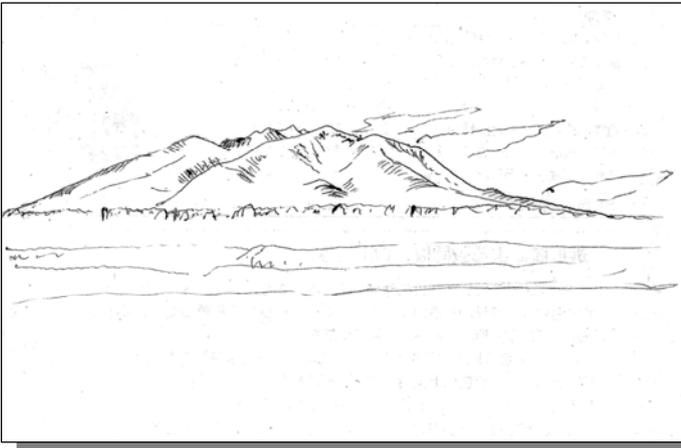
・ 尾白川渓谷



・ 山高神代桜



・ 真原の桜並木



●掲載の絵は、平成19年7月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。

第4章

良好な景観形成のための 行為の制限事項



第4章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1 建築物等の行為に関する基本的方針

(1) 基本的な考え方

個々の土地の開発や建築行為等は、それらが積み重なって、景観全体に与える影響は大きなものがあります。北杜市の美しく、個性的な景観を今後も維持・保全し、北杜市らしい良好な景観形成を図っていくためには、個々の土地や建築物等の行為を一定のルールに基づき、統一感があり、周辺の景観と調和したものにしていける必要があります。

本市は、都市計画法に基づく都市計画区域の指定がなされていないため、都市計画区域内と比べて土地、建築物等の行為に関する制限は多くありませんが、土地の開発および建築行為等については市および県の条例等に基づき、一定の規制・誘導を行っています。

今後も、これらの条例等に基づき土地の開発や建築行為等に関する適切な規制・誘導を図るとともに、本計画では、良好な景観形成を図る観点から、市域を2つの景観形成地域に区分し、地域の特性に応じた建築物等に関する届出対象行為と景観形成の基準を定め、基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を促進します。

1) 行為の制限のための手続き

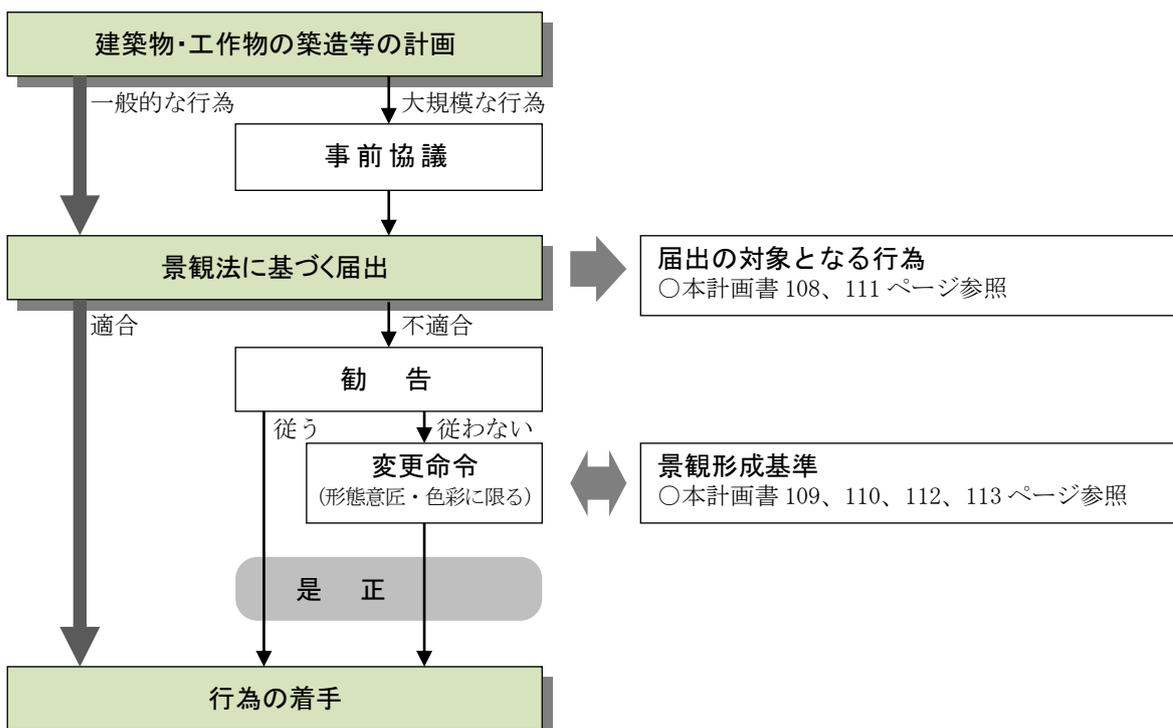
全ての土地開発や建築行為等のうち、その行為により周辺の景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の行為については、届出対象行為として本計画および条例で位置づけます。

行為の制限を行うにあたっての手続きは、下図に示すとおり、届出対象行為の行為者は市に行為の届出を行わなければなりません。届出に対して市は提出された行為の内容を景観形成基準に照合し、適合と判断した行為については、原則として30日以内に回答することとなります。不適合と判断した行為については、勧告することとなります。さらに、形態意匠・色彩については、勧告に従わない場合、変更命令を出すこととなります。

また、大規模な行為については、その行為者は届出を提出する前に市と事前協議を行わなければなりません。

こうした法に基づく届出制度を実施することにより、良好な景観形成を促進します。

<手続きの流れ>



注) * 届出対象行為以外の開発行為、建築行為等は、届出の必要はありませんが、本計画に定める建築物等の行為に関する基本方針に基づいて実施することが望まれます。

2) 景観形成地域の区分

本市は、市域が広く地域により景観特性が異なります。開発や建築行為等の制限事項を定めるにあたっては、本市の景観特性に十分配慮するとともに、制度の円滑な運用といった地域実情も考慮する必要があります。

そのため、市域を複数の景観形成地域に区分することとし、区分にあたっては、以下の点を考慮しました。

- 本市の景観基本構造は、大きく山岳・森林景観ゾーンと田園集落景観ゾーンに2分することができます。(本計画書第2章を参照)
- 平成16年に制定された「北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例」では、主として広域農道を境界に集落ゾーンとその他のゾーンに区分されています。
- 清里地域においては、山梨県景観条例に基づいて平成5年6月14日に「清里景観形成地域」が指定されており、既に運用されています。

これらの点を考慮し、景観形成地域については、「北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例」に基づくゾーン区分に準拠し、次の2地域に区分します。また、清里地域については、山岳景観形成地域となりますが、従前の山梨県景観条例に基づく行為の制限内容との整合を図るため、一部届出対象行為と景観形成基準に差異を設ける必要があるため、その区域を特定区域とし、区域内に「清里景観形成ゾーン」と「清里駅前景観形成ゾーン」を設けています。

■2つの景観形成地域

①山岳高原景観形成地域

八ヶ岳南麓エリアの八ヶ岳広域農道(レインボーライン)、茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの茅ヶ岳広域農道、甲斐駒ヶ岳山麓エリアの甲斐駒ヶ岳広域農道(沿道を含む)より外側、山側の地域

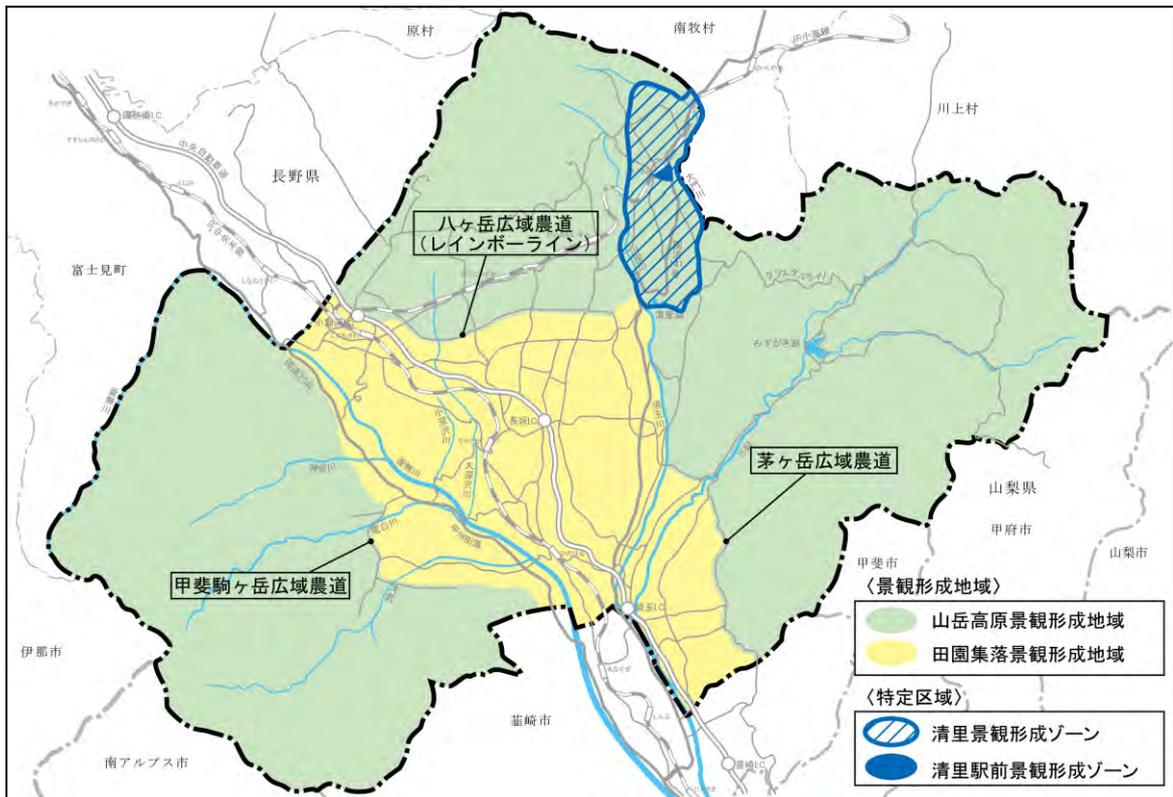
<特定区域>*

清里景観形成ゾーン、清里駅前景観形成ゾーン

②田園集落景観形成地域

上記の広域農道(沿道を含まず)より内側、低地の地域

■景観形成地域の区分



注) *特定区域は、山梨県環境影響評価条例施行規則に規定する、特に良好な景観を保全し、形成又は創出するため、事業の実施が景観に及ぼす影響について適切に配慮する必要がある区域です。

【行為の制限事項】

本計画では、2つの景観形成地域の景観特性に応じて、それぞれに開発や建築物等の届出対象となる行為と行為別の景観形成基準を定めます。

■景観形成地域と行為の制限事項の関係

		＜行為の制限事項＞	
		①届出対象行為	②景観形成基準
景観形成地域	①山岳高原景観形成地域	届出の必要な行為Ⅰ	景観形成基準Ⅰ
	②田園集落景観形成地域	届出の必要な行為Ⅱ	景観形成基準Ⅱ

注) *1 清里景観形成ゾーンについては、届出の必要な行為が一部異なります。
 *2 清里駅前景観形成ゾーンについては、景観形成基準が一部異なります。

(2)建築物等の行為に関する基本的方針(共通事項)

景観形成方針に基づき、本市における建築物等に関する景観形成の方針を次のように定めます。

【基本方針】

- 建築物等の行為に際しては、地域の個性および特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮します。
- 景観形成推進ゾーンをはじめ、景観形成上重要な地域や場所*については、良好な景観や眺望を損なわないよう特に配慮します。
- 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的に景観的なまとまりがあるよう配慮します。

【景観形成地域の方針】

- ①**山岳高原景観形成地域**
 市域の大部分を占める山岳・森林・高原観光リゾート地域であり、建築物等の行為に際しては、特に山岳景観や眺望景観、森林等の自然景観に配慮します。
- ②**田園集落景観形成地域**
 里山や市街地（まち）を含む田園集落地域であり、建築物等の行為に際しては、次に示す景観ゾーンの特性に応じ、良好な景観や眺望を損なわないよう特に配慮します。

(次ページへ)

注) * 景観形成上重要な地域や場所とは、景観形成推進ゾーン、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを指します。

(前ページより)

【景観ゾーン別*の方針】**①山岳・森林景観ゾーン**

- 多くが自然公園区域内にあり、優れた山岳景観や自然景観に配慮した形態や意匠を工夫する。

②高原景観ゾーン(八ヶ岳南麓エリア)

- 八ヶ岳南麓の高原リゾート地域にあり、山岳景観、眺望景観、森林に囲まれた自然景観等に配慮した形態や意匠を工夫する。

③里山景観ゾーン

- 背景となる山なみや森林、里山の自然に対して違和感を与えないよう建築物等の形態意匠を工夫する。
- 周辺からの眺望の対象となる行為地については、特に配慮する。
- 既存樹木の伐採を極力抑え、やむを得ず伐採する場合も中高木の植樹を施すなど、自然となじませる工夫をする。

④田園集落景観ゾーン

<農地>

- 農業用施設の設置に際しては、良好な田園景観を損なわないよう配慮する。
- 物品の集積等に際しては、田園景観への影響を考慮し、緑化・修景等の工夫をする。

<集落地>

- 周辺の田園や集落地に違和感を与えないよう建築物等の形態意匠を工夫する。
- 良好な眺望場所については、眺望の確保に特に配慮する。
- 既存樹木の保全や敷地内の緑化を図る。

⑤まちの景観ゾーン

<住宅地>

- 周辺との調和やまちなみとの連続性を考慮し、落ち着いた形態意匠や色彩の工夫をする。
- 既存樹木の保全や敷地内の緑化を図る。

<商業地・観光地・沿道商業地>

- にぎわいや楽しさを演出するデザインを工夫するとともに、けばけばしい色彩は避け、品格のある建築物等とする。

<鉄道駅、中央自動車道 IC 周辺>

- まちや地域の玄関口にふさわしい景観を形成するため、建築物等の地域らしい個性あるデザインの工夫、樹木等による修景、景観阻害につながる工作物等の抑制を図る。

⑥その他

<水辺>

- 水辺に面する場合、自然素材の活用や落ち着いた色彩の使用など、水辺の景観に違和感を与えない形態や意匠を工夫する。
- 水辺に面する部分の積極的な緑化を図る。

<歴史・文化的資源>

- 歴史・文化的資源と調和した素材の活用や落ち着いた色彩の使用など、周辺の景観に違和感を与えないよう形態や意匠を工夫する。
- 歴史・文化的資源に面する部分の積極的な緑化や設備類を露出しないなどの配慮をする。

注) *景観ゾーンについては第3章の③エリア別景観形成方針を参照下さい。

2 景観形成地域における建築物等の景観形成基準

(1) 山岳高原景観形成地域

1) 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの (特定区域については、高さ10mを超えるもの)
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
		事業用太陽光発電施設 (建築物へ設置するものを除く。)	出力10キロワット以上のもの
土地の形質の変更		行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの	

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、次のような場合は、届出の必要はありません。

- ① 行為の場所が、自然公園、河川区域、国・県指定の文化財などの指定地域（それぞれの法令に基づいた許認可や届け出が必要）で行う行為
- ② 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ③ 建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ④ 木竹の伐採のうち以下の行為
 - ・ 農業又は林業を営むために行う行為
 - ・ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑤ 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ⑥ 土地の形質の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ⑦ 地盤面下又は水面下における行為
- ⑧ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑨ 国、地方公共団体が行う行為（届出対象行為に関しては事前に通知が必要）
- ⑩ 景観形成地域指定のとき、既に行為に着手している行為

2) 景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	<ol style="list-style-type: none"> 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や山なみの良好な眺望が得られる場合には、これらを生かせる配置とする。 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないよう努める。 敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するものとする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。 建築物の高さは13m以下とする。 敷地は500㎡以上を基本とし、やむを得ない場合はできる限り500㎡に近い面積とする。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。
	外観	<p>規模</p> <ol style="list-style-type: none"> 周辺や背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見などにより、景観形成上支障がない場合についてはこの限りでない。 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の樹林を超えないようにする。 周辺の山々の眺望を出来るだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 <p>形態意匠</p> <ol style="list-style-type: none"> 周辺の山々の背景となる山なみのスカイライン、防風林等の樹林、周囲の建築物等の形態との調和に努める。特に周囲にまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落地などの街路景観の整っている地域については、隣地や周辺との連続性に十分配慮する。 屋根の形状は原則として勾配屋根で適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景の山なみや周辺の建築物等との調和に努める。 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をする。 屋外階段、ベランダ、配管類等の付帯設備は露出させないような工夫や、建築物本体や周辺景観との調和を図る。 壁面等は大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮する。 周辺の基調となる建築物、工作物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫をし、周辺との調和を図る。 <p>色彩等</p> <ol style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地、集落の景観に調和した色調とする。 <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)、又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。なお、清里駅前景観形成ゾーンについては、彩度、明度の基準は適用しないものとする。 使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。 <p>材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできる限り用いるものとする。 周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れた材料を使用する。 鏡面等の反射光の強い素材は極力用いないよう努める。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 敷地境界には樹木等を活用し、フェンスや塀等による場合は出来るだけ低くして、自然素材を用いる等、周辺景観と調和するように配慮する。特に現状において生垣が形成されている集落沿道内では、やむを得ない場合を除き生垣とする。 駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。 既存の樹木は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かす。 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地等、又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするように努める。 できる限り敷地の30%以上の緑地面積を確保する。ただし、清里駅前景観形成ゾーンは除く。
	その他	<p>神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。</p>

②工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	1. 地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。 2. 生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用い、これにより難しい場合は、これに準じたものとする。 3. できるだけ低くし、形状、意匠、色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナ*の類	1. 位置は、山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。 2. 電線・アンテナの類はできる限り共架に努め、電柱・鉄塔類の数をできるだけ少なくする。 3. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 4. 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 5. 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽などにより遮へいし、目立たないようにする。 6. 鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するものとする。 7. 高さは30m以下とする。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のため、自然環境に配慮しつつ樹木等との必要な離隔距離を確保しなければならないもの又は市長が景観形成のための組織の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りではない。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	山岳や高原、樹林、農地、集落や家並みなど周辺や背景となる景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものとする。 1. 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。 2. 高さは、周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	3. 形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4. 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。
	事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）	1. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 2. 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。 3. 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。 4. 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。 5. 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。 6. パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。 7. 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。 8. 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。 9. 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景すること。

注) * PHS用携帯アンテナについては、今後需要の減少に伴って残置が予想されるため、電柱等に設置されたアンテナ設備については、今後段階的に撤去していくことを指導する。

③開発その他の行為

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の形質変更は必要最小限に抑えるものとする。 2. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3. 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5. 残地に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6. 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1. 掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2. 掘採等にあたっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3. 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<ol style="list-style-type: none"> 1. 位置は、道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 2. 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3. 敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4. 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2) 田園集落景観形成地域

1) 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。

【届出の必要な行為の概要】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 13m* 又は行為部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 13m 又は床面積の合計が 500 m ² を超えるもので、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 3m を超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15m を超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ 13m を超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 13m 又は築造面積 500 m ² を超えるもの
		事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）	出力 10 キロワット以上のもの
土地の形質の変更		行為面積が 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 3m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 5m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ 5m 又は面積 1,000 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積が 300 m ² を超えるもの	

* 建築物の高さについては、北杜市まちづくり条例に定める建築物の基準で、13m を超える高さの建築を可能とする地域に限る。

【届出が不要な行為について】

届出を必要とする行為であっても、次のような場合は、届出の必要はありません。

- ① 行為の場所が、自然公園、河川区域、国・県指定の文化財などの指定地域（それぞれの法令に基づいた許認可や届け出が必要）で行う行為
- ② 非常災害のために必要な応急措置を行う行為
- ③ 建築物や工作物で、仮設の場合や外観の変更を伴わない改築
- ④ 木竹の伐採のうち以下の行為
 - ・ 農業又は林業を営むために行う行為
 - ・ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行う行為
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ⑤ 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- ⑥ 土地の形質の変更で、宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ⑦ 地盤面下又は水面下における行為
- ⑧ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑨ 国、地方公共団体が行う行為（届出対象行為に関しては事前に通知が必要）
- ⑩ 景観形成地域指定のとき、既に行為に着手している行為

2) 景観形成基準

① 建築物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準								
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	配置	<ol style="list-style-type: none"> 敷地の許す範囲内で、道路・隣地境界線からできるだけ後退し、沿道及び隣地相互に空間を確保する。 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木又は河川、水辺等がある場合や山なみの良好な眺望が得られる場合には、これらを生かせる配置とする。 建築物はできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望を阻害しないよう努める。 								
	外観	<table border="1"> <tr> <td>規模</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 周辺や背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見などにより、景観形成上支障がない場合についてはこの限りでない。 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然環境、田園景観との調和に努める。 周辺の山々の眺望を出来るだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 </td> </tr> <tr> <td>形態意匠</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 自然と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周囲の景観との調和に努める。 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な感じを与えない意匠とする。 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。 </td> </tr> <tr> <td>色彩等</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地、集落の景観に調和した色調とする。 <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)、又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。 </td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできる限り用いるものとする。 周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れた材料を使用する。 鏡面等の反射光の強い素材は極力用いないよう努める。 </td> </tr> </table>	規模	<ol style="list-style-type: none"> 周辺や背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見などにより、景観形成上支障がない場合についてはこの限りでない。 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然環境、田園景観との調和に努める。 周辺の山々の眺望を出来るだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 自然と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周囲の景観との調和に努める。 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な感じを与えない意匠とする。 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。 	色彩等	<ol style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地、集落の景観に調和した色調とする。 <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)、又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。 	材料	<ol style="list-style-type: none"> 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできる限り用いるものとする。 周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れた材料を使用する。 鏡面等の反射光の強い素材は極力用いないよう努める。
	規模	<ol style="list-style-type: none"> 周辺や背景となる景観との調和に努める。ただし、周辺の状況並びに市長及び地元住民による景観形成のための組織の意見などにより、景観形成上支障がない場合についてはこの限りでない。 個々の建築物等の規模、高さは極力抑え、周辺の自然環境、田園景観との調和に努める。 周辺の山々の眺望を出来るだけ阻害しないようにするとともに、周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 								
	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 自然と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。 屋根の形状は勾配屋根とするなど、周囲の景観との調和に努める。 外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、できるだけ突出感や乱雑な感じを与えない意匠とする。 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。 								
	色彩等	<ol style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林農地、集落の景観に調和した色調とする。 <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、原則として彩度は2以下とする。ただし赤系(R)、黄系(Y)、又は橙系(YR)の色相で、明度が4以下のものについては、彩度を4以下とする。 使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないよう留意する。 光源で動きのあるものは、原則として避ける。 								
	材料	<ol style="list-style-type: none"> 外観及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料はできるだけ避け、地域特有の材料や天然の材料をできる限り用いるものとする。 周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れた材料を使用する。 鏡面等の反射光の強い素材は極力用いないよう努める。 								
緑化	<ol style="list-style-type: none"> 道路及び隣接地から後退してできる空間並びに敷地の周囲及び内部は、極力緑化に努める。 既存の樹木は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かす。 使用する樹種は、周辺の樹林や緑地等、又は道路等の公共空間と調和した地域の風土にあったものとするよう努める。 建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮する。 できるかぎり敷地の20%以上の緑地面積を確保する。 									
その他	<p>神社、寺院、遺跡等の文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。</p>									

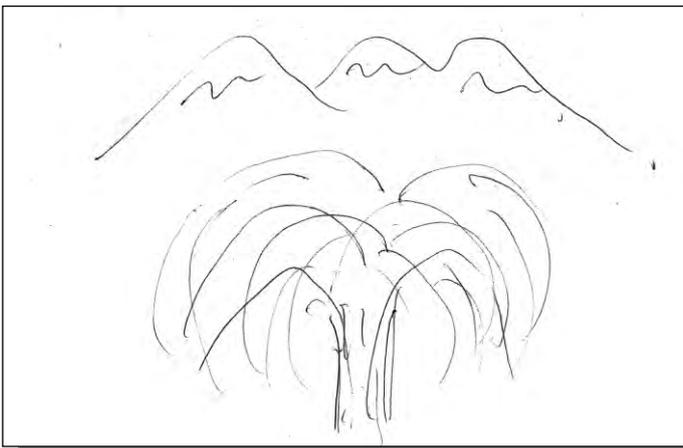
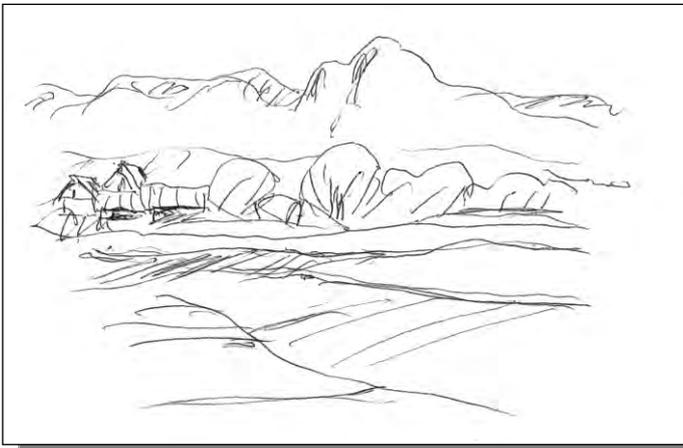
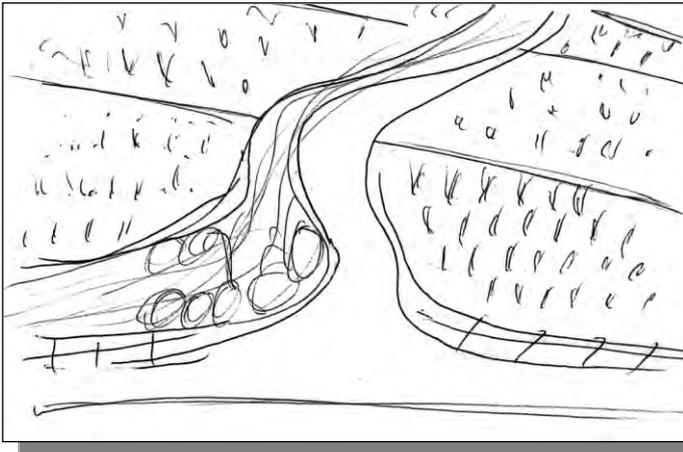
②工作物

行為の種類	配慮項目	景観形成基準
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	垣、さく、塀の類	1. 地域特性を勘案して周囲の景観に配慮する。 2. 生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用い、これにより難しい場合は、これに準じたものとする。 3. できるだけ低くし、形状、意匠、色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。
	電線類、電柱、鉄塔、アンテナ*の類	1. 位置は、山岳の景観に配慮し、高さは周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。 2. 電線・アンテナの類はできる限り共架に努め、電柱・鉄塔類の数をできるだけ少なくする。 3. 形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。 4. 色彩については、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 5. 鉄塔、アンテナの類は、道路等その他公共の場から見えにくいよう植栽などにより遮へいし、目立たないようにする。 6. 鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するものとする。
	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	山岳や高原、樹林、農地、集落や家並みなど周辺や背景となる景観を損なわないことを基本として、建築物に準じたものとする。 1. 位置は、道路及び隣地からできるだけ後退させる。 2. 高さは、周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。
	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	3. 形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 4. 色彩、材料、敷地内の緑化等は、建築物に準じるものとする。
	事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)	1. 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 2. 太陽電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。 3. 太陽光発電施設等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。 4. 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。 5. 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材は低反射のものを使用する。 6. パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。 7. 尾根線上、丘陵地又は高台などへの設置は避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように土地の形状変更は最小限にとどめ、周囲への景観に違和感のないように配慮すること。 8. 歩行者及び周囲の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、植栽などにより修景すること。 9. 主要な眺望点や主要な道路から見た場合に、茅ヶ岳・瑞牆山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳及び富士山などへの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景すること。

注) *PHS用携帯アンテナについては、今後需要の減少に伴って残置が予想されるため、電柱等に設置されたアンテナ設備については、今後段階的に撤去していくことを指導する。

③開発その他の行為

行為の種類	景観形成基準
土地の形質の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の形質の変更は必要最小限に抑えるものとする。 2. 周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 3. 法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 4. 擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。 5. 残地に現存する樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 6. 形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1. 掘採等は必要最小限に抑えるものとする。 2. 掘採等にあたっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 3. 掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<ol style="list-style-type: none"> 1. 位置は、道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 2. 積み上げにあたっては、できるだけ低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 3. 敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 2. 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。 3. 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 4. 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。



●掲載の絵は、平成19年7月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。

第5章

景観資源等の質的向上に関する事項

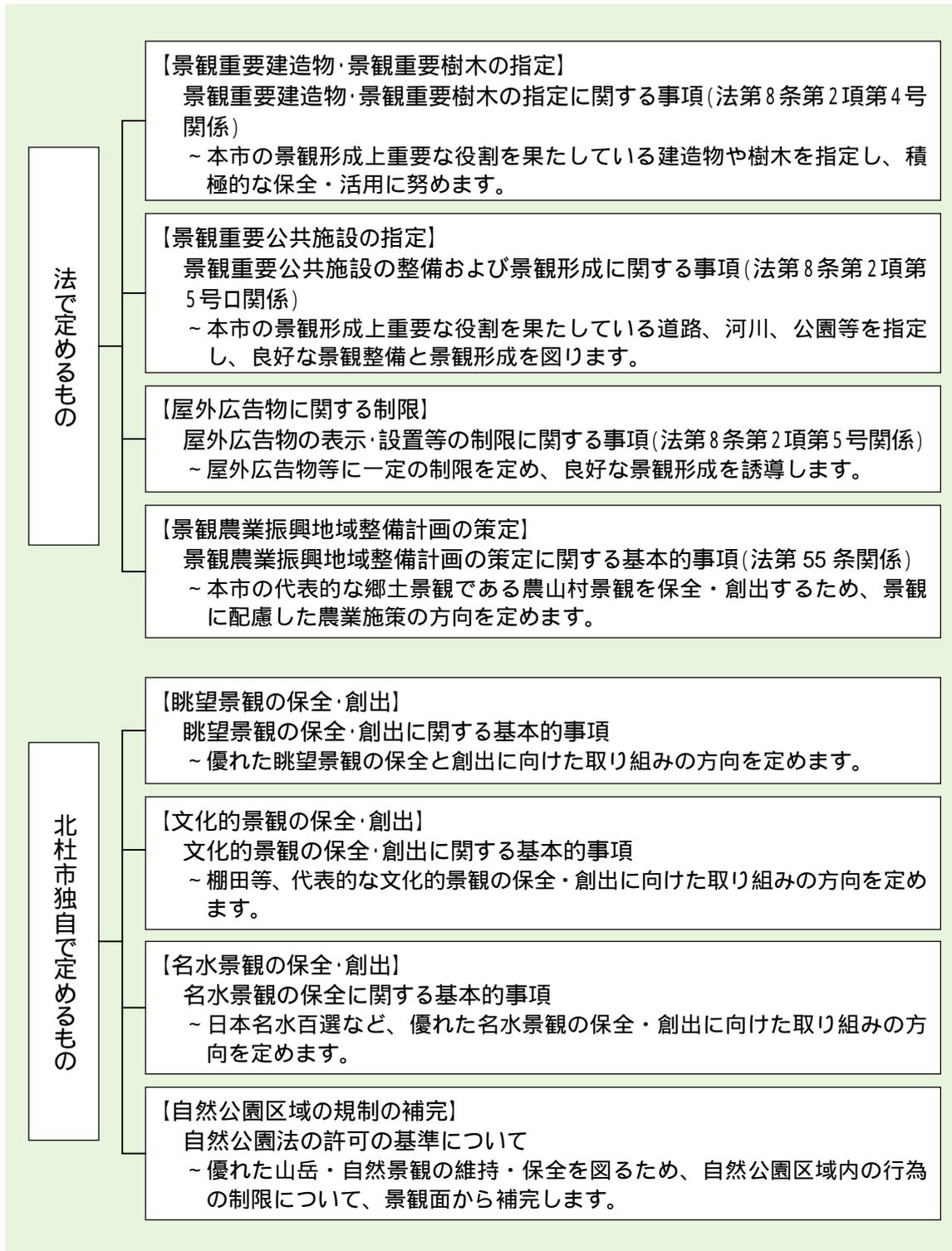


第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

本市で定める事項

優れた景観の保全と景観資源の質的向上を図るため、北杜市では、第4章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

景観資源等の質的向上に向けて定める事項



1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を生かした景観形成を図るためには、市内に点在する特徴的な景観資源の保全と積極的なまちづくりへの活用を図ることが大切です。

このため、市内の建築物・工作物（以下「建造物」）および、樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、景観資源の保全と隣接地など、周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「まちづくり審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

景観重要建造物(建築物、工作物)

市内には、文化財に指定されている歴史的建造物以外に、古民家や蔵等の歴史的建造物や個性的な美術館など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

指定基準

外観について優れたデザインをもち、地域のランドマーク、シンボルとなっているもの
北杜市、地域の歴史、文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高いもの
多くの市民、観光客等に愛され、親しまれているもの
今後の良好な景観形成のお手本となるもの

景観重要樹木

市内には、文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから市民等に親しまれ、地域のシンボル、地域景観を特徴づけている桜などの大木、古木が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

指定基準

その樹容(規模、樹形等)から地域のランドマークとなっている大木・古木など
地域の歴史や文化を感じさせる樹木で、保全していく必要性の高いもの
多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている樹木
アイストップとなっている樹木など、景観形成上重要な役割を果たしているもの

注) * 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」については、文化財のように歴史的価値・文化的価値のみならず、景観形成に果たしている役割からも判断しています。新しいものであっても、それが地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

文化財保護法による指定文化財（歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等）以外で、景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木等については、本計画において「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定します。

今後指定されると、所有者および管理者には管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については市長の許可が必要となります。

2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項

(法第8条第2項第5号口関係)

(1) 基本的事項

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、地域の特性に応じた整備を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本市の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川等）について、次のような指定基準に基づき、公共施設管理者との協議・同意のうえ、「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針と占用許可等の基準を定めます。

(2) 指定に関する事項

本市の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川等）については、次の指定基準に基づき、「景観重要公共施設」として指定します。本計画では、この基準に基づき下記に示す施設を景観重要公共施設として定め、指定に向けて公共施設管理者との協議を進めます。

なお、景観重要公共施設の指定に際しては、公共施設管理者と十分な協議を行い、随時追加指定できるものとします。

指定基準

優れた眺望を有する公共施設
多くの市民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
線状に広がり骨格的な風景を形成している道路や河川等

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

景観重要公共施設

景観重要道路

< 茅ヶ岳・みずがき山エリア >

農道茅ヶ岳広域農道号線・市道須玉明野線（茅ヶ岳広域農道）、（主） 葦崎増富線

< 八ヶ岳南麓エリア >

（主）北杜富士見線（八ヶ岳高原ライン）、（主）北杜八ヶ岳公園線（清里高原道路を含む）、（主）茅野北杜葦崎線（七里岩ライン）、（主）長坂高根線、県道小荒間長坂停車場線、市道東1級40号線・市道大井ヶ森12号線・市道上野原2号線・八ヶ岳広域農道（レインボーライン）、市道下念場朝日ヶ丘線（清里牧場通り）、市道清泉寮線（ポール・ラッシュ通り）、国道141号

< 甲斐駒ヶ岳エリア >

市道名水公園線（べるが通り）、市道台ヶ原～宿中線・市道金ノ手台ヶ原宿中線（旧甲州街道）、県道横手日野春停車場線、県道駒ヶ岳公園線、甲斐駒ヶ岳広域農道

景観重要河川

釜無川、須玉川、塩川、川俣川、本谷川、尾白川、神宮川、大武川、石空川、みずがき湖、清里湖

< (主) 茅野北杜葦崎線日野春駅付近の景観整備 >



・ 現況



・ 整備後のシュミレーション

(3) 整備方針に関する事項

指定された景観重要公共施設については、次の整備方針に基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

具体的には、今後、「(仮称)北杜市公共施設デザインガイドライン」や「(仮称)北杜市公共サイン計画」を策定し、これに基づいた公共施設整備を進めていきます。

景観重要公共施設の整備方針

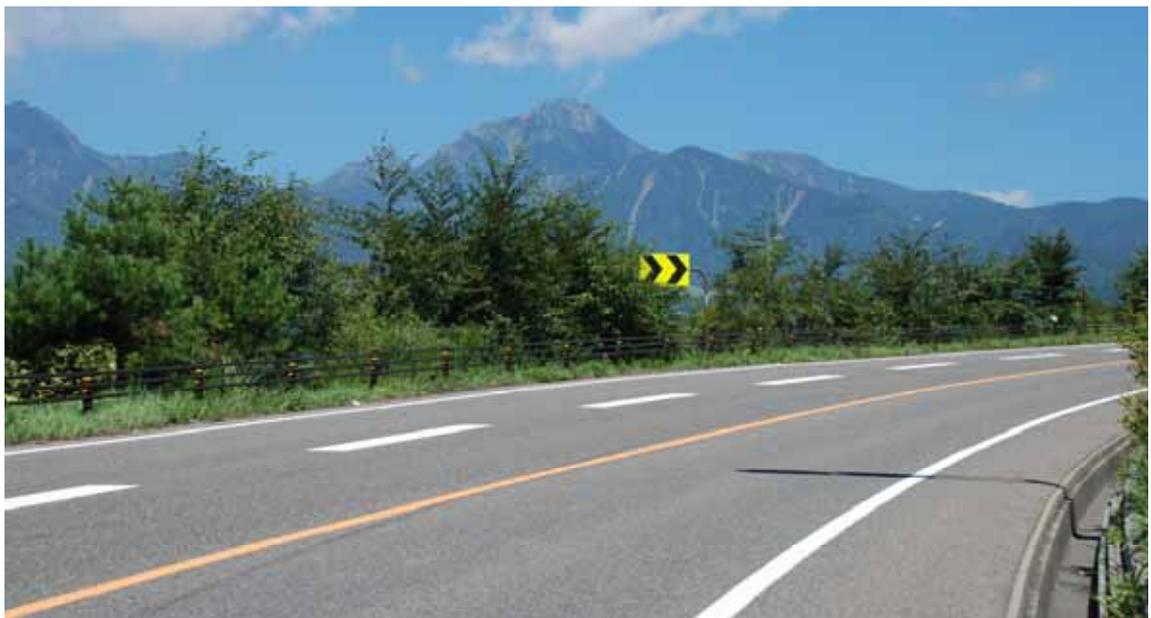
景観に配慮した工作物・構造物の整備
 ・道路:歩道舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・のり面、ストリートファニチャー等
 ・河川:護岸、水辺空間、管理道路、河川占有物(標識その他)
 ・公園:各種工作物
 統一感があり、美しい公共サインの設置(北杜市公共サイン計画の策定)
 眺望に配慮した工作物の設置
 眺望場所の整備
 地域の特性に応じた道路や河川の緑化推進および適正な維持管理
 道路や河川のビスタ*の配慮
 屋外広告物の適正な規制・誘導
 周辺の良い既存樹林地の保全

(4) 占用等許可の基準について

景観重要公共施設の占用にあたり、占用許可等の基準を次のように定めます。なお、景観計画が施行される以前の既存の工作物等、または、地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこのかぎりではありません。

占用許可の基準について

区分	根拠法	許可の基準
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準	工作物の形態・意匠については周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または、第6条第1項若しくは第3項の許可の基準に準じる	
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準	



・(主)北杜八ヶ岳公園線(清里高原道路)

注) * ビスタとは、両側に並木や建築物などが並んだ場合などのように正面に向かって奥行き深い眺めのこと。「通景」や「見通し景観」などともいいます。

3 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第5号関係)

(1) 基本的事項

近年、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しており、本市の良好な景観を阻害する大きな要因になっています。

屋外広告物は、市民や観光客等に多くの情報を与えたり、商業地、観光地などのまちなみににぎやかな印象を与えたりといった効果がありますが、広告看板類が増え、無秩序に設置されている現状を改善し、良好な景観形成を図るため、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為について一定のルール（制限）を定める必要があります。

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日、改正・施行）に基づき、適切な規制誘導を行っており、当面は、県条例の周知と積極的な活用を図ります。

今後は、本計画に基づき、屋外広告物法に基づく「(仮称)北杜市屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて地域の実情に即した規制誘導を行っていきます。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為に関する基本的な制限事項を次のように定めます。具体的な規制誘導は、今後制定する「(仮称)北杜市屋外広告物条例」に基づいて行いますが、それまでの間は、「山梨県屋外広告物条例」によるものとしします。

基本的な考え方

屋外広告物等については、次の設置基準により適切な規制・誘導を図ることとし、良好な眺望場所や主要な幹線道路沿い、公園や景勝地など人が集まり人目に触れることの多い地域の周辺においては、著しく周辺景観に不調和なもの、目立つものとならないよう十分な配慮を行うこととします。

屋外広告物設置基準

項目	設置基準
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の周辺など、良好な景観の維持保全を図る必要が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数に留めるとともに、山なみ等の眺望や道路の快適な見通しの保全、周辺の景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合、必要最小限度の設置個数に留める。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路交差点付近の複数の野立て看板広告物等については、コンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、その足回りの修景や緑化に努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明機器は必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

(1) 基本的事項

広大な山岳や森林に囲まれた農山村景観は、本市を代表する郷土景観となっています。

古代の放牧、江戸時代の新田開拓など、長い歴史と人々の暮らしや営みを背景に、各山麓地域には、酪農・牧草地、水田や野菜畑、果樹園などの農地が広く分布し、その中に大小の集落地が形成され、山岳、森林、里山、農地、集落地が一体となって本市特有の美しい農山村景観を形成しています。

本市の重要な風景資産である農山村景観の維持・保全と良好な景観の創出、良好な営農条件を確保するために、既定の「北杜市農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、「北杜市景観農業振興地域整備計画」*の策定を検討します。

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、農山村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

- 県内最大の酪農地帯を誇る採草放牧地の景観
- 各山麓地域に広がる眺望に恵まれた水田を主体とした田園景観
- 顕著な河岸段丘や山間に形成された特徴的な農山村景観
- 里山と一体となった棚田や段々畑の特徴的な農山村景観
- 歴史性ある水路や水門、樋門などのかんがい施設をもつ農山村景観
- 耕作放棄地が多く分布し、景観的な対策が望まれるところ など

景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関すること

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や耕作放棄地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めます。

景観農業振興地域の区域における整備、開発および保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
（景観に配慮した農道、農業用水路等、景観上必要な整備に関する事項や基準など）
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
（耕作放棄地等に対する基盤整備や有効活用に関する事項など）
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
（農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など）

注) * 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。また、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

5 その他、北杜市独自で定める事項

前述の4つの法で定める事項以外に、本市では、次の事項を定めます。

(1) 眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

本市の優れた眺望景観は、「北杜市らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、市民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

良好な景観の形成を推進し、地域の活力をより高めていくためにも、優れた眺望景観を維持・保全し、さらにその印象と魅力を高めていくことが必要です。

このため、景観形成の基本方針を踏まえ、優れた眺望景観の保全・創出に向けた次のような取り組みについて検討します。

眺望景観の保全・創出計画の策定

本市の優れた眺望景観の保全・創出を図るため、次のような内容の「(仮称)北杜市眺望景観保全・創出計画」の策定に向けた取り組みを進めます。

計画において定める事項等

- 優れた眺望景観を形成する必要がある地域等（視対象、眺望場所など）
- 優れた眺望景観の保全・創出に関する方針
- 優れた眺望景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 眺望景観保全地域および特別地域の指定
- その他優れた眺望景観の保全・創出に関する必要な事項

優れた眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの推進

良好な眺望場所(ビューポイント)の選定

市民からの公募、フィールドワーク等の市民参加イベントなどにより、市内の優れた眺望場所を選定し、各々の各眺望場所について、眺望景観の保全・創出の方針を定めます。

これらの優れた眺望場所については、今後、必要に応じて、順次追加していきます。

良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望小広場の整備、案内板・サイン等の設置など、魅力の向上を図るとともに、電線、広告・看板など景観を妨げる要因について必要に応じて改善を図ります。

建築物等の配慮事項

優れた眺望景観の保全・創出を図るため、良好な眺望場所周辺の建築物等については、第4章「良好な景観形成のための行為の制限事項」に定めた基準と併せ、特に次の事項に配慮することとします。

眺望に対する建築物等の配慮事項

項目	配慮事項
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう、特に配慮する。 ○ 眺望場所ごとに定める眺望景観の保全・創出の方針を踏まえた形態意匠とする。 ○ 壁のような建築物が建つことで圧迫感を与えないよう、建築物は長大な壁面を見せないようにする。 ○ 屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景する。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根は、極力陸屋根は避け、勾配屋根とする。 ○ 屋根の形態は、周辺の景観との調和に配慮する。 ○ 屋根の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の色彩は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

本市を代表する農山村景観は、古代から続く放牧の歴史や江戸時代の新田開拓の歴史など、永い年月と人々の暮らしや営みのなかで形づくられたものであり、現在でも、その名残を感じさせてくれます。

次のような本市を代表する文化的景観については、文化財保護法第2条第1項第5号で掲げる「文化的景観」と位置づけ、「重要文化的景観」の選定・登録に向けた具体的な検討を進めます。

本市を代表する文化的景観

- 古くから営まれてきた代表的な採草放牧地の景観
- 新田開発の歴史を物語る水路や堰、ため池と一体となった田園景観
- 急峻な地形を切り開いて創られた里山と一体となった棚田の景観 など

<参考> 文化的景観について

近年、開発によって地域の個性が失われていく中で、棚田や里山といった人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観（文化的景観）の重要性が見直されるとともに、その保護の必要性が認識されるようになりました。

このような流れを受けて、平成17年4月1日に施行された改正文化財保護法では、「文化的景観」を文化財の一領域として加え、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第一項第五号）と定義し、重要文化的景観の選定、現状変更の規制等に関する規定が盛り込まれました。

これにより、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が定める景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、保存計画の策定、条例による保護措置などの条件を備えたものの中から、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができるとしています。

(3) 名水景観の保全・創出に関する基本的事項

市内には、環境省により、日本名水百選に指定されている「白州・尾白川」や「八ヶ岳南麓高原湧水群（三分一湧水、女取湧水、大滝湧水）」、平成の名水百選に指定されている「金峰山・瑞牆山源流」、日本の滝百選に指定されている石空川の「精進ヶ滝」をはじめ、数多くの名水と呼ばれる湧水群、川、溪谷、滝、湖等が分布しています。

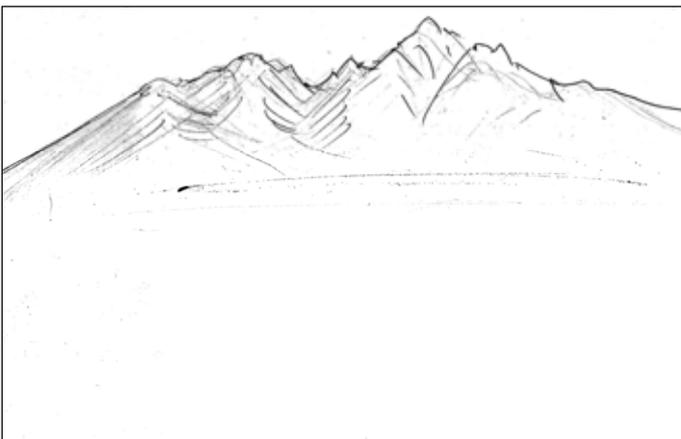
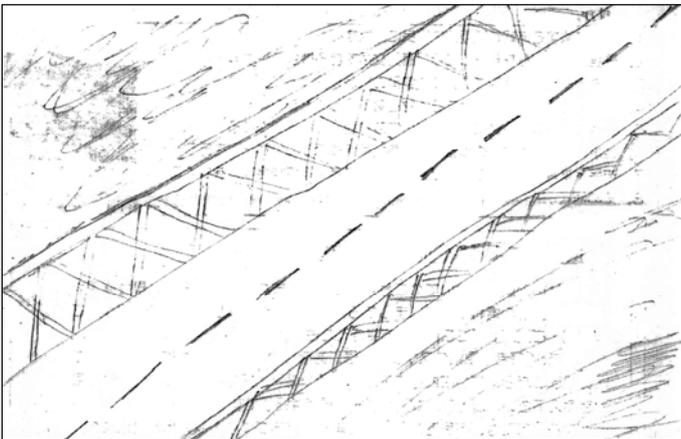
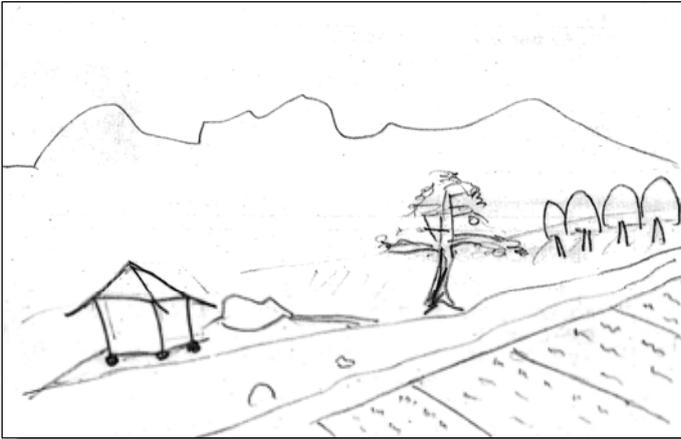
これらの水辺資源は、名水の里として知られる本市の貴重な財産であり、名水のある優れた景観を維持・保全し、その印象と魅力をより高めるため、次のような取り組みを推進します。

- 自然護岸や緑化など、自然や景観に配慮した河川や水路の整備
- 名水の維持・保全
(下水道の整備促進、合併浄化槽の普及、ごみの不法投棄の防止、河川美化活動の推進等)
- 景観に配慮した親水空間の整備や修景など

(4) 自然公園法の許可の基準について

本市では、甲斐駒ヶ岳周辺は、南アルプス自然公園区域および県立南アルプス巨摩自然公園区域に指定されており、茅ヶ岳・瑞牆山周辺は、秩父多摩甲斐国立公園区域に、八ヶ岳周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園区域に指定されています。それぞれの区域ごとに自然公園法に基づく一定の行為の制限がなされています。

本市では、景観計画区域と国立・国定公園の区域が重複しており、今後も良好な景観の維持・保全を図る観点から、自然公園法の許可が必要な一定の行為に関して、工作物の高さや壁面線の統一、屋外広告物等の色彩、意匠、規模等の統一など、必要な上乘せの許可基準について検討します。



●掲載の絵は、平成19年7月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

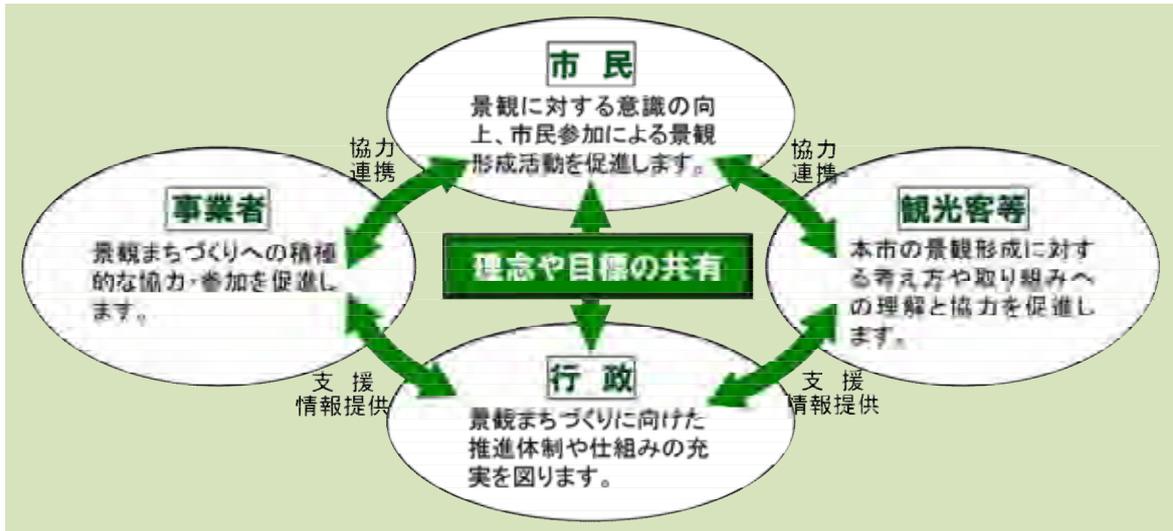
1 基本的な考え方

本計画で掲げた景観形成の理念や目標、景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

**市民、観光客等、事業者、行政など、
多様な人々の協働による景観まちづくりを推進します。**

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や北杜市を訪れる観光客等の来訪者、道路や建物等をつくる事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。一人一人が北杜市の財産である景観の価値を再認識し、計画に掲げた基本理念や目標を共有したうえで、それぞれがお互いの役割を認め合い、できるところから一步一步着実に進めていくことが必要です。先人から受け継いだ北杜市のかけがえのない美しい風景を守り、より美しく生き活きたしたものに育てていくため、市民、観光客等、事業者、行政など、多様な人々の協働による景観まちづくりを推進していきます。

協働による景観まちづくりの考え方



市民、観光客等、事業者、行政の役割

市民は……
自分たちの住むまちをもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人一人が自らできることを自発的に進めていくことが重要です。そうした小さな活動の芽を少しずつ広げ、こうした活動の輪が地域から市全体に広がっていくよう景観に対する意識を高め、積極的な市民参加による景観形成活動に取り組みます。

観光客等は……
本市には、一般の観光客のほか、別荘等の二地域居住者、ボランティアや農業体験、スポーツなど、多様な目的をもった人々が数多く訪れています。こうした来訪者については、本市の景観形成に対する考え方を理解し、積極的に協力・参加に努めます。

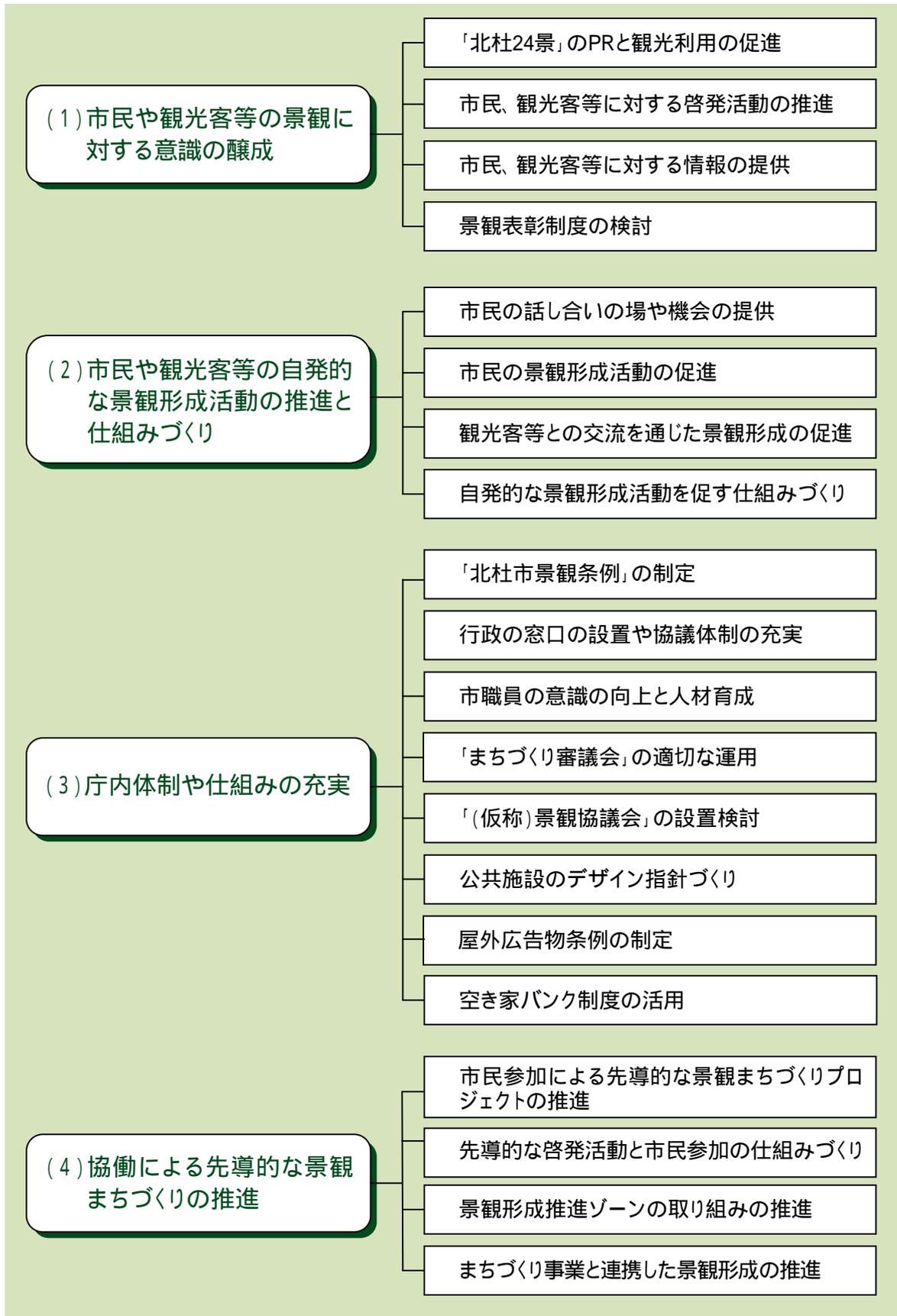
事業者は……
道路等の公共施設の整備、建物の建設に関わる設計、工事関連の企業、工業や商業に携わる企業など、多くの企業（事業者）も、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。企業も景観形成の重要な担い手としての役割を理解し、積極的な協力・参加に努めます。

行政は……
「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進していくため、景観に関する啓発活動、情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、庁内推進体制等の充実を図ります。

2 計画の推進に向けた施策

「北杜市景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

計画の推進に向けた施策の体系



(1) 市民や観光客等の景観に対する意識の醸成

「北杜24景」のPRと観光利用の促進

「北杜24景」は、「誰が観ても美しいと思う風景、眺望」、「歴史・文化面からみた風景」、「自然と人々の生活とが入り交じった様」を選考基準として平成19年10月に選定された本市を代表する風景で、「北杜物語」等の観光ガイドマップで紹介をしたり、北杜24景フォトコンテストを開催するなどPRに努めています。

今後とも、市民や観光客等に対して一層のPRを図るとともに、選定地周辺の景観形成の推進や、積極的な観光利用の促進を図ります。

北杜24景の選定地



市民・観光客等に対する啓発活動の推進

北杜市の景観のすばらしさを市民や観光客等、多くの人に知ってもらい、景観に対する関心を醸成するため次のような啓発活動を推進します。

市民に対する啓発活動の推進

市のホームページの活用（専用ホームページの開設など）、市広報の活用、景観に関するシンポジウム・講演会の開催、山梨フィルムコミッションの活用、景観パンフレット、景観まちづくりガイドブックの作成、まち歩きイベントの開催、地域における住民の話し合いなど、多様な啓発活動を推進します。

観光客等に対する啓発活動の推進

観光客をはじめ、多様な来訪者については、本市の景観形成に対する考え方を理解してもらい、次のような理解と協力を促す啓発活動を推進します。

一般観光客に対しては、今後育成を図る観光ボランティア等を通じて景観のPRを図るとともに、ごみのポイ捨て禁止などのマナー向上に努めます。

別荘等の二地域居住者については、市民と同様の啓発活動を進め、景観形成基準等の地域ルールへの遵守や景観形成活動への参加等、景観形成への協力を促します。

ボランティアや各種の体験イベントに訪れる人々に対しては、地域の交流活動を通じて景観への理解を深め、地域の景観形成活動への参加と協力を促していきます。

市民・観光客等に対する情報の提供

市民に対する情報提供

「北杜市景観計画」や「北杜市景観条例」の内容をはじめ、市民が景観形成活動に取り組む場合、どのように活動を行うのか、市内でどのような活動団体があり、どのような活動が行われているのか、市民が気軽に情報を入手できるよう、行政窓口の設置、市のホームページなどを活用して、情報の提供を図ります。

観光客等に対する情報提供

観光客等についても、市のホームページや観光パンフレット等の活用を図るとともに、今後、観光ボランティア等の育成を図るなどして、景観形成に関わる情報の提供を図ります。

景観表彰制度の検討

市民や事業者等の景観まちづくりを促進するため、優れた取り組み（景観形成活動、景観に配慮された建物、まちかど花壇、庭先の花植え、生け垣など）に対する表彰制度の創設を検討します。

その選定や表彰にあたっては、市民を主体とした審査委員会を設置するなど、市民参加による評価の仕組みづくりを進めます。



・まちかど花壇



・生け垣

(2) 市民や観光客等の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり

市民の話し合いの場や機会の提供

「北杜市景観計画」は、市民で構成される「北杜市景観研究会」により、1年以上にわたって議論を重ね、まとめた「景観まちづくり市民提言」を基に作成しています。

景観アンケート調査からみても、市民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向も高いことが伺えます。

市民参加による景観まちづくりを推進するため、市民懇談会やワークショップの開催など、市民が景観に対して自由に話し合える場や機会の提供を図ります。

市民の景観形成活動の促進

市内では、地域の花植え、草刈り、清掃などの美化活動、植樹活動、まち歩きウォッチング、台ヶ原地区や津金地区などのまちづくり活動など、景観形成に関わる様々な市民活動が行われています。

また、その主体も個人から市民サークル、市外から参加しているボランティア、地域の自治会、商店会、市民団体、企業、NPOなど様々で、今後の景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした市民による景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを促進します。

市民一人一人の身近な景観形成活動の促進

生け垣等の庭先の緑化や花植え、道路や水路などの清掃・美化活動、草刈り、まちなみに配慮した建築物のルールづくりなど、市民一人一人の身近な景観形成活動を促進します。

景観形成活動の育成・支援

市内における既存の景観活動(活動団体や活動内容)を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成・支援を図るため、次ページに示すような市民の「自発的な景観形成活動を促す仕組みづくり」を推進します。

観光客等との交流を通じた景観形成の促進

市内では、「甲斐駒清流ウォーク」をはじめ、様々な交流イベントが行われています。

今後も、農業体験、創作体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの農村交流の促進を図るとともに、観光客をはじめ、本市を訪れる人々が、こうした活動を通じて景観への理解を深め、地域の景観形成活動への参加と協力を促していきます。



・田舎暮らし希望者との交流会(長坂下条の住民活動)



・交流と獣害対策をかねた柿の収穫(文化資源活用協会)



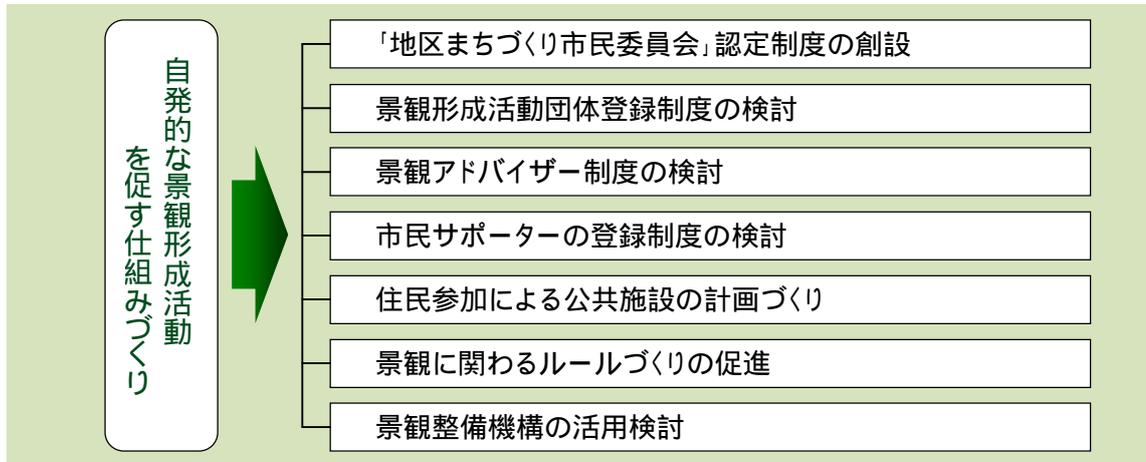
・学生の参画による古民家の再生(文化資源活用協会)



・物置の板の張り替え(八ヶ岳南麓風景街道)

自発的な景観形成活動を促す仕組みづくり

市民の自発的な景観形成活動を促すため、次のような仕組みづくりを検討し、必要に応じて、後述する「北杜市景観条例」または「北杜市まちづくり条例」の中に位置づけます。



「地区まちづくり市民委員会」認定制度の創設

景観形成推進ゾーン等で景観まちづくりの取り組みを行う市民組織については、「北杜市まちづくり条例」に基づき「地区まちづくり市民委員会^{*}」として市が認定し、適切な支援を図ります。

また、組織のあり方については、景観形成推進地区単位、旧町村単位、あるいは、市民発意のまとまりのある地区単位で設置するなど、いくつかの方法が考えられますが、市民の意見を取り入れながら適切な範囲や方法を検討します。

景観形成活動団体登録制度の検討

市内で、どのような団体やグループ等が、どのような活動を行っているか、その活動状況を把握し、既存の市民活動の周知と活動の輪を広げるため、一定の要件を満たす景観形成活動団体の登録制度を検討します。

景観アドバイザー制度の検討

地域の自発的な景観まちづくりに対して、専門家を派遣する「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

市民サポーターの登録制度の検討

地域の景観まちづくりの促進を図るため、景観に対して知識、ノウハウをもつ市民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「(仮称)景観市民サポーター登録制度」の創設を検討します。

市民参加による公共施設の計画づくり

主要な公共建築物や公園、道路等の公共施設の整備にあたっては、地域の景観形成に対する先導的な役割が求められます。公共施設の計画や整備にあたっては、計画の初期段階から市民参加により、場所性を考慮した公共施設の計画づくりに取り組みます。また、後述する公共施設デザインガイドラインについても、市民参加による取り組みを検討します。

景観に関わるルールづくりの促進

地域景観と調和した良好なまちなみを形成していくためには、建物の建て方、生け垣のつくり方などに対して、地域特性に応じた一定のルールが必要です。

景観に関わるルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、その他の法に基づく「緑地協定」や「建築協定」、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがありますが、こうしたルールの活用を促進します。

景観整備機構の活用検討

景観整備機構とは、専門家の派遣、情報提供、相談その他の援助から具体的な景観形成事業まで、幅広く行う景観形成に関わるNPO法人や公益法人などの専門的な組織で、今後の活用に向けて検討を図ります。

注) ^{*}地区まちづくり市民委員会は、「北杜市景観条例」で位置づけられた景観形成推進地区等の景観まちづくりを担う市民組織であり、任意の景観活動団体等とは異なります。

(3) 庁内体制や仕組みの充実

「北杜市景観条例」の制定

「北杜市景観計画」に示す景観まちづくり施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その根拠となる「北杜市景観条例」の制定を図ります。

北杜市景観条例の構成

第1章 総則
目的、定義、基本理念、市民の責務、事業者の責務、観光客等の協力、市の責務、国等に対する協力要請
第2章 景観形成の推進
第1節 景観計画
景観計画の策定等、景観計画区域
第2節 景観形成推進地区
景観形成推進地区の指定等、推進地区における組織
第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木
景観重要建造物の指定等、景観重要建造物の所有者の管理義務、景観重要樹木の指定等、景観重要樹木の所有者の管理義務
第3章 市民との協働による景観まちづくりの推進
市民組織
第4章 景観計画区域内における行為の制限等
届出を要する行為、届出対象行為の届出、事前協議、届出を要しない行為、景観形成基準への適合、特定届出対象行為、指導又は助言、勧告又は命令、届出対象行為に係る通知書、勧告等に従わなかった旨の公表
第5章 表彰と支援等
表彰、支援
第6章 雑則
委任
付 則
施行期日、経過措置

行政の窓口の設置や協議体制の充実

景観行政を担当する専門セクションの設置を行うとともに、市民の景観に対する相談・情報提供の窓口機能の充実を図ります。

また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

市職員の意識の向上と人材育成

景観まちづくりを推進していくためには、景観行政を担う行政職員の意識の向上が必要です。このため、職員研修の充実や地域の景観まちづくりへの職員の参加などを進めます。

「まちづくり審議会」の適切な運用

「まちづくり審議会」とは、学識経験者、市民、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の制定および変更、景観重要公共施設や景観重要樹木の指定、景観形成推進地区の指定、法に基づく勧告や命令など、本市の景観行政やまちづくりに関する事項を審議する機関で、「北杜市まちづくり審議会条例」に基づいて適切な運用を図ります。

「(仮称)景観協議会」の設置検討

「(仮称)景観協議会」とは、法(景観法第15条)に基づく住民・事業者と関係行政機関の協議の場で、景観条例に位置づけ、設置に向けて検討を図ります。

「(仮称)景観協議会」では、景観形成推進地区などの特定地区や景観重要公共施設などの景観づくりに際して、景観行政団体である北杜市をはじめ、必要に応じて公共施設管理者、公益事業者(バス、電気等)、市民活動団体、関係団体(商工会、観光団体、農業団体等)など、多様な立場の関係者が集まって意見調整や協議を行い、良好な景観まちづくりの推進を目指します。この場合、協議会で決めた事柄には尊重義務が生じます。

公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路公園等の、公共施設は、地域の景観を先導する役割を有しているため、次のような公共施設のデザイン指針を作成し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

「(仮称)北杜市公共施設デザインガイドライン」の作成

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計にあたっては、施設の形態・意匠、色彩、素材といった景観上留意すべき事項や、計画の初期段階からの市民参加、場所性を考慮した計画・設計づくりなど、行政や事業者の共通の指針となるデザインガイドラインの策定を図ります。

「(仮称)北杜市サイン計画」の作成

公共および民間の情報案内板、案内サイン、誘導サインなど、統一感のあるサインを計画的に整備、誘導するため、その指針となるサイン計画の策定を図ります。

屋外広告物条例の制定

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」(平成17年7月1日、改正・施行)に基づき、適切な規制誘導を行っています。

当面は県条例の周知と適切な運用を図って行き、一定の実績を積み上げてから、「(仮称)北杜市屋外広告物条例」の制定を図ります。

空き家バンク制度の活用

本市では、市内の空き家等の有効活用を通して、地域活性化を図ることを目的とした「空き家バンク」制度が創設されており、景観形成の観点からも積極的な活用を図ります。

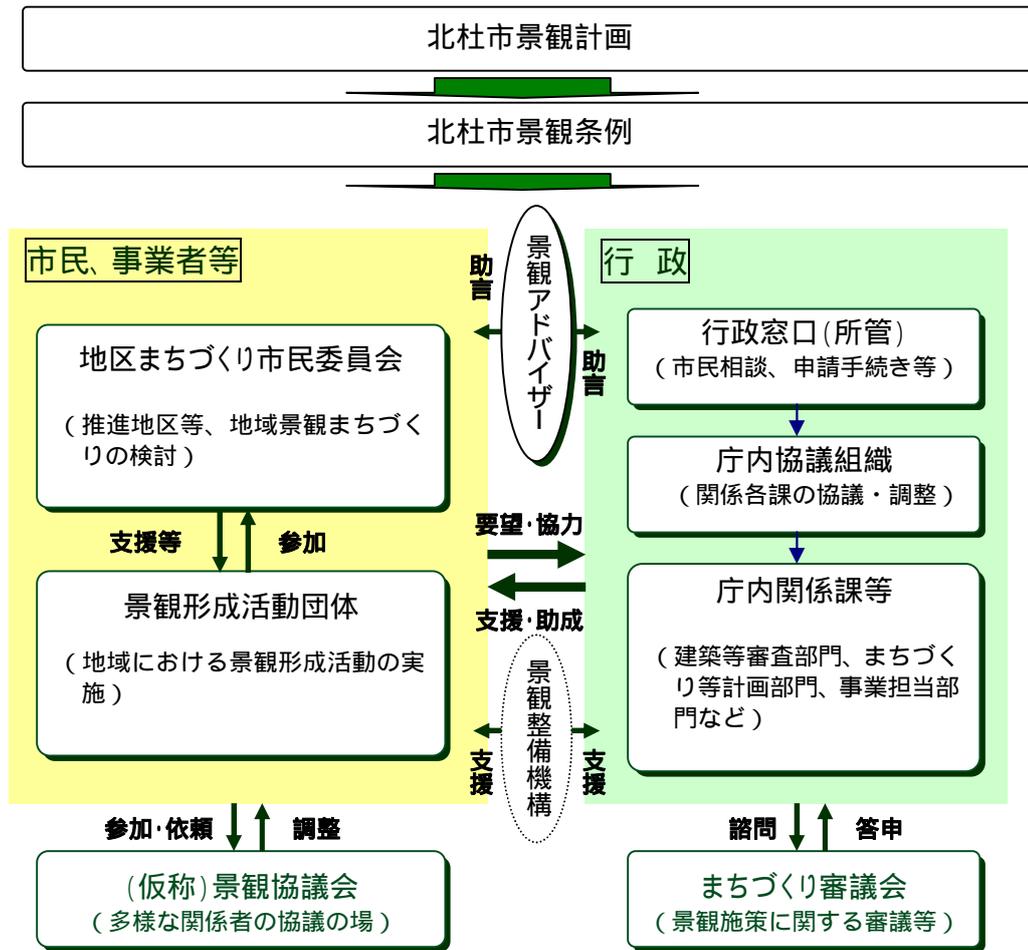
< 参考 > 協働による景観まちづくりの推進体制のイメージ

市民、事業者等と行政の協働による景観まちづくりにあたっては、下図に示すように、市民組織や行政組織の適切な役割分担と相互の協力により、推進を図ります。

市民、事業者等は、「地区まちづくり市民委員会」を中心に、市内の景観形成活動団体等と連携を図り、景観形成を推進します。また、景観まちづくりに際して、問題や課題が生じた場合は、「(仮称)景観協議会」において、関係者間で協議・調整を図るものとします。

行政は、景観の「行政窓口」と「庁内協議組織」、「まちづくり審議会」を中心に、景観行政を推進します。

市民、事業者および市で、専門家の派遣、情報提供、技術的、人的支援から具体的な景観形成事業の実施まで、より専門的、総合的な支援が必要な場合は、「景観整備機構」の活用を検討します。



・市民相談や申請手続き



・市民委員会や地域における話し合いなど



・まちづくり審議会や景観協議会など

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

本計画で掲げた景観形成施策を実現していくためには、長い時間と労力が必要です。

北杜市景観条例が施行される平成23年度から本市の景観行政がスタートしますが、本格的に始動するまでには一定の期間が必要であり、また、多くの試行錯誤も伴うことが予想されます。

景観形成の取り組みを、本格的に軌道に乗せていくためには、できるところから取り組みをはじめ、その成果を目に見える形にしていくことが効果的です。

このため、市民等との協働による先導的な景観まちづくりとして、次のような施策を位置づけ、推進を図ります。

市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

地域ぐるみのまち歩きイベントの開催

市内では、ふるさとを知り、その魅力を再発見するため、市民団体の主催による「まち歩きイベント」がいくつか行われています。まち歩きイベントは、まち歩きや歴史など地域に詳しい人に話を聞くことなどを通じて、地域の魅力を再認識し、景観に対する意識を高めていくためには効果的な方法です。

このため、市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの第一弾として、良好な眺望場所をはじめ、地域の潜在的な景観資源を発掘することを目的とした「(仮称)ふるさとの魅力再発見ウォークラリー」の推進を図ります。

イベントの実施にあたっては、市民からの公募により、実行委員会を設置し、このもとで企画・検討を進めていくなど、様々な方法を検討します。



・地域の魅力を再発見し、景観に対する意識を高めるまち歩きイベント



・高原地域の散策イベント



・景観研究会の散策イベント



先導的な啓発活動と市民参加の仕組みづくり

市民の景観に対する意識や景観まちづくりに対するモチベーション(動機)を高めるため、既に行われていること、今できることを中心に、次のような取り組みを進めます。

啓発活動の推進

景観形成に関する市民意識の啓発を図るため、「北杜市景観計画」のPR、本市のホームページを活用した情報の提供、「北杜24景」のPRと観光利用の促進などを積極的に推進します。

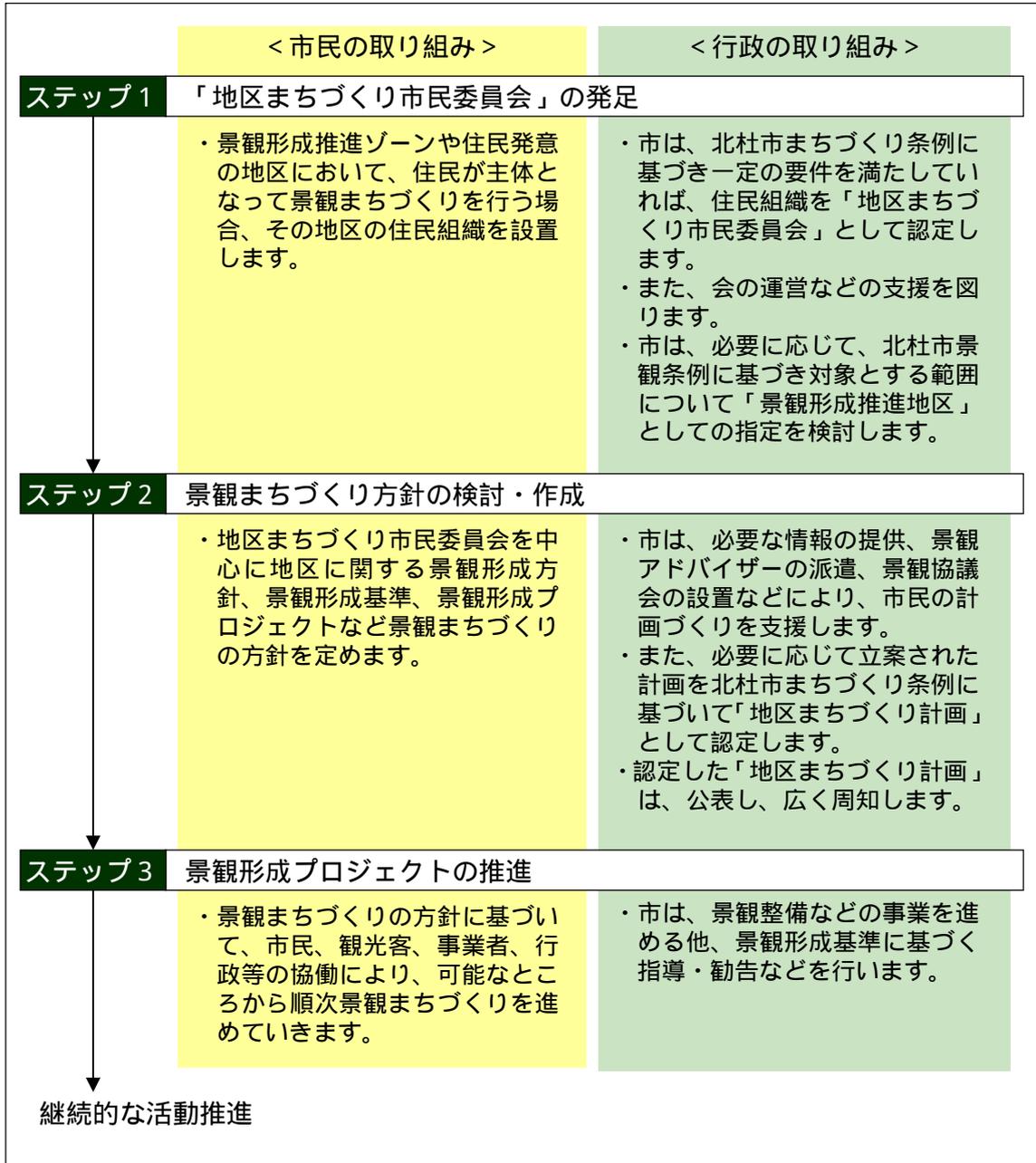
市民参加を促す先導的な仕組みづくり

市民参加による景観形成活動の促進を図るため、先導的に「地区まちづくり市民委員会認定制度」を創設し、積極的に制度を活用します。

「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画で、今後積極的に景観形成を推進すべき候補として取り上げた「景観形成推進ゾーン」については、今後、地域の要請により順次追加していくものとし、前述した「地区まちづくり市民委員会」が発足するなど、住民の意欲が高いところから、次のような手順で具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

「景観形成推進ゾーン」の取り組みの流れ



まちづくり事業と連携した景観形成の推進

現在、市内で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備やまちづくり事業については、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針等に則した事業推進を図るとともに、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。

参考資料



参 考 資 料

1 策定経過

<p>平成 18 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現況調査 ■ 景観調査 	<p>平成 18 年 8 月 □景観の背景調査（北杜市の特性） 〽 □景観構造・景観特性調査 平成 19 年 3 月 □景観資源調査 □景観イメージ調査</p>
<p>平成 19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ アンケート調査 ■ 景観研究会 ■ 課題の整理 	<p>平成 19 年 7 月 ◆景観市民アンケート調査の実施 8 月 ◇広報に記事を掲載（「北杜市景観計画を策定します」） 10 月 ◆第 1 回景観研究会 12 月 ◆第 2 回景観研究会 平成 20 年 1 月 ◆第 3 回景観研究会 2 月 ◆第 4 回景観研究会 3 月 ◇広報に記事を掲載 （北杜市のまちづくり「北杜市景観計画」の策定に向けて）</p>
<p>平成 20 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 景観研究会 ■ 基本方針の立案 	<p>平成 20 年 5 月 ◆第 5 回景観研究会 7 月 ■景観まちづくり講演会 「北杜市の景観まちづくりに向けて」 ◆第 6 回景観研究会 9 月 ◆第 7 回景観研究会 10 月 ◆第 8 回景観研究会 11 月 ◆第 9 回景観研究会 12 月 ■「景観まちづくり市民提言」手交式 平成 21 年 1 月 ○第 1 回庁内検討会 2 月 ●第 1 回策定委員会 3 月 ○第 2 回庁内検討会 ●第 2 回策定委員会</p>
<p>平成 21 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 計画立案 ■ 調整と協議 ■ 計画素案の決定 	<p>平成 21 年 6 月 ○第 3 回庁内検討会 ●第 3 回策定委員会 9 月 ○第 4 回庁内検討会 10 月 ●第 4 回策定委員会 11 月 ○第 5 回庁内検討会 12 月 ●第 5 回策定委員会 平成 22 年 2 月 ●第 6 回策定委員会 3 月 □計画素案の決定</p>
<p>平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調整と協議 ■ 計画の策定 	<p>平成 22 年 4 月 ◆パブリックコメントの実施 8 月 ●第 1 回まちづくり審議会 ◆地区別説明会（8 地区） 10 月 ●第 2 回まちづくり審議会 12 月 ●第 3 回まちづくり審議会 □計画の策定・公表</p>

2 景観研究会の概要と風景づくりへの提言

(1) 景観研究会の概要

1) 景観研究会の目的と進め方

■ 景観研究会の目的

- 「景観まちづくり市民提言」の検討
- 北杜市への市民提言の提出
- 「北杜市景観計画」へ研究会成果の反映
- 策定委員会への研究会成果の提示
- 研究会成果の公開

■ 景観研究会の進め方

- 平成19年10月～平成20年12月計10回開催（提言書提出含む）
- ワークショップ手法による協議
※各回毎の協議のまとめ
- 景観フィールドワークの実施
- 「景観研究会かわら版」の発行

■ 景観研究会検討のエリア区分



■ 景観研究会の経過

第1回 平成19年10月26日（金）午後7時～9時
 テーマ：**大切に思う景観！景観づくりへの私の提案**
 ○市民懇談会の発足 ～「景観計画」とは～
 ●自己紹介とわたしの想い！どんな景観がお気に入り

第2回 平成19年12月4日（火）午後7時～9時
 テーマ：**景観特性を把握し課題を共有しよう！**

第3回 平成20年1月25日（金）午後7時～9時
 テーマ：**ワークショップの方向性を全体で確認しよう！**

第4回 平成20年2月29日（金）午後7時～9時
 テーマ：**景観特性ゾーンや景観構造を考えよう！**

第5回 平成20年5月24日（土）午前9時～午後3時頃
 テーマ：**課題と景観づくりの方向性を再確認しよう！**
 ●景観フィールドワーク

第6回 平成20年7月16日（水）午後7時～9時
 テーマ：**景観づくりの将来像や重点テーマの確認、提案整理**

第7回 平成20年9月4日（木）午後7時～9時
 テーマ：**景観づくりの提案を深め手法・方策を考えよう！**

第8回 平成20年10月16日（木）午後7時～10時
 テーマ：**提案全体を確認し実現に向けた協議を整理しよう**

第9回 平成20年11月27日（木）午後7時～9時
 テーマ：**景観まちづくり市民提言をまとめよう！**

平成20年12月11日（木）午前10時～11時
「景観まちづくり市民提言」の提出

2) 景観研究会メンバー名簿

● 名山と太陽チーム － 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア －



(順不同、敬称略／○印はリーダー)

地区名	氏名
明野町	上野みよ子
	長田 靖
	小泉 徹
	五味 力
	柴山 裕子
	深澤 吉樹
須玉町	○ 明石 益夫
	小尾 義人
	篠原 恵美
	清水 正敏
	中田 威

● 八ヶ岳南麓チーム － 八ヶ岳南麓エリア －



地区名	氏名
高根町	大柴 菊信
	○ 齋藤 一紀
	杉田 正一
	山本 武夫
長坂町	上野 光祥
	坂本 栄男
	堀内 洋子
大泉町	内田 愛子
	東山 正美
	萩原 英二
	原 順子
	諸角 義晴
小淵沢町	伊藤 和智

● チーム・山と水と道 － 甲斐駒ヶ岳山麓エリア －



地区名	氏名
白州町	伊野 恵子
	○ 高垣 直視
	原 誠
	伏見 文雄
武川町	小笠原 長
	齊木 和茂
	鈴木 洋明
	長坂 茂
	武藤 勲男

(2) 景観まちづくり市民提言の概要

1) 景観まちづくり市民提言の提出

－提言にあたって－

北杜市景観研究会は、北杜市の呼びかけにより、平成 19 年 10 月に発足し、平成 20 年 11 月までの約 1 年間に計 9 回の研究会を開催してきました。

景観研究会は、地域や団体等の推薦、公募による 33 名のメンバー、また、山梨大学の学生さんの参加などを得て、景観フィールドワークなども含めワークショップによる協議を進めました。

北杜市は平成 16 年の 7 町村の合併によって誕生し、平成 18 年に小淵沢町との合併を経て現在に至っていますが、市域はとて広く、茅ヶ岳・みずがき山エリア、八ヶ岳南麓エリア、甲斐駒ヶ岳エリアの各エリアにより大きく特色ある風景が内在しています。風土の持つ特色と併せ、一口に「景観」といっても個々にとらえ方や価値観等の相異もあります。研究会は、「どんな風景（景観）が大切なのか、そのために何をしたら良いのか」の想いを基調に、本市の景観をいかに守り・育み・創るかについて、真摯に協議を積み重ね提案づくりを進めてきました。

今後、「北杜市景観計画」の策定や「景観条例」の制定などが予定されています。また、本市の景観に関わる様々な事業を進める際には、この研究会の提案を十分に反映するとともに、1 つずつ実現に向けた取り組みに活用すること、さらに、景観行政の推進と市民の主体的な活動に対し理解と支援を深め、「協働体制」による景観づくりの実行・実現を、提言にあたっての序文とします。

平成 20 年 12 月 11 日
北杜市景観研究会 メンバー一同



・ 景観まちづくり市民提言表紙



・ 景観まちづくり市民提言の発表



・ 景観まちづくり市民提言の発表



・ 景観まちづくり市民提言の提出

2) 景観まちづくり市民提言(抜粋)

■北杜市の景観づくりの理念と目標

●風景づくりの理念

ほくと・美しい風景づくり

先人から受け継いだこの美しい景観資産をみんなで守り、育て、次代に継承していきます

●風景づくりの目標

1. 特徴ある大地の構造と地域の自然・風土・歴史文化に根ざした風景づくりをめざします
2. 本市の魅力を再認識し、それを生かしたおもてなしと活力ある風景づくりをめざします
3. 市民、行政、事業者、観光客等の協働により、愛着と誇りのもてる風景づくりをめざします

■景観づくりに向けた行動指針

今後の北杜市の景観づくりに向けた、次の8つの行動指針を提案します。

■一緒に進めること

- 先人から受け継いできたこの美しい風景をここで損なうことのないよう、今、この風景に生きる一員として次代へ引き継いでいこうという気持ちを強くもつこと
- 今できることは、今やること！ 景観づくりの意識を醸成するためみんなが動き始めること
- 人材育成と継続的な組織を立ち上げ（(仮)北杜市景観づくりを考える会など）、市民と行政等が連携した協働体制の場づくりを進めること
- 景観ガイドラインをつくること

■市民が進めること

- 市民は、地域を見直すなど付加価値を再発見し、共通の価値観を培い景観をみる目を養うなど、景観づくりの意識を高めること
- 市民発意の活動の芽を育み、手を携えながら市民活動をネットワークしていくこと

■行政が進めること

- 行政は、市民発意の市民活動への十分な支援と景観を守り・育む仕組みをきちんと創ること、関連部局との調整や横断的な組織づくりなど景観行政の体制と窓口づくりを進めること
- 景観づくりの実効性を高めるために、地域特性に応じた効率的・効果的なルールや手法を充分検討し、実行に移し導くこと



・景観研究会フィールドワーク風景

■エリア別景観づくりの提案（一部抜粋）

1. 茅ヶ岳・みずがき山麓エリア

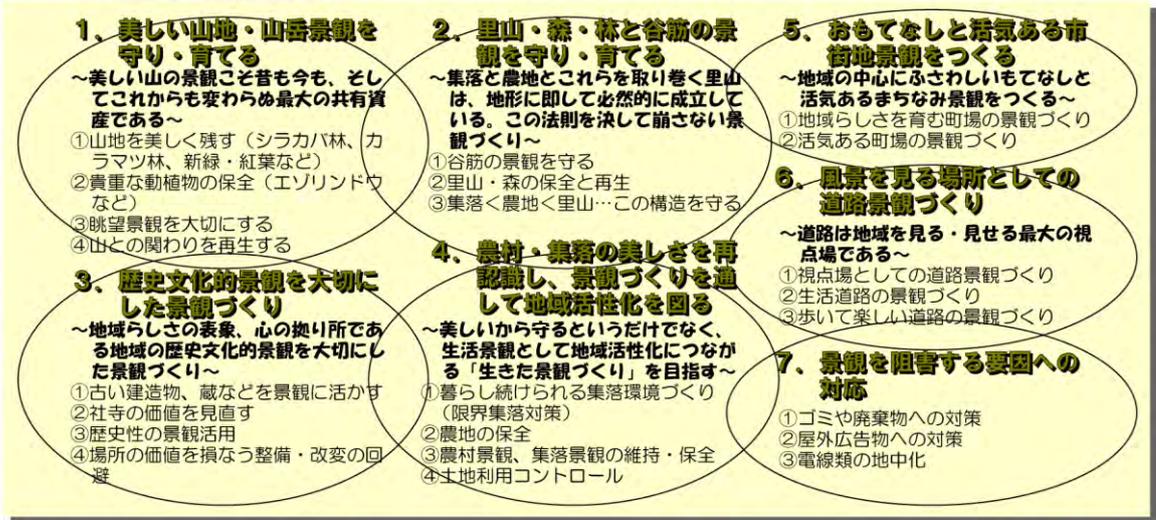
名山と太陽チーム

■景観づくりの将来イメージ・目標

元気な風景づくり

- 地域の人が暮らし続けることができなくては意味がない
- 景観づくりは、表面的な美醜の問題ではなく、住民が地域の美しい景観を誇りに思いながら、幸せに暮らし続けられる良質な生活景観づくりが最も重要である。そして、このような景観は、来訪者にとっても良い景観となるものである。
- 地域の人が元気に景観づくりを行い、景観づくりの成果が地域を活性化させ、地域に活力と文化と幸せをもたらすような「元気な風景づくり」を目指します。

■重点テーマと景観づくりの方向



■景観重点地区と先導的な取り組み

<p>①茅ヶ岳広域農道沿道</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観コントロール（道路付属物の景観整備、電線類の地中化、屋外広告物規制、沿道建物の意匠、自動販売機等の機器類の配置・色彩など） ●街路樹は不要（もし植えるなら自生種とし、維持管理をする） ●付近の森を保全する（安易な伐採、安易な開発を規制する） ●維持管理と交流促進を兼ねた新ツアーの創出（草刈りツアー、手入れツアーなど） 	<p>②若神子～大豆生田周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちなみ景観づくり（沿道建物の形態意匠、古民家・土塀・蔵などを活かした景観形成など） ●道の景観整備（道路付属物の整序、コミュニティ道路の整備、裏道の活用など） ●町場の回遊ルートをつくる
<p>③トレイルルートづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●トレイルルートをつくりながら重点地区を中心に良い景観を結ぶ 	
<p>③津金集落の景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暮らし続けられる集落環境づくり（自然との関わり回復、生業づくり、交流促進など） ●農地の保全（耕作放棄対策、鳥獣害対策、棚田・リンゴ畑等の景観的活用、地産地消など） ●農村景観・集落景観の維持・保全（公共施設の景観配慮、民家の保全策、用水路の景観保全など） 	<p>④増富温泉郷から奥の一体</p> <ul style="list-style-type: none"> ●深谷・山岳景観の保全（獣害対策、松くい虫対策など） ●活性化につながる森づくり（山の手入れ、動物の生息環境づくり、山菜等の自然食など） ●散策ルートづくり（森林浴の道づくり、信仰の道の再生など） ●人材の育成 ●増富温泉の新湯治場づくり ●大平牧場の再生利用

先導的な取り組みのためには、

- ①景観ガイドラインを作成する**
 - 市民も行政も景観を守り・創るためのルールを決めて、お互いを守る
- ②最小限の都市計画の導入**
 - 施設立地や開発そのものに対するコントロール
- ③整合性をもって総合行政として合理的な運用を図る**
 - 市で定めている計画・条例・要綱等の調整

■景観むらづくりの推進と今後の課題

1. 元気な温泉づくりのために

<p>都市農村交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市部との提携を行い、交流を図る。 ○地域づくりの活動を推進・支援する。 	<p>2 地域居住のPR・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○もともと津金がモデルになっている。→もっとPRを！ ○古民家再生と交流ハウスづくり
---	--

○地域を好きになる人が出てくる。
 ○定住者がでてくる。

2. 地域発意の景観むらづくり

- 地域内の活動組織が連携して、景観づくり運動を展開する
- 景観を損なう開発や建築物・構造物に対しては、地域として「ノー」という。（企業も地元へ反対といわれれば、ある程度従う）

3. 景観づくりを担う人を育てる

- 地域にこだわる（愛着と情熱のある）人が大事。
- まちづくり・むらづくりに携わる人を育てる。（人材育成）
- 森や地域をきれいにする事への動機づけ（インセンティブ）を与える。



2. 八ヶ岳南麓エリア

八ヶ岳南麓千一ム

■「北杜市らしさ」とは

- 雄大な山岳景観と豊かで美しい自然景観
- 里山・集落の素朴で心落ちつく景観
- 数多く点在する多彩な眺望景観
- 変幻の四季と風情ある季節景観

■風景づくりの目標

1. 八ヶ岳南麓の美しい自然景観と歴史・風土（文化）に育まれた特徴ある景観を守り、みんなが愛着と誇りをもてる風景づくり
2. 地域の人が元気に景観づくりを行い、その成果が地域を活性化させ、地域に活力と文化と幸せをもたらす元気な風景づくり
3. 住む人も訪れる人もみんなが楽しめる心地よい景観づくり

■重点テーマ

1. 自生樹木の植樹による森（緑）のネットワークとシステムづくり
2. 自然環境に配慮した水辺景観の保全と活用
3. 美しく優れた景観を保全・整備するためのルールづくり
4. 集落景観の修復・保全と農の景観の改善
5. まちなみ景観と道路景観の整備

■風景づくりの方向

1. 良い景観を守り・育てる

～優れた景観の魅力を再認識し、守り、魅力を育てる～

- 1 景観の骨格となる「森と水辺の回廊」を守り、創る**
 - 森の保全と回廊づくり
 - 水辺の景観を守り活かす（河川、水路、湧き水、ため池）
- 2 優れた眺望景観を守り、魅力を高める**
 - 優れた眺望場所（ビューポイント）を発見し、重点エリアを定める
 - 重点エリアの景観を守り、魅力を高める
- 3 特徴的な歴史文化的景観を守り、活かす**
 - 遺跡・史跡等の文化財景観の周知と魅力づくり
 - 潜在的な歴史文化的景観の魅力の発見
 - 歴史資源の顕在化とネットワーク化
- 4 農村景観を守り、魅力を高める**
 - 身近な里山を守る（無秩序な森林伐採の規制、森林の手入れなど）
 - 農の風景を守り、活かす
 - 特徴的な集落地の景観を維持する

2. 良い景観を活かす

～優れた景観資源を観光やまち・郷づくりに活かす～

- 1 観光客など、おもてなしの景観を創る**
 - まちの玄関口の魅力を高める
 - 周辺景観や眺望に配慮した主要道路の景観づくり
 - 自慢の眺望場所を整備し、魅力を高める
 - 主要なまちの拠点のまちなみを向上する
 - 多様な観光拠点や観光スポットの魅力を高める
 - 花とみどりのまち・郷づくり
- 2 景観（観光）資源のブランド化を図る**
 - まち歩きや話し合いを通じた風景の価値と魅力の発見、再認識
 - 創意工夫による景観資源の付加価値やオリジナルの創出
- 3 優れた自然や景観を効果的に活用する**
 - グリーンツーリズム、エコツーリズム、森林環境学習など、都市と農村の交流促進
 - 「リトリート（長期滞在）」や「森の幼稚園」の実践、農業資産の活用など
- 4 景観資源をネットワークする**
 - テーマごとの観光コース、観光ルートの開発
 - 景観に関する既存の市民活動など、人のネットワークづくり
 - 地域の身近な景観ネットワークづくり（ふるさとの散歩道など）
- 5 景観を中心に観光スタイル（楽しみ方）を転換していく**

3. 不気な景観を改善する

～良好な景観を妨げている要因を改善する～

- 1 森の減少・荒廃を防止する**
 - 景観上大切な森や樹木を保全する
 - 無秩序な伐採や開発による森の減少を防ぐ
 - 開墾跡地、伐採跡地の植樹
 - 松食い虫対策等による森林の伐採地の取り扱い
 - 森林の整備や手入れ
- 2 景観を損なう開発や行為を規制する**
 - 景観ゾーンに応じた適切な開発や景観のコントロールを行う
- 3 乱立する看板や標識を適正なルールに基づき規制する**
 - 景観ゾーンに応じた適切な屋外広告物、ならびに通標識、サイン等のコントロールを行う
- 4 耕作放棄地や空き家を有効に活用する**
 - 耕作放棄地の有効活用
 - 空き家、空き店舗等の有効活用
- 5 周辺景観や眺望に配慮した施設をつくる**
 - 周辺景観に配慮した公共施設の整備
 - 周辺景観を阻害する民間建築物に対する一定の規制
- 6 その他の景観を妨げている多様な要因を改善する**
 - ゴミの不法投棄の防止
 - 携帯アンテナ/野立ての自動販売機/水路の汚れ、維持管理/使用済みのマルチ/放置されたビニールハウスなど

■実現に向けて ～この美しい風景を本気で守り、後世に伝えるために！

1. 景観に関するルールをつくる

- 1 景観ゾーンの特性に応じた土地利用や開発のルールをつくる**

～都市計画と連携した土地利用の制限や開発コントロールの実施～

 - 開発行為の規模
 - 最低敷地規模
 - 区画形質の変更
 - 残存樹木率
 - 植樹・緑化について
 - 自然破壊の少ない開発方法の検討
- 2 公共施設のデザインルールをつくる**
 - 景観に配慮した公共施設デザインガイドラインの検討・作成
 - 計画・設計段階における景観チェックの仕組みづくり
 - デザインルールを周知する
- 3 建築物や工作物のデザインルールをつくる**
 - 建物の高さ
 - 建ぺい率、容積率、壁面後退
 - 建物の形態・意匠
- 4 屋外広告物について**

※県条例は有名無実化しており、本市独自のルールが必要
- 5 その他の景観に関するルールづくり**
 - 景観に対するマナーの向上（ごみのポイ捨てなど）
 - ごみの不法投棄の防止
 - その他

2. 行政の景観づくりに対する体制を強化する

- 1 北杜市の景観宣言を！**
 - 美しい風景は北杜市の大切な宝、是非景観宣言を！
- 2 行政の推進体制を強化する**
 - 景観の監視体制やチェック機能の整備
 - 景観コントロールの仕組みの検討
 - 景観づくりの財源確保
 - 景観行政の専門的な窓口と横断的な検討・協議組織を創る
 - 行政職員の人材育成
 - 本市独自の景観条例をつくる
 - 景観特区の指定と景観づくりの試行など
- 3 景観形成に関する支援制度を充実する**
 - 市民の景観形成活動に対する支援制度の検討
 - 古民家保存に対する既存制度（登録文化財）の活用と市独自の認定助成制度の創出を
 - 景観表彰制度の検討など
- 4 景観計画と他法令との併用による効果的な運用方法の検討**
 - 開発コントロールの方法は？
 - 森林や緑の保全方法
 - 屋外広告物に関する法律
 - 文化的景観制度など

3. 景観に対する意識啓発と市民参加の景観づくり

- 1 景観に対する意識改革・啓発活動を展開する**
 - 景観に対するPR、景観に関する啓発活動
 - 「北杜 24 景」の活用、「北杜市景観百選」をつくる
 - 景観コンテストの実施
- 2 市民の継続的な話し合いの場をつくる**
 - 3 地域あるいは旧 8 町村単位の常設の市民組織の設置
 - 自主的な運営が可能となるような行政支援が必要
 - 検討組織を条例で明確に位置づけ、一定の責任と権限を与える
- 3 市民参加による景観形成活動を促進する**
 - 既存の景観形成活動団体を認定し、支援する



■重点プロジェクトの提案 ～できるところからはじめよう

- <重点プロジェクトの考え方>**
- 景観づくりの良いモデル（成果）を目に見えるようにすることが大切！
 - 八ヶ岳南麓エリアの景観づくりを先導する5つのプロジェクト
 - モデル地区（重点地区）を選定し、重点的に取り組む
 - 市民・企業・行政との協働による景観づくりを進める

- <5つの先導プロジェクト>**
- 1 森の再生・回廊づくりプロジェクト
 - 2 水辺の再生・ネットワークプロジェクト
 - 3 優れたビューポイントの保全・整備プロジェクト
 - 4 農村景観再生プロジェクト
 - 5 おもてなしの景観づくりプロジェクト

<景観づくりの進め方>



■景観形成推進ゾーン

<良好な景観を維持すべき重点ゾーン>

<まちの拠点で、景観の改善、向上を図るべき重点ゾーン>

<景観に軸となる主要道路の景観整備と沿道景観の向上>

3. 甲斐駒ヶ岳山麓エリア

テーマ・山と水と道

■景観づくりの将来イメージ・目標

古道の歴史文化と 甲斐駒から広がる風景づくり

—風土を慈しみ、思いやりと深みのある風景をみんなで育む—

■重点テーマと景観づくりの方向

1. 甲州街道の古道を巡る風景づくり

～古道沿いの歴史、伝統・文化、里山の風景、森林・山岳の眺望など風景の付加価値を高め、守り・伝え・活かす景観を創る！～

- ① 街道・古道（旧道）をつなげ・結び風景づくり
 - 街道・古道（武川～台ヶ原～教来石）の宿場町、古民家、歴史・文化のポイント、自然、里山風景を巡るルートをつくる
 - 宿場町の顕在化と連携強化
 - 街道・古道のPR不足が問題
 - 街道・古道の維持・管理
- ② 歩いてまわれるルートづくり
 - 休憩スペース、駐車場整備
 - わかりやすい案内・標示設置
- ③ 街道から広がる眺望を守る
 - 電線類地中化の検討 など
- ④ 街道・古道沿いの資源を活かす
 - 神社・仏閣、古民家・武家屋敷、祭り・伝統行事、水路 など
- ⑤ 景観を阻害する要因への対応
 - 空き家対策、看板 など
- ⑥ 住民活動の継続と支援
 - 景観協定の継続
 - 街道沿いのまちなみ景観づくりのルール、条例検討

2. 甲斐駒を中心とした景観ルートづくり

～甲斐駒から広がる風景のみどころを回遊するルートづくり～

- ① 歩いて巡る散策ルートづくり
 - 桜並木（横手日野春線）、武川ホテル街道、ハイキングコース（滝見台）、オオムラサキ遊歩道 など
- ② ふるさと田園・里山風景を守り・活かす
 - 甲斐駒の風景から広がる川、田園・農地、里山を一つの風景として守る
 - 武川米の郷と田園風景を守り活かす
- ③ 甲斐駒や山々の眺望ポイントを活かす
 - 日野春トンネル、ベルガ通り、富士三景の眺望など
- ④ 名水・清流の活用
 - 尾白川渓谷周辺、大武川親水空間づくり、滝の活用等
- ⑤ 景観上問題となるものの改善
 - 遊休農地・耕作放棄地への対応
 - 山の手入れ・森の手入れ
 - 国道などの沿道景観のコントロール
 - 開発コントロール（別荘地など）
 - ごみの不法投棄対策
 - 屋外広告物、電線・電柱
 - 電柵への対応検討

連携！

■景観づくりで大切な9つの視点

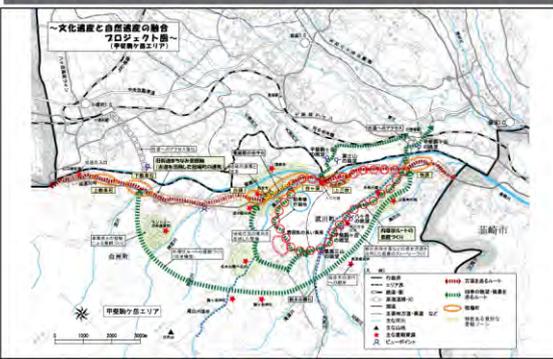
- 培ったものをここで失ってはならない。今防ぐことのできる失いつつあるものにきちんと手をうつこと
- 仕組みづくりと人づくりが両輪で動くこと！
- 住民の合意形成と景観のルールづくりとマナーの徹底、周辺地域との連携を深める
- 景観協定の継続
- 「景観と観光・活性化」のバランスを上手にとる！
- 効果的な広報・PRを！
- 景観コントロール、景観づくりに関わる情報が地域に行き渡り、活動しやすくする
- 花いっぱい活動などのボランティア活動や住民の景観づくり活動が元気になるために！

■地域重点プロジェクト

◆文化遺産と自然遺産の融合プロジェクト！！

テーマ：**住民のチカラとつながりの風景づくり！！**
 歴史的まちなみを守り、景観づくりのバランスをとり、
 なりわいとなる産業を大切に
 知恵とマトを結び融合させた風景づくり！！

- 1 歴史文化的まちなみ：「古道を巡るルートづくり」
 - 台ヶ原宿を核とした古道まちなみづくりを波及させる
 - 「これ以上景観をこわさない！」 魅力を活かして人を呼ぶ
 - 「古道を歩く」シカケづくり
- 2 自然文化的まちなみ：「四季の眺望・風景を巡るルートづくり」
 - 連続性をもった「環状ルート」の風景づくりを進める
 ～甲斐駒、富士山、ハケ岳など山岳眺望と田園・里山風景の融合～
 - 内環状ルート—散策回廊「〇〇〇街道の風景づくり」として、**先行的に風景づくりを進める**
 - 外環状ルート—地域の景観ポイントが連携した将来的な周遊ルートとして風景づくりを進める
 - 名水の里を活かす
 - 「花いっぱい活動」の推進
 - 「遠景」の眺望を守るために「近景」の風景を守る
 - 車から歩いて散策、周遊させるシカケづくり
 - 住む人がつくる「四季の散策・眺望マップづくり」



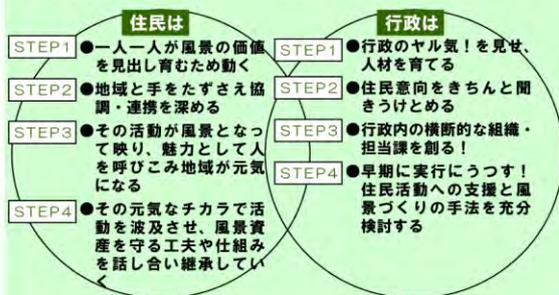
■景観づくりの実現に向けて

風景の付加価値を高め育むために動きは始めるコト！！

- ① 景観資源を守るために住んでいる人が「知るコト！！」、本当に守るものを明確にする
- ② 風景を継承するための人材育成と話し合いの場をつくる（住民も行政も！）
- ③ 無理はしない。できることから始めよう！「これ以上～をしないようにする」の共有と周知・啓発を進める
- ④ 「段階的な風景づくり実現プログラム」を創る（下記のSTEP参照）

■市民と行政の協働の風景づくりに向けたステップ！

<考え方>
 ～風景を慈しみ創造するために、多くの人々が価値観と景観づくりの方向性を共有し、互いの配慮や思いやりを大切にして小さな芽を育む、その歩みよりと協働が風景となってあらわれる景観づくりを実現する～



3 景観計画の策定体制

(1) 策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

所 属	職名等	氏 名	備 考
学識経験者	山梨大学大学院准教授	大山 勲	会長
関係行政機関	山梨県美しい県土づくり推進室長	野田 祥司	
各種団体代表	地域委員 (明野)	柴山 裕子	副会長
	地域委員 (須玉)	上村 玲子	
	地域委員 (高根)	長田 伯雄	
	地域委員 (長坂)	田中 幸永	
	地域委員 (大泉)	藤森 征雄	
	地域委員 (小淵沢)	小林千鶴子	
	地域委員 (白州)	伊野 良夫	
	地域委員 (武川)	小池 満雄	
	文化財保護審議会	小林 秀雄	
	農業委員会	今井 賢一	
	商工会	大柴 菊信	
	観光協会	刃刀 孝夫	
	土地利用審議会	跡部 治賢	
峡北森林組合	藤原 忠直		
景観研究会代表	茅ヶ岳・みずがき山エリア代表	明石 益夫	
	八ヶ岳南麓代表	齋藤 一紀	
	甲斐駒ヶ岳代表	高垣 直視	
行政代表	建設部長	浅川 和徳	平成 20 年度
		深沢 朝男	平成 21 年度



・ 第 1 回策定委員会



・ 第 2 回策定委員会



・ 第 3 回策定委員会



・ 第 4 回策定委員会



・ 第 5 回策定委員会



・ 第 6 回策定委員会

(2) まちづくり審議会委員名簿(平成22年8月～平成26年3月)

区 分	役 職	氏 名
学識を有する者	山梨大学大学院准教授	大山 勲
	前景観計画策定委員(明野)	柴山 裕子
	前まちづくり計画策定委員(須玉)	藤原 忠直
	前まちづくり計画策定委員(高根)	仲田 邦男
	前まちづくり計画策定委員(長坂)	草野香壽恵
	前景観計画策定委員(大泉)	藤森 征雄
	前景観計画策定委員(小淵沢)	小林千鶴子
	前景観計画策定委員(白州)	高垣 直視
	前まちづくり計画策定委員(武川)	小澤源七老
一般公募		齊藤 一紀
		原 徹男
		東山 正美
関係行政機関	山梨県美しい県土づくり推進室長	山口 雅典
	山梨県都市計画課課長補佐	樋口 有恒
北杜市	建設部長	深沢 朝男

(2) まちづくり審議会委員名簿(平成28年10月～)

区 分	役 職	氏 名
学識を有する者	山梨大学大学院教授	佐々木邦明
	地域委員会から推薦された者(明野)	嶋津 英樹
	地域委員会から推薦された者(須玉)	歌橋 和法
	地域委員会から推薦された者(高根)	船木 良
	地域委員会から推薦された者(長坂)	岩下 邦博
	地域委員会から推薦された者(大泉)	吉竹 淳次
	地域委員会から推薦された者(小淵沢)	早川 孝
	地域委員会から推薦された者(白州)	中山 盛夫
	地域委員会から推薦された者(武川)	長坂 正
一般公募	18歳以上から30歳未満	新海 大樹
	30歳以上から50歳未満	長坂 治
	50歳以上	三井 茂
関係行政機関	山梨県美しい県土づくり推進室室長	長田 泉
	山梨県都市計画課課長補佐	五味 勇樹
北杜市	建設部長	神宮司 浩

(3) 庁内策定体制

■ 庁内関係各課*1

政策秘書課(政策調整担当)・総務部:総務課(総務担当)、地域創造課(地域づくり・交流担当)、税務課(資産税担当)・企画部:企画課(行革担当、企画担当)・保健福祉部:市民福祉課(福祉担当)生活環境部:環境課(環境担当)、上水道課(管理担当)、下水道課(管理担当)・産業観光部:農政課(農政担当、計画・管理担当)、林政課(林政担当、森林整備担当)、商工課(商工企画担当)、観光課(観光企画担当)・建設部:土地政策課(開発指導担当、まちづくり担当)、建築住宅課(住宅整備担当)、道路河川課(計画担当、道路河川整備担当、用地管理担当)・教育委員会:教育総務課(総務担当)、生涯学習課(文化財担当)・農業委員会:事務局 ■事務局(担当課)まちづくり推進課*2

注) *1 各部署の名称等は平成20年度時点の組織です。

*2 平成18年度～平成21年度は土地政策課、平成22年度からはまちづくり推進課。

北 杜 市 景 観 計 画

平成 22 年 12 月策定

平成 28 年 2 月変更

発 行 : 北 杜 市

編 集 : 建設部 まちづくり推進課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

TEL 0551-42-1361 FAX 0551-42-1123

URL <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>

協 力 : 株式会社 ブレーンズ

Landscape Planning of HOKUTO City

北 杜 市 景 観 計 画



北 杜 市